

第37図 I区 古墳時代遺構配置図(平成2年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区)(S=1/300)

また、住居床面に土坑が検出されたものがある。土坑の位置が堅穴に接して、辺の中央付近にあるものとして-1号・14号・21号・34号・41号の例がある。張出部が付く円形プランの堅穴住居に関しては49号住居の例があり、張り出し部に完形率の高い蓋形土器3-42や台石等が出土するとともに、底部には木炭のようなカーボンが堆積していたことから、張り出し部はなんらかの物置のような役割等が想定できる(第39図)。また、15号住居土坑では台石・砥石・鉄滓が出土しており、鍛冶関連遺構と考えられる(図版12-19)。

住居遺構の遺物としては、3号住居からは鉄斧3-135・青銅製鎌3-137が、7号住居床面直上からは勾玉あるいは鏡を模した可能性がある滑石製模造品3-103が、15号住居からは成川式土器高杯3-24が、37号住居からは子持勾玉3-99が、8号住居から青銅鏡片3-138が、21号住居から刀子が出土した。

住居の造営時期に関しては、22号住居から中津野式段階の壺が出土しており、他の住居では辻原式段階から篠貫式段階に帰属する土器が出土していることから、古墳時代の初頭から5・6世紀代に至るものとみられる。

・V区 昭和62年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区

(第40図／図版11-12～14)

V区においては、古墳時代に帰属する堅穴住居とみられる遺構が27基検出された。27基は堅穴同士が著しく切り合った状況で検出されたことから、V区同様に、一定期間において建物の造営が繰り返し行われた結果である。

建物の平面プランは、方形プランとみられるもの17基、柄鏡形のもの1基(14号)、不整形のもの3基(9号、13号、27号)、切り合いのため形状が不明のもの6基である。

堅穴の法量は、方形プランのものでは、3号では検出できた一辺が4.3m、4号が6.7m×6.3m、5号が3.4m×3.2m、6号が3.3m×3.1m、7号が3.7m×3.6m、17号では検出できた一辺が3.6m、22号が3.0m×3.1m+a、30号が29号と切り合っているが一辺5.1m程度である。14号は堅穴が不整形の円形+張出となるが、長軸が2.9m×短軸が2.1mで、張出部分の長さは0.5m程度である。

柱穴数に関しては、明瞭なものが少ないが、3号住居では炉の左右で4基と3基が検出されている。4号は四隅付近に4基が検出され、床面に主軸方向と斜めに2基が検出されている。7号は中央土坑の左右に4基と3基検出されているが、棟柱2基と柱穴4基の組み合わせと考えられる。30号は4基が方形に配置されるとみられる。円形+張出の14号は床面に1基、不整形な9号は床面に1基検出された。その他は不整形に配置される。



第38図 V区 古墳時代遺構配置図(昭和63年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区)(S=1/160)

建物の付帯遺構としては床面に炉とみられる土坑が伴うものがある。3号、6号、7号、17号、23号で床面に、3号と7号は土坑に接して焼土及びカーボンが見られる。一方、床面に土坑がなく焼土及びカーボンが広がる範囲があるものは、4号、6号、27号である。6号については焼土等とは別の場所に土坑が検出されている。カマドの検出例はない。

上記のうち、7号住居(第41図)では、床面の楕円形の土坑(東西1.2m、南北1m)中央に、東西25cm、南北25cm、深さ15cmの逆台形の中央ピットがあり、脚部のない壺形土器が据えられていた。土器は口縁部から10cm程度が床面上に露出していた。中央ピットの北側には焼けた砂と灰混じりの土壤があり、土器利用が考えられた。

土器炉の壺形土器3-6は口径24.6cmであり、口縁部がやや内湾し、刻み目のない突帯を貼り付ける成川式土器の笠貫段階に帰属するものである。外面のススは顯者ではないが、内面の底部にかけて2次的な受熱痕があり、内面に黒色のススが帶状に一周残り、底部にかけて剥落が著しいため、壺の内部で火を使用したことを示している。壺形土器には補修孔があり、壺として利用された後、土器利用炉に転用されたものである。脚部の欠損は、中央ピットに据えやすくなるための意図的行為とみられる。

鹿児島県内の土器利用炉の事例は、鹿児島市鹿児島大学構内遺跡3号・7号・10号・19号・20号住居、枕崎市奥木場遺跡、南さつま市辻堂原遺跡33号住居の7例がある。時期は、奥木場遺跡例が東原式段階、他例が笠貫式段階である。南九州の土器利用炉に関して今塙屋穀行氏は、炉として土器が利用された「土器床炉」と、煮炊用土器の支脚として埋甕が利用された「土器埋設炉」に分類し、「土器床炉」の分布を薩摩半島中南部としている(今塙屋2004)。本例は、薩摩半島南東端の初例となる。V区とVI区には夥しい数の堅穴住居が検出されたが、土器利用炉の採用は1例のみであり、土器利用炉が集落内においては希少事例であったといえる。

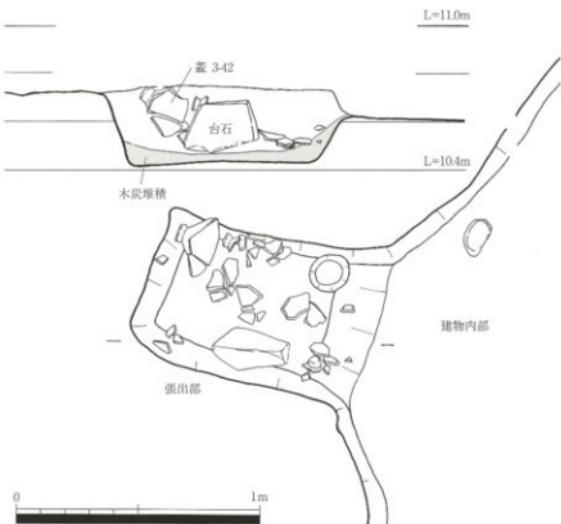
4号住居は7層青コラ火山灰層によって埋土上面が被覆されていた。青コラ直下の埋土上面の形状は、窪地状を呈しており、この住居は埋まりかけの状態で火山灰が降下したことがわかる。住居の堅穴が埋没するのに要する期間は明らかではないが、7層の堆積時期である7世紀後半には埋没していた住居と考えられる。

住居遺構の遺物としては、9号住居ピット内から青銅製錆3-136が、13号住居から磨製石族3-106・ミニチュア土器3-75が、17号住居から舟形軽石加工品3-119が、27号住居から須恵器甕3-94が、29号住居から鉄製錆3-130・成川式土器坪3-68・須恵器甕3-93が、30号住居から須恵器甕3-90等が出土した。

・その他の調査区(第42-43図)

その他の調査区の堅穴住居であるが、河川西側のI区周辺については、土器集中廐棄所②の北側約20mのXII区で切り合った住居14基(第42図/図版12-20)、I区の約20m北側のXII区1トレンチで2基が検出されている。

旧河川東側については、集落中心部であるV区の約60m南側のXII区と下水道④トレンチで5基、VI区周辺の平成4年度遺跡範囲確認調査1トレンチで1基、VI区に隣接する平成4年度遺跡範囲確認調査3トレンチで8基、同5トレンチで5基が切り合った状態で検出されている。さらに、国指定史跡地内の昭和61年度10トレンチで4基が切り合って検出



第39図 V区 49号堅穴住居張出状付帯遺構と遺物出土状況(S=1/20)



第40図 VI区 古墳時代遺構配置図(昭和62年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区) (S=150)

されている。3トレンチ6号住居埋土から石包丁3-109が出土した。また、5トレンチ3号住居から高杯脚部転用輪羽口未成品3-79が出土しており、鍛冶に関連する可能性がある。II区の南側約15mの下水道⑤トレンチでは住居1基が検出され、土製丸玉3-85が出土している。

この中で、昭和61年度国指定史跡地内10トレンチにおいて検出された堅穴住居4基(第43図／図版12-21)に関しては、鍛冶関連住居の可能性が考えられる。1号住居は方形プランであり、床面付帯施設として土坑2基、ピット5基が検出された。土坑2基は床面の中央付近に位置するが、土坑A(最大幅約50cm、長さ90cm以上)は長方形土坑が連結したものであり、梢円形の土坑B(長軸幅約90cm、短軸幅約60cm)には小型の土坑が連結したものである。ピット1の東側周辺には灰褐色の焼土が散在し、床面は硬く踏み固められ、北西隅にはカーボンを大量に含む黒褐色の硬化面(厚さ1~2cm)が検出されているところである。1号住居からは成川式土器の笠貫式段階の土器が出土した。鍛冶関連遺物は、1号住居にはないが、切り合い関係にある2号住居からは先端にスラグが付着した輪羽口(高杯脚部転用)3-80が、同じく3号住居からは釣針3-132が、4号住居からは鉄製鋤先3-133が出土している。

橋牟礼川遺跡においては、奈良・平安期の鍛冶炉を持つ堅穴住居が2基検出されている。これらの住居では高杯転用の輪羽口は使用されず、作り付けあるいは輕石製のものへと替わっている。一方、指宿市内の尾長谷追跡の堅穴住居では(指宿市教育委員会1986)、中央ピットが梢円形二段掘りの鍛冶炉である。鍛冶炉内からはカーボンが大量に出土するとともに、赤く焼けた焼土が見られた。鍛冶関連の出土遺物では、高杯転用の輪羽口、鉄床石とみられる台石や砥石がある。

橋牟礼川遺跡においても古墳時代の高杯脚部転用の輪羽口が出土しており、鍛冶作業が行われたことは確実とみられる。上記の1号住居等は、床面の状況や付帯土坑の状況等から、鍛冶に関連する可能性は捨象できないと考えられる。

なお、橋牟礼川遺跡の西側の広がりを確認するために、平成6年度に3箇所で確認調査を実施した(第2図)。この際、1トレンチと3トレンチにおいて、1トレンチでは古墳時代の堅穴住居2基が切り合って、3トレンチでは1基の堅穴住居が検出された。1トレンチはI区の北側約100mに位置し、3トレンチは国指定史跡から西側約230mの距離の山裾に位置している。いずれの住居も埋土中出土物が笠貫式段階に帰属しており、I区の住居群と時期的に重なっている。I区で検出された住居群との関連があるのか、あるいは別の群を構成するのかは明確ではないが、山裾まで居住域として利用されていたことは確認できる。

(参考文献)

今垣屋毅行 2004 「南部九州古墳時代の火廻-「上器利用炉」に着目して-」『福岡大学考古学論集-小田富士雄先生退職記念-』小田富士雄先生退職記念事業会

指宿市教育委員会 1986 『尾長谷追跡』指宿市埋蔵文化財調査報告書(7)

② 大溝遺構

橋牟礼川遺跡においては、古墳時代相当期の断面形状がV字等の溝状遺構が複数個所で検出されている。特に、昭和61年度に検出した溝状遺構は規模が大きく、かつ断面形状も明瞭なV字状となることから、導水等を目的とした溝とは異なる性格であり、防御的性格を想定しているため、大溝遺構と呼称した。

この大溝遺構については、連續性の有無と延長ラインについては明確にされていないが、橋牟礼川遺跡地内の発掘調査によって、類似した遺構を検出している。

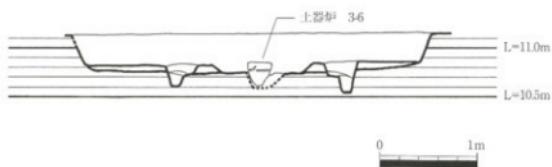
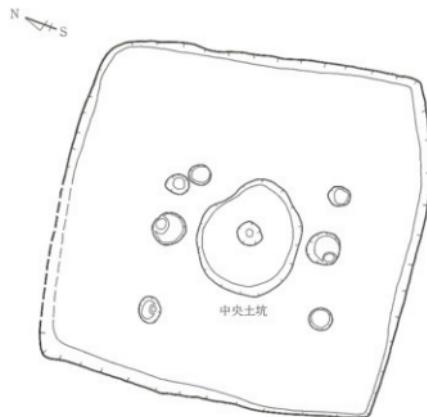
・昭和61年度国指定史跡調査区8、9トレンチ(第44図／図版12-25)

昭和61年度に実施した、橋牟礼川遺跡包含地の環境整備事業に伴う発掘調査によって、古墳時代に帰属する大型の溝状遺構が検出された。検出箇所は橋牟礼川の両岸に設けた8トレンチと9トレンチであり、両トレンチにおいて溝状遺構は連続していた。溝状遺構の埋没後、後世に橋牟礼川の流下が始まると、遺構はこれにより切られたものである。

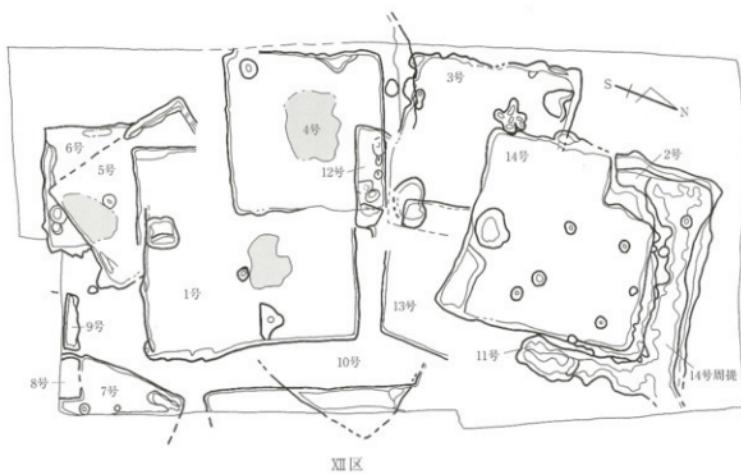
遺構は古墳時代包含層である8層が18層レベルまで落ち込むもので、幅2.8m、深さ1.4mを測るV字溝である。埋土は、下部に茶褐色土(スコリア混入)、中位に7層青コラ火山灰が部分的に堆積、上位に灰褐色土(スコリア混入・7層青コラ火山灰のしみ込みで青味がかっている)である。

上位の7層青コラ火山灰層堆積時には、深さ60cm程度の溝状の崖みが残っていた。したがって、溝状遺構は青コラ

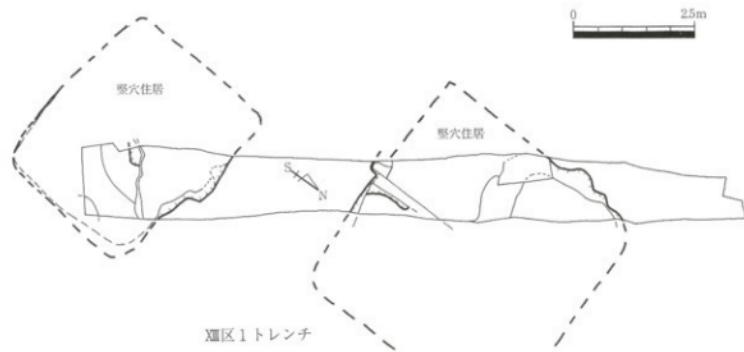
火山灰降下時点では埋没途上にあったが、火山灰層直下は緩やかなU字状を呈しており、溝としての機能が完全に失われてはいない状況であったと考える。溝内出土遺物は、第68図3-139～3-144である。遺物の所属時期は弥生後期から徙貢式段階に渡る。



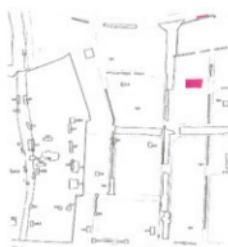
第41図 VII区 土器井を有する7号竪穴住居(昭和62年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区) (S=1/50)



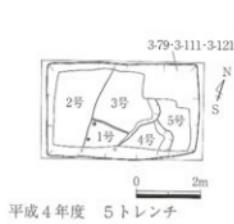
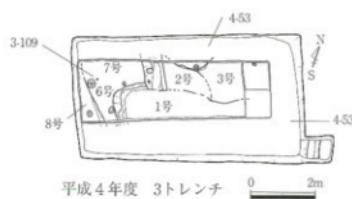
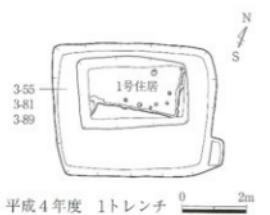
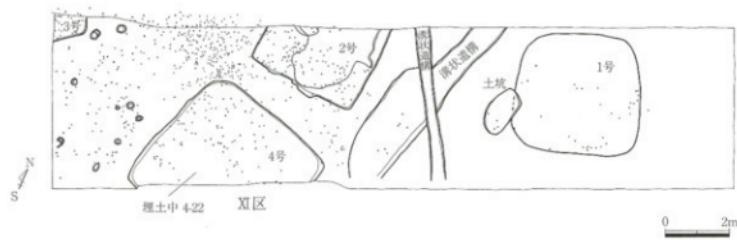
XIII区



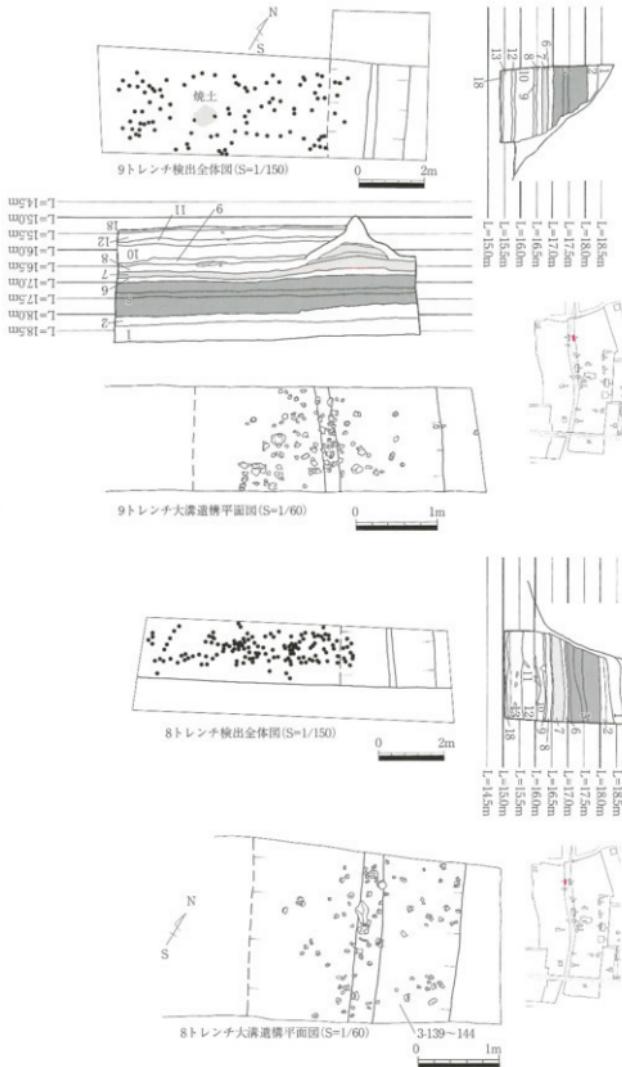
XIII区1トレンチ



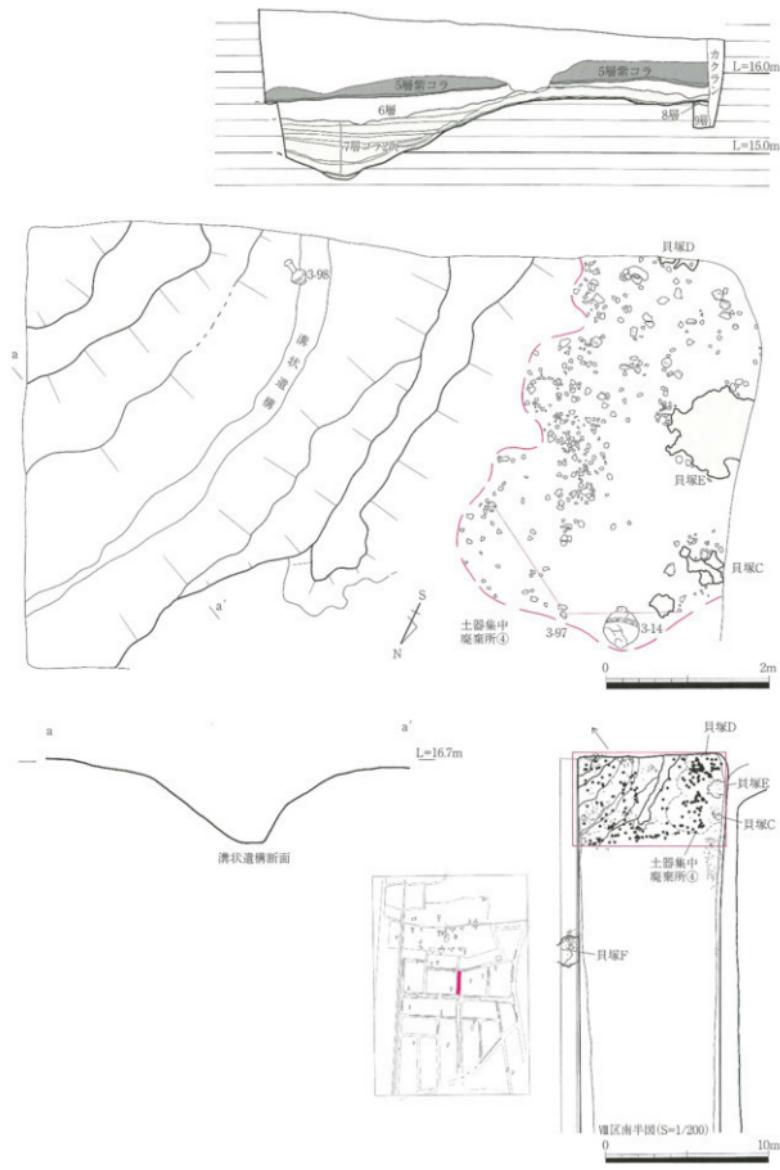
第42図 古墳時代堅穴住居図(平成2年度XIII区、平成3年度XIII区1トレンチ)(S=1/100)



第43図 古墳時代堅穴住居団(平成2年度XII区、平成4年度1・3・5トレーニチ、昭和61年度10トレーニチ)(S=1/200)

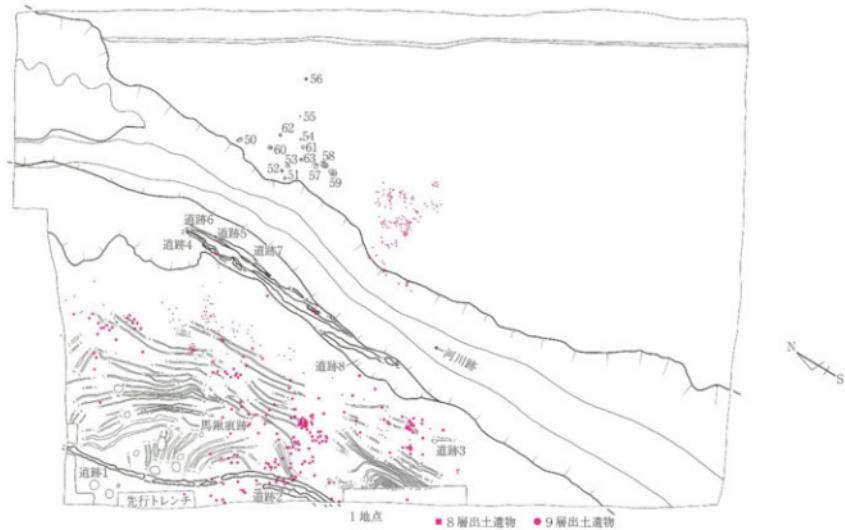


第44図 昭和61年度国指定史跡確認調査8・9トレンチ 古墳時代大溝造構検出状況(S=1/60)

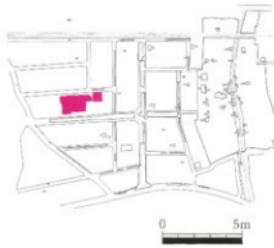
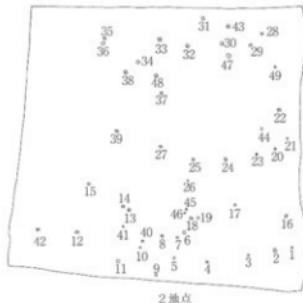


第45図 倉区 古墳時代大溝遺構・土器集中廐棄所④(平成3年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区) (S=1/60)

-08



第46図 IX区 古墳時代遺構配置図(平成4・5・6年度博物館調査区)(S=1/300)



・Ⅷ区・平成3年度都市計画事業に伴う10-1線調査区(第45図／図版13-26)

平成3年度に実施した都市計画事業に伴うⅧ区の調査において、調査区の南壁から東壁に向かい緩やかにカーブする溝状遺構を検出した。上端の幅は約1.3m～1.6m、深さは深いところで40～50cm程度である。断面は、緩いV字になる部分やポール状になる部分がある。溝の最下面にはスコリアが堆積し、その上位にはクロスラミナが見られる7層の二次堆積物が積もっていた。検出状況から、溝状遺構と隣接する土器集中廐棄所は同時期の遺構と考えられる。

上記の調査成果からは、昭和61年度に検出したV字を呈する大溝遺構とⅧ区の溝状遺構が、7層青コラ火山灰降下時において浅い溝状を呈している点で共通しており、両者が連続した溝であった可能性を考慮する必要があろう。そうであれば、昭和61年度調査地点からⅧ区までは直線距離で約150m程度の距離があるが、溝状遺構としてはそれ以上連続したものであったと考えられる。さらに、Ⅷ区においては溝の方向が東寄りに向きを変えていることから、大溝遺構が河川とは接続せず、Ⅷ区の集落付近まで伸びていた可能性も考慮する必要があると考える。ただ、現状では延長上の調査区において溝状遺構の検出例はないところである。

なお、下水道調査区⑩トレントにおいては古墳時代相当期とみられる溝状遺構を検出している。幅6m、深さ1.5m以上であるが、底部までの掘削はできず深さは不明である。埋土は、クロスラミナを見せており、河川等の自然地形であるか、人為的な掘りこみであるかは不明である。人為的溝とした場合でも、上記の大溝遺構のように7層青コラ火山灰降下時点で溝状の地形ではなく、大溝遺構より早く埋没し終えたと考えられる。古墳時代において、設けられた大溝遺構とどのような関連があるのか興味深い。

③ 耕作地

橋牟礼川遺跡においては、古墳時代における明瞭な畠遺構は検出されていない。しかしながら、Ⅸ区において、馬鍬等を用いた耕作痕跡が検出され、耕作地の存在が明らかとなった。

i 馬鍬痕跡(第47図／図版13-27)

平成4、5、6年度に実施した博物館建設に伴うⅨ区の9層下面付近の掘削中に、赤味が強い10層に対して黒味が強い9層土を埋土とする幅5cm程度の溝状遺構を検出した。この溝状遺構は数条を単位として平行して続くものであった。溝状遺構のあり方には以下の三種類があった。

- (A)幅5～10cm程度のものが数本を単位として平行して続くもので、方向が変わるもの場合でも同様に平行して単位を形成する馬鍬痕跡とみられるもの
- (B)幅が20cm以上あり、一見他の溝状遺構と平行して見えるが、方向が変わったり、端部に至るとそれぞれの溝が離れたりし、必ずしも平行ではなく、一本を単位とする鋤痕跡とみられるもの
- (C)断面を見ると5～10cmの溝状遺構数条を単位とするが、埋土は10層となっており、平面的には(A)のケースと逆転して見える馬鍬による累積的作業の結果とみられるものである。

第47図に代表的な溝状遺構の断面を提示した。断面Bの左半は(A)のケースと考えられ、掘り込み深度もほぼ一定している。断面Aは幅が広く深いため、(B)のケースと考えられる。断面Bの右半は(C)のケースと考えられる。

したがって、この条線状痕跡には、馬鍬痕跡と鋤痕跡が混在しており、また、それらの集積が痕跡として残存しているものと考えることが妥当とみられる。

馬鍬自体は水田における代掻き具とされているが、この地点の9層は火山性扇状地地形に特有な礫質で透水性が高い土壌であること、また、河川の水位から考えても、1.5m以上の比高差があり、導水施設も特に認められないことから乾田ないしは畠の可能性が考えられる。ただ、畠などの上部構造が特に認められないことから、畠を伴う畠として位置付けることも現状では困難である。これまで出土した馬鍬には、南が細く長いものの(大森A遺跡例)や幅が広く短いものの(カキ遺跡例)等があることから、土壤条件や立地、耕作法によって、バリエーションがあったものと考えられる。

なお、馬鍬の用法に関しては、近世においては馬を用いて水田で使用することが一般的であったようだが、沖縄県八重山郡竹富町(波照間島)のウシを用いて畑地で馬鍬を使う例、甘肃省嘉峪關所在の魏晋墓壁画(3世紀後半～4世紀初頭)にウシが馬鍬を引く描写等があること、そして河野通明氏による馬鍬の用法が当初畠などにも用いられていたとい



第47図 IX区 古墳時代馬鍔痕跡(平成4・5・6年度博物館調査区) (S=1/100)

う指摘を考慮する必要がある(河野1990)。

なお、植物珪酸体分析によって、IX区の馬鍬痕跡検出地点付近における9層中にイネ及びヒエやアワを含むキビ族の栽培が確認されている。

IV区では、馬鍬等を使用した耕作地の詳細な構造を詳らかにはできていないが、馬鍬痕跡とその他の遺構から耕作地の範囲に関してはある程度の想定ができるものと考える。馬鍬痕跡等の西側に隣接して、南北に伸びる道跡が検出されており、馬鍬痕跡等は道跡の西側には検出されていない。また馬鍬痕跡等の東側は弥生時代には河川があったことが明らかである。さらに、河川の東側においては馬鍬痕跡等が検出されなかつた。したがって、馬鍬を使用した古墳時代の耕作地に関しては河川に沿ってその西側に、奥行き10m弱で広がっていたことがいえる。一方、河川東側においては、馬鍬痕跡は検出されていないが、同時にピット等についても検出されない範囲があり、現段階では用途については明言できないところである。

(文献)

河野通明 1990 「馬鍬の伝来」『列島の文化史』7 日本エディタースクール出版部

ii 馬骨の出土(第48図／図版14-36)

IV区における馬鍬痕跡の検出によって、耕作に利用した家畜の存在が注目された。橋牟礼川遺跡においては、平成3年度に実施した国遺拡幅に伴うXIII区4トレンチにおいて、古墳時代に帰属する馬の下顎骨等が出土している(第48図)。第8層中において出土したのは、馬の下顎骨1点、馬の歯4点と骨片等である。西中川駿氏の鑑定では、馬の下顎骨は右下顎のもので、年齢は4~5才とされている。

④ 土器集中廐棄所

古墳時代の土器集中廐棄所は、これまでの橋牟礼川遺跡の発掘調査で9ヶ所の存在が知られている。これらのうち、記述に留まるものは、大正7・8年の調査でB地点において検出され、濱田によって「デポット」とされたもの、昭和48年度史跡指定地現状変更許可申請に伴う確認調査第Iトレンチで検出された厚さ30cm程度の「土器づか」、そして、平成4、5年度国指定史跡確認調査K3トレンチで一部が検出されたが、保存目的調査であったことから埋め戻して保存を図ったものである。

土器集中廐棄所の詳細な記録がなされたのは6ヶ所で、いずれも、古墳時代の土器・石器を主体とし、動物骨・鉄器・軽石加工品・勾玉等が少量発見されている。

ここでは、発掘調査において、そのおよその全体像が把握できている6ヶ所の土器集中廐棄所について記述する。記述の都合上、名称を①~⑥と呼称する。

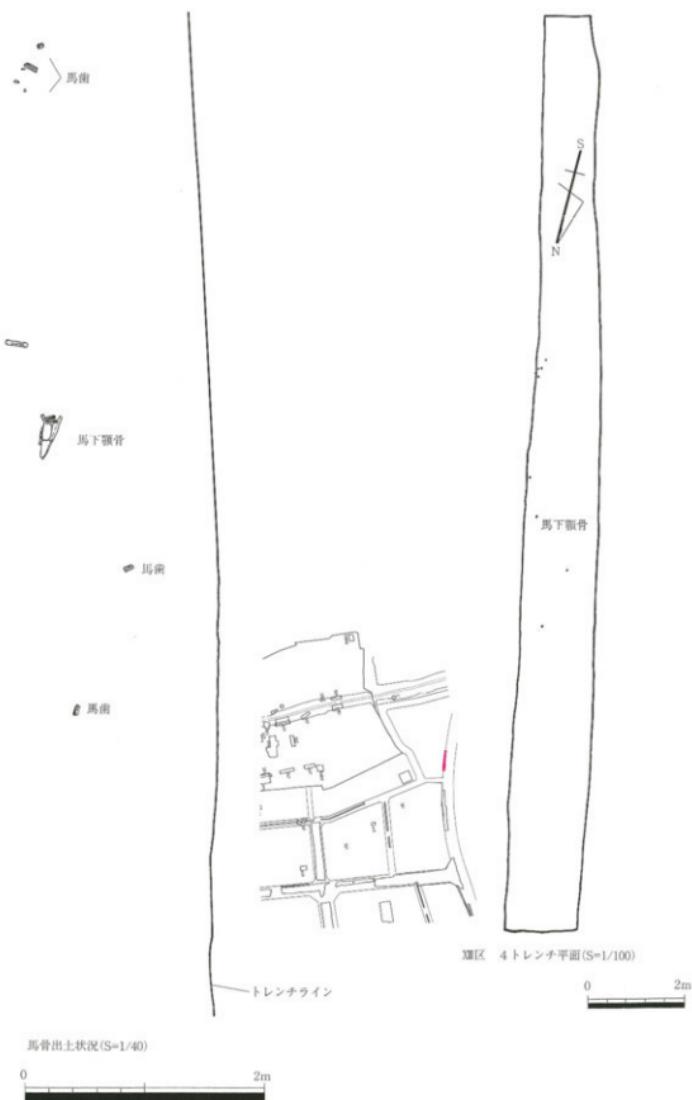
・土器集中廐棄所①(第37・49図／図版12-22)

平成2年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区I区においては土器集中廐棄所①と②の2ヶ所が検出された。

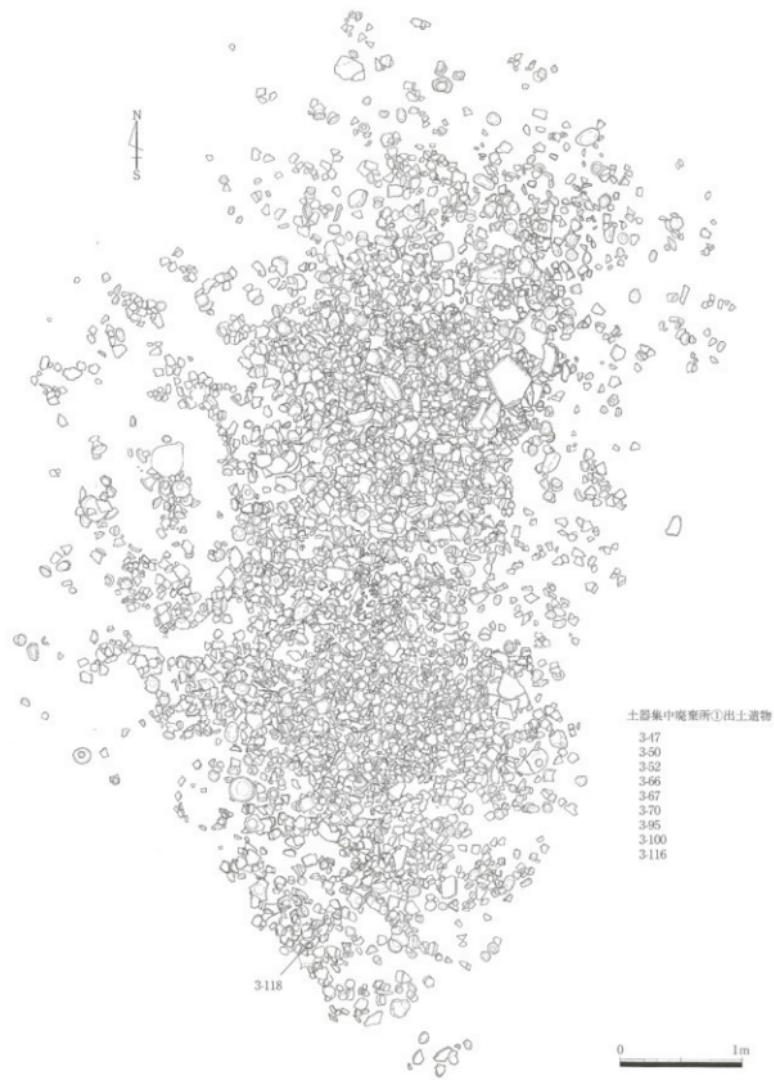
土器集中廐棄所①は竪穴住居が集中して造営される範囲の東側に設けられている。長軸(南北)8.5m、短軸(東西)5.5mを測る楕円形を呈する。土器集中廐棄所①の東側に隣接して北西~南東方向に伸びる道跡が検出されている(第37図)。道跡は路面が硬化しており、幅が20cmから90cm程度と一定していない。このことから、踏み分け道等、通行の結果表面が硬化したものと考えられる。道跡は土器集中廐棄所の北端で分岐し、分岐した道跡は北東方向に伸びている。道跡と土器集中廐棄所との切り合い関係がみられないことから、両者は共時間関係にあることが考えられる。さらに、土器集中廐棄所への土器等の廐棄行為に関連して設けられた可能性が伺える。

土器集中廐棄所①の出土遺物は、成川式土器の笠貫段階の壺形土器3-13の他、壺3-47・50・52、鉢3-61、鉢形ミニチュア土器3-66、壺形ミニチュア土器3-67・70、瓶把手3-59・3-60、須恵器杯身3-95、舟形軽石加工品3-116、石製勾玉3-100等、膨大な量が出土した。

土器集中廐棄所①の時期に関しては、須恵器杯身3-95が中村浩氏の陶器編年I型式5段階以降のものに対比できると考えられ、5世紀後半以降には造営されていたと考えられる。同時に、成川式土器の最終段階の笠貫式段階に帰属する壺3-13も出土している。笠貫式に関しては従来6世紀後半とされている(中村直子 1987)ため、5世紀から6世紀に



第48図 XIII区 4 レンチ古墳時代馬骨出土状況(平成3年度国道拡幅調査区)(S=1/40)



第49図 I区 古墳時代土器集中廐棄所①(S=1/40)

かけて造営された可能性が考えられる。

(文献)

中村 浩 1991 『和泉陶邑窯の研究—須恵器生産の基礎的考察—』 柏書房

中村直子 1987 「成川式土器再考」[鹿大考古第6号]

・土器集中廃棄所②(第37・50図／図版12-23)

土器集中廃棄所②は土器集中廃棄所①の東側に位置し、河川に向かう緩斜面に設けられている。長軸(略東西)8.5m、短軸(略南北)4.0mを測る細長い形狀を呈する。最も下層に廃棄された土器群は、2ブロックに分かれていた。したがって、廃棄当初は2ヶ所に土器を廃棄していたが、時間経過とともに廃棄される土器が増え、1つの大きなブロックとなったことが判明している。土器集中廃棄所②の時期を示す遺物としては、掲載資料にはないが、主に成川式の笹貫式段階の土器が出土しているところである。

・土器集中廃棄所③(第51図／図版12-24)

平成2年度の都市計画事業に伴う幹線道路調査区IV区の東端部分で土器集中廃棄所③を検出した。隣接する下水道⑧トレンチにおいても連続部分が検出されている。長軸(略東西)15mを測り、短軸は全体を検出していないため不明だが、調査区内では8.5mが検出されている。

出土遺物は、成川式土器では、甕形土器3-1・3-2・3-3・3-4・3-5、大型壺3-9・3-10・3-11、小型壺3-16・3-17・3-18・3-19・3-20、高杯3-22・3-23・3-29・丹塗高杯3-28、鉢3-30・3-32・3-33・3-34・3-36・3-38、蓋3-39・3-40・3-41、埴3-43・3-45・3-48・3-51・3-53・3-54、瓢形土器3-56、杓子形土器3-58、壺形ミニチュア土器3-69、鉢形ミニチュア土器3-63・3-64・3-71・3-73・3-74・3-77・3-78、土盤3-86、土製鋤鉢車3-88、磨製石族3-105、滑石製加工品3-115・靴形軽石加工品3-123の他、膨大な量が出土した。

土器集中廃棄所③の形成時期に關して検討する。甕形土器の口縁部が外反するもの、刷毛目により胴部境に段を持つもの、長くゆるやかに外反するものがある。壺形土器は胴部に一条突帯を貼り付けるものが多いが、多条突帯や幅広突帯を貼り付けるものも含まれる。高杯は丹塗りのものが一部含まれている。このように、土器集中廃棄所③からは中津野式段階を上限とし辻堂原式段階に達する土器が出土しているため、中津野式段階から土器が廃棄され始め、辻堂原式段階まで廃棄が行われたとみられる。

・土器集中廃棄所④(第45図)

平成3年度都市計画事業に伴う10-1線調査区Ⅵ区の南隅、溝状遺構の西側で土器集中廃棄所④を検出した。また、隣接する下水道調査⑨トレンチと⑩トレンチで、同時期の土器集中廃棄所が検出されたため、一連の土器集中廃棄所と考えられる。これらを含めた想定される大きさは、長軸とみられる略東西方向で23m程度となる。ただ、このような規模とした場合、大溝を挟んでその東西に土器が廃棄されていたことになる。

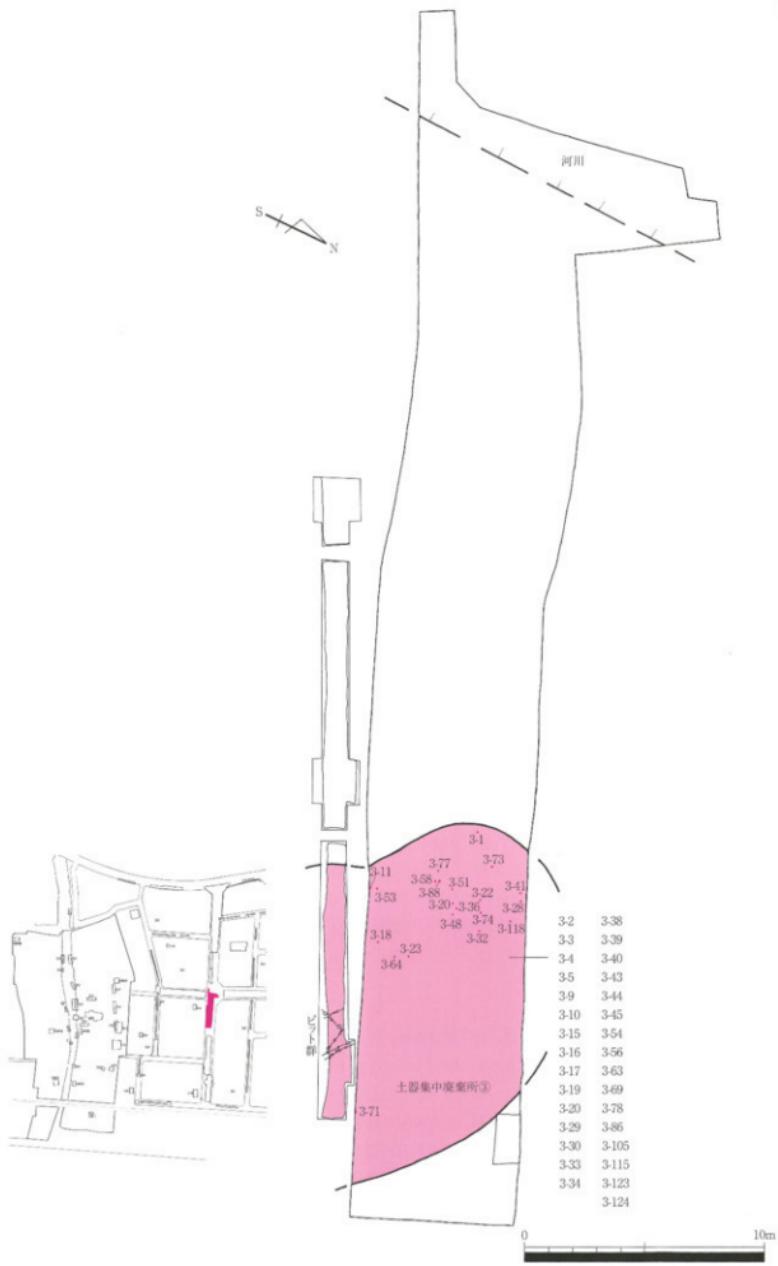
土器集中廃棄所④の出土遺物については、ほとんどの成川式土器の破片資料や石器等である。関係率の高い大型壺3-14は幅広突帯が付され、成川式土器の笹貫式段階に帰属する。他に、須恵器の杯蓋3-97が出土している。3-97は、貝塚Cの下から接合資料が出土しているため、土器集中廃棄所の成川式土器はこの須恵器とは同時期とみられる。その後、貝塚が形成される時期または貝塚の形成後に須恵器長頸壺3-98が溝状遺構に置かれたものと考えられる。

土器集中廃棄所④の時期に關して下山は、3-97の須恵器杯蓋を陶邑編年II型式4段階以降のものとし、土器集中廃棄所、貝塚、そして須恵器長頸壺は、6世紀後半以降、7世紀後半までの間に帰属するものとしている。

この他に、下水道④トレンチ中央付近に東西6m程の規模の土器集中廃棄所⑤と、下水道⑤トレンチと平成4年度2トレンチに渡って、少なくとも10mの範囲に廣がる土器集中廃棄所⑥が検出されている。土器集中廃棄所⑤では成川式土器壺3-8・壺3-21・石錐3-114等の他に陶邑編年I形式5段階に相当する須恵器杯等が出土している。壺3-21は埋没途中に第7層青コラ火山灰に覆われており、7世紀後半に近い時期まで廃棄が続いたとみられる。土器集中廃棄所⑥は上面の検出に留まっているが、成川式土器辻堂原式段階から笹貫式段階の遺物が出土している。



第50図 I区 古墳時代土器集中廃棄所②(S=1/30)



第51図 IV区 古墳時代遺構配置図(土器集中発掘所③)(昭和61年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区、平成2・3年度下水道⑧トレンチ)(S=1/200)

主に、土器集中廃棄所①～⑥について紹介したが、土器集中廃棄所は廃棄に伴う遺構であると考えられる。その理由として次のことが考えられる。

- ① 祭祠遺物の割合が極度に低いこと
- ② 明らかに実用に供されたと考えられる遺物(スズの付着する変形土器等)が主体を成すこと
- ③ 特定の遺物の配置関係が見られないこと
- ④ 貝以外の自然遺物(主に動物骨)の廃棄も行なわれていること。
- ⑤ 破損率がきわめて高いこと(下水道事業に伴う③トレンチでは完形品の全体比率は約0.7%)

これまで発見されている土器集中廃棄所には貝類の廃棄が行なわれたケースが皆無であることなど、何らかの規制を伴うものであった可能性がある。しかしながら、「神や祖先を祭ること」の行為の所産とは考えにくく、むしろ土器廃棄の慣習によって形成された遺構と捉えるべきと考える。廃棄行為自体に何らかのルールや禁忌を伴ったことが想定できるが、「祭祠」遺構とは区別されるべきと考える。

土器集中廃棄所は、小さいものでも6m程度、大きいものでは23m程度の長さをもつものなどがあり、その遺物量は余りに多量である。このことから土器生産に関する遺構の可能性も検討したが、焼成土坑や、カーボン、焼土が検出されることがほとんどないこと、そして、使用の痕跡のあるものが多く存在すること等から、陶磁器の物原のような、焼成時に生じた不良品の廃棄場所と考えることも適当ではない。

土器集中廃棄所では、旧地形を改变することなく土器廃棄を行なっており、形状にも規格性は認められないことから、遺構構築が意図されたとは考えにくく、生活空間の中の廃棄場所という位置付けが適当と考えられる。この意味では、むしろ貝塚に近い遺構と捉えられる。

橋牟礼川遺跡の土器集中廃棄所が検出される9層中には、しばしば小規模の「貝塚」が検出されるが、土器集中廃棄所と同じ場所で混在することはない。土器集中廃棄所から貝1点も出土していない状況からは、廃棄の意味が異なっている可能性が考えられる。さらに、規模は貝塚に比べ土器集中廃棄所が大きく、土器集中廃棄所が何らかの集落単位による廃棄を反映するものと考えることが適当であると思われる。

実際、橋牟礼川遺跡における土器集中廃棄所は、堅穴住居が集中的に発見される地点の周辺に設けられることが多い。一方で住居城と切合い関係にある土器集中廃棄所はこれまで発見されていない。その多くは、集落縁辺部または河川斜面に形成されている。したがって、土器集中廃棄所の形成は、単位集落毎と呼応する可能性が示唆されるが、面的な広がりを十分把握できていない現状では推測の域は出ない。しかし、集落毎に土器集中廃棄所が形成されるとすれば、橋牟礼川遺跡の単位集落の把握につながり、当地方の集落構成の理解に大きく貢献するものと考えられる。

I区で検出した土器集中廃棄所②では、最も下層の土器群の単位は2カ所であったものが、積み上げられ廃棄する過程を経て、最終的に長軸(略東西)8.5m、短軸(略南北)4.0mの土器集中廃棄所が形成されたことが伺えた。このような事例から、土器集中廃棄所は、基本的に集落の周辺に設けられるものである可能性は極めて高く、また、その廃棄量や規模は、集落の存続期間や規模と何らかの相関をもつ可能性もある。したがって、当遺構を単体で理解することは困難であり、むしろ住居城とは切離して考えられないものと考えられる。

⑤ 土坑墓

・昭和48年度史跡指定地現状変更許可申請に伴う確認調査区IV トレンチ(図版13-32-33)

昭和48年度に国指定史跡地内で実施した確認調査において、IVトレンチで人骨を伴う埋葬遺構が検出された。報告書の記述では、検出された4基のうち2基は上位層(「8層」)、2基は下位層(「11層」)に帰属する。さらに、上位層と下位層の間にコラ層がある旨の記述がある。また、掲載された断面写真をみると上位層から掘り込まれたとされる4号土坑は、橋牟礼川遺跡標準層位5層紫コラ火山灰層直下の橋牟礼川遺跡標準層位6層(「8層」)から掘り込まれている。土坑が掘り込まれた層序の下にコラ層を見て取れ、これは橋牟礼川遺跡標準層位7層青コラ火山灰層とみられる。したがって、「11層」は橋牟礼川遺跡標準層位の8層あるいは9層に該当し、検出された土坑墓2基は古墳時代に帰属することになる。

調査時点では古墳時代に帰属する人骨を1号人骨・2号人骨と呼称している。埋葬方法は土坑を用いた土坑墓であり、葬位は1号が仰臥屈葬、2号が屈葬である。頭位は1号が西で、2号が東と一定していない。1号人骨を埋葬した土坑の周囲に「朱」が認められた。

人骨に関しては、内藤芳篤氏・坂田邦洋氏によって分析が行われた(内藤・坂田1977)。1号人骨については、頭蓋骨の頭蓋冠はほぼ外形をとどめるが、骨質が極めてもらい。頭蓋冠は成人に比して薄く、計測可能部位で厚さが1.5mm～3.0mmであった。前頭部はよく膨隆し、幼少児であることは間違いない。永久歯11本の歯冠が残っており、歯根は破損ないし未形成であった。このうち3本は上顎骨歯槽突起の骨質中に埋伏した状態であり、他の8本は遊離していた。乳歯はなかった。また、右側上腕骨及び両側大腿骨の骨体の一部、肩甲骨及び寛骨骨片が残っていたが性状不明であった。詳細は不明である。

2号人骨に関しては、頭蓋冠のうち頭頂骨の小骨片が残っていたが性状不明であった。検出された4本の歯は永久歯の歯冠で、歯根は破損ないし未形成のものであった。乳歯はなかった。

1・2号人骨の推定年齢に関しては、1号人骨は6才～7才、2号人骨は4才～5才としている。

昭和48年度に検出された古墳時代の土坑墓に関しては、副葬品等に関する記述はない。参考までに、橋牟礼川遺跡から約500m南東にある南摺ヶ浜遺跡においても、平成4年度の調査で古墳時代の土坑墓が3基検出されているが、土坑墓1基で刀子1点が副葬されていたのみである(指宿市教育委員会 1993a・b)。また、平成17年度・19年度の調査では、弥生時代終末期とみられる円形周溝墓12基、弥生時代終末期から古墳時代初頭の土器棺墓17基(壺棺1基・壺棺16基)、3世紀後半から5世紀中頃とみられる土坑墓72基、立石(板石)25基が検出されている。立石については、土器棺に伴うとされている。土坑墓に関しては、鉄剣や鉄族等の副葬品とみられる遺物を持つものは5例であり、他に壺・鉢・壺・高杯・丹塗研磨土器等の出土があるが、全体的に土坑内遺物は少ない状況である(鹿児島県立埋蔵文化財センター 2009)。

從来、橋牟礼川遺跡には古墳時代の墓が検出されていないとされてきたが、今回の報告書作成作業において、古墳時代に帰属する土坑墓の存在が新たに確認された。しかしながら、昭和48年に検出された埋葬骨は子供のものであり、成人墓は現段階まで橋牟礼川遺跡地内では見つかっていないのは事実である。

(文獻)

内藤芳篤・坂田邦洋 1977 「出土人骨について」『国指定史跡 指宿橋牟礼川遺跡』現状変更申請に伴う発掘調査報告書 指宿市教育委員会

指宿市教育委員会 1993a 「南摺ヶ浜遺跡Ⅰ」指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書(13)

指宿市教育委員会 1993b 「南摺ヶ浜遺跡Ⅱ」指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書(14)

鹿児島県立埋蔵文化財センター 2009 「南摺ヶ浜遺跡」鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書(144)

⑥ 土器埋納遺構を伴う祭祀遺構(第52図／図版14-34)

平成7年度に実施した橋牟礼川遺跡の南側の向吉地点における遺跡範囲確認調査において、1トレンチの9層～10層から、配石及び変形土器等の埋納遺構を検出した。遺構は東へ急傾斜する斜面の西側にある狭い台地上の平坦面にあり、人頭大、もしくはそれよりやや小さめの自然石や石器が、半径約2mの4分の1円を描くように5点配置されていた。内訳は自然石4点と石器1点である。配置間隔はおおむね40～60cm程度である。この円弧状の配石の並びに変形土器等を埋納した遺構を確認した。遺構の時期については、土器埋納遺構が弥生時代中期に該当する11層暗紫コラ火山灰層を一部掘りぬいて設けられていること、そして、埋納された土器型式は成川式土器の中津野式段階に該当することから、弥生時代終末から古墳時代初頭に位置づけられる。

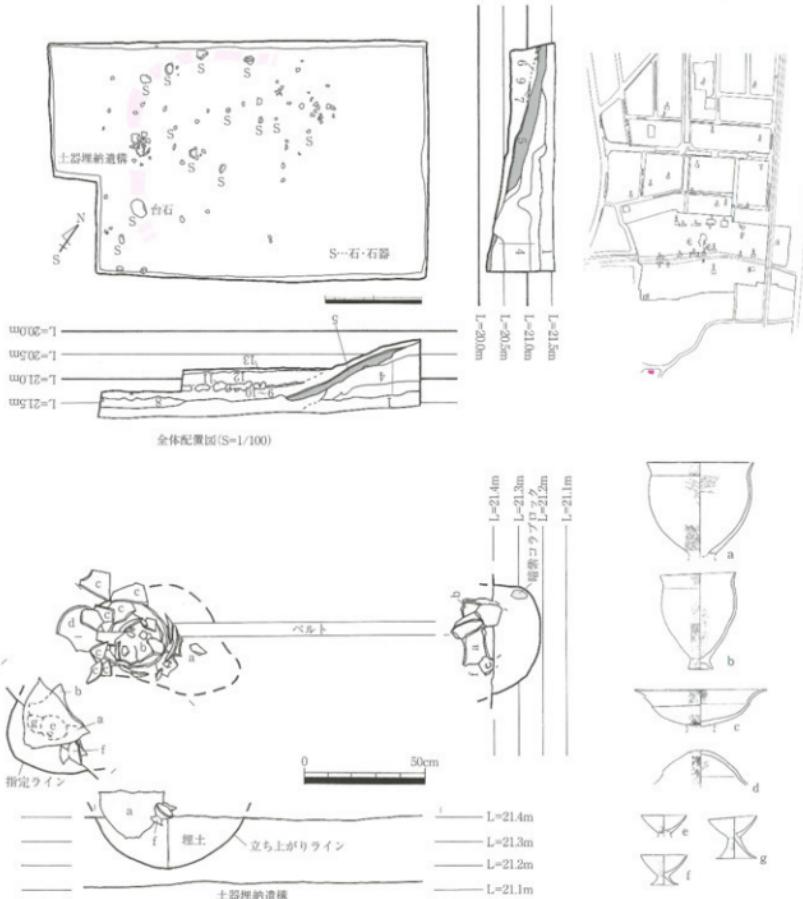
土器埋納遺構は、不整形な橢円形の土坑を設け埋納しているものである。土坑は長径約60cm、短径約40cm、深さ40cmを測る。一部11層暗紫コラを掘りぬいており、埋土に火山灰ブロックが入り込んでいた。

遺物は、土坑形成後、小ぶりの鉢形土器fが口縁部を上にした正位置で埋められ、その隣に変形土器a、及び高杯の破片が埋められていた。変形土器aは口縁部を上に正位置で埋められていたが、脚台部は欠損していた。

変形土器aの中には、高杯eの杯部のみと、高杯gの杯部と脚部を切り離した状態で横向きに入れられ、これらと隣合わせに変形土器bが重ねられた状態で納められていた。これら3点の土器を内包した変形土器aの隣から、高杯cの杯部、変形土器dがそれぞれ出土した。いずれも破片の状態であったが、高杯cの杯部については口縁部を下にした状態で出土し、変形土器dについては、逆に口縁部を上に向かた状態で出土した。

変形土器aは底部が欠損しており、高杯cについても脚部が欠損しており、土器本来の機能を失わせ、祭祀用として転用を図ったものと考えられる。高杯gが杯部と脚部の2つに分割されていたことや、変形土器dが、上下反転の状態で配置されていたことも、同様の意図からと考えられる。

本遺構は成川式土器の時期の祭祀遺構としては、南薩地方では初例である。類例は、姶良市萩原遺跡や鹿児島市桑ノ丸遺跡で確認されているのみであり、極めて貴重な事例と言える。萩原遺跡では、住居地内にピットを設け、その中に上から甕、高杯脚部、甕底部、そして甕底部の合計4個の土器をセットした「四段重ね」状態の土器埋納遺構が検出されている。また最上位の甕を塔形土器と換えた例もある。時期的には5~6世紀頃とされ、本例より時期的に新しい可能性がある。桑ノ丸遺跡では、舌状台地の端部から、ヘラ状工具による6条の沈線が施された壺形土器が、径40cm、深さ25cmの円形の土坑に埋納されたものである。周辺からは甕、壺、丹塗土器などが集中して発見された。中津野式段階の時期に比定されている。類例に乏しいため、これら3例の祭祀遺構がどのような関連をもつのか判然としないが、桑ノ丸遺跡、本地点は、ともに付近に河川が流れる台地の先端部に設けられている遺構であることから、水に関係する祭祀の場とも想像される。橋牟礼川遺跡からは、初期須恵器や子持勾玉、石製模造品等、5世紀後半頃から祭祀遺物の



第52図 古墳時代土器埋納遺構を伴う祭祀遺構(平成7年度1トレンチ)(S=1/20)

種類や出土量が増加する感がある。これらの遺物はいずれも他地域から指宿地方に搬入されたものであり、そのような祭祀遺物の存在は、全国的な様相とも連動していると思われるが、本例は、遺物の組み合わせからも在地の伝統的な祭祀の形態を示す事例である可能性がある。

錦町山ノ口遺跡の祭祀遺構は、弥生中期の事例であり時期は異なっているが、軽石や土器を環状に配置した形態といつた類似点があり、在地である可能性を示唆するものと考えたい。

(文獻)

平田信芳・中村耕治 1980 『萩原遺跡(Ⅱ)』始良町都市計画事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

平田信芳他 1977 『西免遺跡・柳場遺跡・山神遺跡・曲道遺跡・桑ノ丸遺跡』鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(7)

河口貞徳 1960 『山ノ口遺跡』鹿児島県文化財調査報告書(7)

⑦ 貝塚

・昭和57年度史跡整備事業に伴う確認調査区3トレンチ(第53図／図版13-31)

昭和57年度国指定史跡確認調査区において、7層青コラ火山灰層直下の貝塚が検出された。貝種はマガキガイを主体とするとされる。貝塚の直下には、7層青コラ火山灰層の前期ステージとされる黒色スコリアが堆積している。また、貝塚の側面には後世の擾乱があり、直上の堆積状況は明瞭ではないが、山形を呈する貝層の斜面と頂部に7層青コラ火山灰層のスコリアの堆積が確認されている。このことから、貝塚の形成期間は黒色スコリア堆積後から、7層青コラ火山灰層の堆積までの間となり、短期間に形成されたと考えられる。

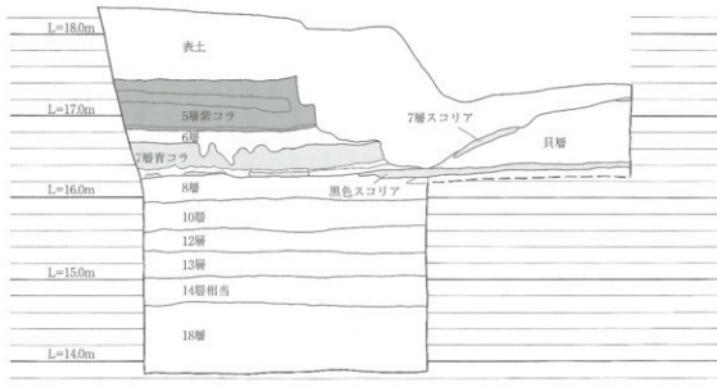
・Ⅴ区・都市計画事業に伴う10-1線調査区(第45図／図版13-28・29)

平成3年度Ⅴ区の調査区東部で貝塚C、D、Eを、側溝調査区で貝塚Fを検出した。いずれも小規模な貝塚である。それぞれ古墳時代に帰属する。

(貝塚C)

調査区の西壁で検出した。貝のまとまり具合を目安にしてA～Fのブロックに区分した。ブロックが廃棄の時間差を示すものと仮定すれば、その切り合い関係からF→E→B・C・Dの順となる。Aブロックと他のブロックの時間差は明らかではない。廃棄された貝種とその重量比について、ブロックBの半量をサンプル的に抽出し分析した結果は以下のとおりである。なお、下記は碎片のため貝種不明のものを除いた割合である。

総重量137.4g。マガキガイ57.4%、ハマグリ16.0%、アサリ6.3%、ウミニナ4.4%、フトヘナタリ3.6%、マガキ3.2%、カワニナ2.7%、クマノコガイ2.6%、アマオブネガイ2.3%、イシダタミ1.6%の10種類である。この内、巻貝はマガキガ



第53図 昭和57年度3トレンチ 古墳時代貝塚断面(S=1/60)

イ・ウミニナ・フトヘナタリ・カワニナ・クマノコガイ・アマオブネガイ・イシダタミであり、他は二枚貝である。また、淡水産貝はカワニナである。

(貝塚D)

調査区の南壁付近で検出した。一部は調査区外に続くものと思われる。A、B 1、B 2、C のブロックに区分し取り上げたがB 1、B 2 の割り合い関係は判然としなかった。廃棄された貝種とその重量比について、サンプル的に抽出し分析した結果は以下のとおりである。なお、下記は碎片のため貝種不明のものを除いた割合である。

総重量83.5g。マガキガイ55.8%、マガキ14.8%、ニシキウズ9.4%、ウミニナ7.1%、ヒメクボガイ4.7%、エガイ4.4%、アマオブネガイ3.8%の7種類である。この内、巻貝はマガキガイ・ニシキウズ・ウミニナ・ヒメクボガイ・アマオブネガイであり、他は二枚貝である。

(貝塚E)

貝塚Dの南側で検出した。近い位置にあることから、貝塚C・Dと一連の貝塚であるものと推測される。貝塚の周囲には成川式土器の破片や軽石等が散布していた。廃棄された貝種とその重量比について、全体の半分の量をサンプル的に抽出し分析した結果は以下のとおりである。なお、下記は碎片のため貝種不明のものを除いた割合である。

総重量4,355g。マガキガイ63.8%、マガキ12.4%、アマオブネガイ8.3%、アサリ6.1%、ヒメクボガイ2.7%、ハマグリ1.7%、ウミニナ1.1%、オキシジミ1.0%、その他シオフキ、イシダタミ、クジャクガイ、モクハチアオイ、ウニレイシ、スガイ、イボニシ、トミガイ、ガンゼキボラ、ヤマクルマガイ、マルタニシ、ヒメヨウラクガイ、アズキガイ、加えて、キクザルガイ科、イモガイ科と考えられるものの23種類である。この内、巻貝はマガキガイ・アマオブネ・ヒメクボガイ・ウミニナ・イモガイ科・イシダタミ・ウニレイシ・スガイ・イボニシ・トミガイ・ガンゼキボラ・マルタニシ・ヤマクルマガイ・ヒメヨウラクガイ、アズキガイであり、他は二枚貝である。また、淡水産貝はマルタニシ、陸産貝はヤマクルマガイ・アズキガイである。

(貝塚F)

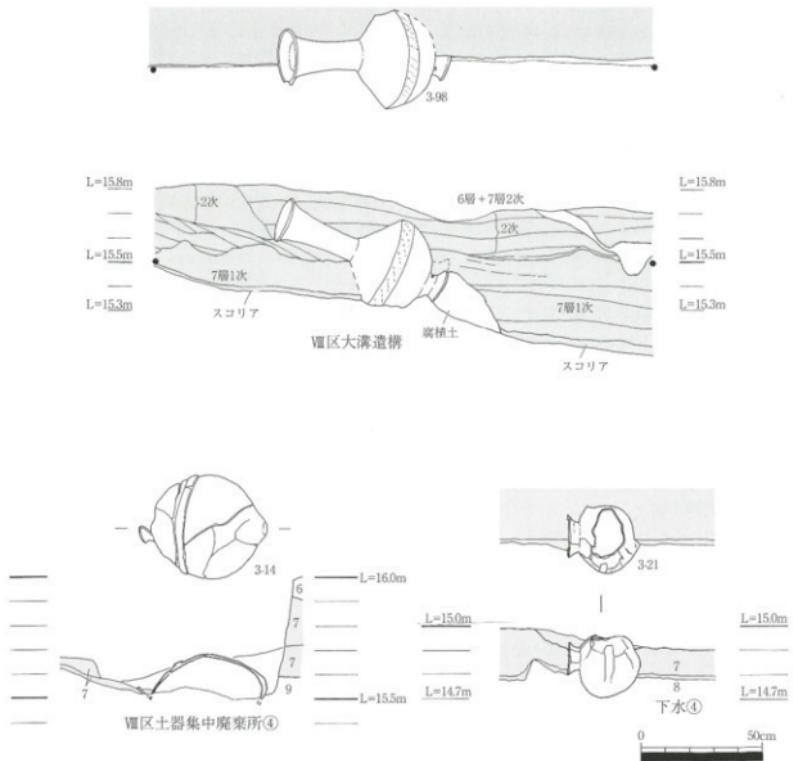
貝塚Fは側溝調査区で検出された。最下部のFブロック廃棄後、開聞岳が噴火、前期ステージとされる黒色スコリアが薄く堆積した後、その上位に、引き続きA～Dのブロックが廃棄されていた。噴火後、貝塚が形成され続けていたことを示す遺構である。廃棄された貝種とその重量比について、全体の半分の量をサンプル的に抽出し分析した結果は以下のとおりである。なお、下記は碎片のため貝種不明のものを除いた割合である。

総重量4,437g。マガキガイ54.4%、マガキ27.1%、オキシジミ3.8%、アマオブネガイ3.3%、アサリ2.3%、ハマグリ2.2%、ウミニナ1.5%、ニシキウズ1.0%、その他ヒメクボガイ、バイ、イシダタミ、フトヘナタリ、クジャクガイ、コシダカサザエ、エガイ、ギンタカハマ、カワニナ、バカガイ、キクザルガイ科、モクハチアオイ、イボニシの22種類である。この内、巻貝はマガキガイ、アマオブネガイ、ウミニナ、ニシキウズ、ヒメクボガイ、バイ、イシダタミ、フトヘナタリ、コシダカサザエ、ギンタカハマ、カワニナ、イボニシであり、他は二枚貝である。また、淡水産貝はカワニナである。

貝塚出土の貝種の特徴としては、浅瀬の砂地に生息する貝が多いことがある。したがって、付近の海岸で採取された可能性がある。また、マガキガイが最も多く、重量パーセントでは全ての貝塚で50%を超える。貝塚Eのように60%を越えるものもある。その次はもっぱらマガキが多いが、マガキガイの半分以下の量となる。貝塚Cではハマグリが二番目に多い。

⑧ 7層青コラ火山灰に被覆された土器(第54図／図版14-35)

第54図に示した遺物は、7層青コラ火山灰降下時点で地表に何らかの形で露出していた遺物である。須恵器台付長頸壺3-98と壺形土器3-14とは、Ⅶ区・都市計画事業に伴う10-1線調査区で出土した。須恵器長頸壺3-98は、溝のやや平坦な部分に置かれ、7層の一次堆積と二次堆積物にパックされ、半ば倒れかけている状態であった。一次堆積物は、堆積後の搅乱を受けておらず、頸部下にはフォール・ユニットが明瞭に観察された。また、一次堆積物がフォール・ユニットを形成し、その上部にクロスラミナが認められる火山噴出物の二次堆積層が壺内、外部に堆積していた。した



第54図 7層青コラ火山灰に被覆された出土遺物(S=1/20)

がって、この長頸壺は7層青コラ火山灰の降下時点において若干傾きながらも立っていたものと考えられる。ただし、開聞岳の当初の噴出物であるスコリアは、長頸壺の周間にのみにあり、内部に堆積していなかったため、この壺に有機質の蓋がされていたか、スコリア堆積後に置かれたかを示唆している。

壺形土器3-14は9層中の土器集中墓葬所①に帰属する遺物である。上半が7層最下部のスコリアに被覆され、下半が第9層に埋没しており、7世紀後半の火山灰降下時点において土器が埋没途上にあったことがうかがえる。したがって、この壺形土器の上限年代は7世紀後半に達しないといえる。これは成川式土器の銘貫式段階の範疇に含まれる壺形土器である。

一方、平成2・3年度下水道敷設に伴う調査区④トレンチ西側において、7層青コラ火山灰層に直接被覆された壺形土器3-21が出土した。壺の内部には7層最下部のスコリアとその上位の細粒火山灰が若干流れ込んでいた。壺は残存状況も良好であり、ほぼ現位置を保っていると考えられることから、8層上面に露出していたものと推定できる。したがって、遺物の帰属時期は、火山灰降下時である7世紀後半に近接した時期と考えられる。

第2項 遺物(第55図～第68図、図版21～図版24)

① 土器(第55図～第62図／図版21～23)

成川式土器は南九州の古墳時代に特徴的な土器様式である。弥生時代終末に成立し、南九州に齊一的様相を呈する土

器様式となっている。その編年体系は中村直子氏によって提示され、その編年では、成川式土器は中津野式段階、東原式段階、辻堂原式段階、笠貫式段階に4分類されている。年代的には、中津野式段階が弥生時代終末から古墳時代初頭とされ、東原式段階が布留式並行とされ、辻堂原式段階が陶邑編年Ⅰ型式と重なる時期とされ、笠貫式段階が陶邑編年Ⅱ型式と重なる時期とされる（中村 1987）。なお、笠貫式段階の甕に関しては、本章第4節でも述べるが8世紀代の堅穴建物からの出土事例があり、その段階まで下ることが確認されている。

3-1～3-8は成川式土器の甕形土器である。中村直子氏の編年に準拠すると、3-1・3-2・3-3は口縁部がくの字に屈曲し、屈曲部の後線が残る中津野式段階に帰属する。3-4は口縁部と胴部との境に段をもつ東原式段階に帰属する。3-5は口縁部が直立に近いが端部がゆるく外反する辻堂原式段階に帰属する。3-6・3-7・3-8は口縁部が直立ちもしくは内湾気味になる笠貫式段階に帰属する。法量は、3-1が口径34.1cm・高さ31.0cm、3-2が口径26.6cm・胴部最大径26.6cm・高さ32.3cm～33.3cm、3-3が口径27.2cm・高さ29.6cm、3-4が復元口径26.0cm・胴部最大径29.6cm・高さ31.7cm、3-5が口径31.5cm・高さ30.2cm、3-6が口径28.0cm・高さ23.5cm、3-7が口径28.5cm・胴部最大径30.4cm・高さ34.4cm、3-8が口径34.0cm・高さ29.7cmである。出土地点は、3-1がIV区、3-2・3-3・3-4・3-5が下水道⑥トレンチであるが、いずれも土器集中廐棄所③に帰属する。3-6はVI区7号住居で検出された土器炉に使用されていた。3-7は昭和49年度の国指定調査Ⅶトレンチ出土である。3-8は下水道④トレンチ出土である。

壺形土器は大型と小型がある。3-9～3-14は大型の壺形土器である。中村直子氏の編年に準拠すると、3-9・3-10は胴部に突帯が一周しており、中津野式段階に帰属する。3-11は東原式段階に帰属する資料と考えられる⁽¹⁾。3-12は頭部に突帯を施しており辻堂原式段階に帰属する。3-13・3-14は胴部に竹管文等を施す幅広突帯が施されており、笠貫式段階に帰属する。

3-15～3-21は小型の壺形土器である。3-15・3-16・3-17・3-18は胴部に突帯を施し、中津野式段階に帰属する。3-19・3-20は中津野式段階から辻堂原式段階に帰属する土器集中廐棄所③の出土であり、この時期幅で捉えることができる。法量は、3-15が胴部最大径26.0cm、3-16が口径12.8cm・高さ25.6cm・胴部最大径19.5cm、3-17が口径6.7cm・高さ25.6cm・胴部最大径19.5cm、3-18が口径11.7cm・高さ27.7cm・胴部最大径24.7cm、3-19が口径6.8cm・高さ18.4cm・胴部最大径13.9cm、3-20が口径11.5cm・高さ31.9cm・胴部最大径24.0cm、3-21が口径14.5cm・高さ32.0cm・胴部最大径28.0cmである。出土地点は、3-15が昭和54年14トレンチ、3-16・3-17・3-18・3-19・3-20がIV区土器集中廐棄所③、3-21が下水道④トレンチである。

3-22～3-29は高杯である。3-22は大型の高杯である。口縁部は屈曲し外反する中津野式段階の特徴を有する。3-23は逆三角形の器形であり、杯部下半に沈線を施す。3-24・3-25・3-26・3-27・3-28は赤色塗彩を施しており、辻堂原式段階以降のものである。3-29は中津野式段階から辻堂原式段階に帰属する土器集中廐棄所③の出土であり、この時期幅で捉えることができる。法量は3-22が口径33.7cm・高さ28.2cm、3-23が復元口径27.4cm・高さ24.5cm、3-24が口径21.9cm・高さ16.2～16.6cm、3-25が復元口径18.1cm・高さ15.4cm、3-26が口径21.6cm・高さ16.1～17.4cm、3-27が口径15.0cm・高さ11.8cm、3-28が復元口径20.5cm・高さ16.9～17.5cm、3-29が推定口径28.0cm以上・残存高さ14.0cmである。出土地点は、3-22・3-23・3-28・3-29がIV区土器集中廐棄所③、3-24がV区15号住居、3-25がIV区、3-26がIV区、3-27が下水道④トレンチである。

3-30～3-38は鉢である。器形は脚台を有するものと有しないものがあり、脚台を有するものでは口縁部がラッパ状直線的に開くもの（3-35・3-36）と内湾気味に開くもの（3-31・3-33・3-34・3-37）がある。内湾するものには突帯が一条付加されるもの（3-37）があり、これは笠貫式段階の甕に類似した形状を呈する。脚台を有しないものには、ポール形を呈するもの（3-30・3-38）、丸底窓の形状に類似するもの（3-32）がある。ポール形の3-38は外面に指頭痕が多数残り、手づくねで整形したものと考えられる。法量は、3-30が口径12.5cm・高さ12.6cm、3-31が口径20.0cm・高さ15.6cm、3-32が口径15.3cm・高さ19.1cm、3-33が口径15.9cm・高さ17.1cm、3-34が残存高さ16.4cm、3-35が口径19.9cm・高さ14.4cm、3-36が口径25.5cm・高さ15.9cm、3-37が口径15.3cm・高さ13.0cm、3-38が口径21.9cm・高さ10.5cmである。出土地点は、3-30・3-32・3-33・3-34・3-36・3-38がIV区土器集中廐棄所③、3-35がV区、3-37がVI区7号住居である。

3-39・3-40・3-41・3-42は蓋である。3-39は器高13.0cm・頂部径8.1cm・底部径23.1cm、3-40は器高14.2cm・頂部径9.3cm・底部径28.6cm、3-41は器高15.3cm・頂部径9.6cm・底部径27.6cm、3-42は器高16.1cm・頂部径7.8cm・底部径29.0cm

である。出土地点は3-39・3-40・3-41がIV区土器集中廐棄所③、3-42がV区49号住居土坑内である。

3-43～3-55は埴形土器である。埴形土器の器形については、基本的に口縁部が直立し、これが大きく伸びた後に開く形態(3-45・3-46・3-55)、口縁部がラッパ状に開く形態(3-47～3-52)がある。また、胴部に関しては、最大径部分で稜を持ち算盤玉状になるもの(3-43・3-50)と、丸く膨るもの(3-45～49・3-51～55)、頭部がなく、胴部から口縁部へ立ち上がるものの(3-53)がある。底部に関しては平底(3-43・3-45・3-55)と丸底がある。なお、掲載資料にはないが須恵器甌を模した器形もある。中には胴部に穿孔を施す例が成川遺跡等で知られている。また、外面から内面口縁直下にかけ赤色塗彩を施し、外面を研磨仕上げするもの(3-43・3-55)がある。3-44は模倣杯である。胴部上半は暗文状のミガキを施す。法量は、3-43が器高13.2cm・胴部最大径10.0cm、3-44が器高6.1cm・復元口径10.0cm、3-45が器高20.8cm・胴部最大径14.6cm、3-46が残存高15.8cm・胴部最大径14.1cm、3-47が器高12.7cm・胴部最大径11.8cm、3-48が器高14.6cm・胴部最大径13.1cm、3-49は器高9.3cm・胴部最大径8.3cm、3-50は器高7.1cm・胴部最大径9.4cm、3-51は器高7.7cm・胴部最大径8.0cm、3-52が器高8.3cm・胴部最大径8.7cm、3-53が残存高10.5cm・胴部最大径9.4cm、3-54が残存高7.5cm・胴部最大径7.4cm、3-55は器高11.0cm・胴部最大径9.8cmである。出土地点は、3-47・3-50・3-52がI区土器集中廐棄所①、3-43・3-44・3-45・3-48・3-51・3-53・3-54がIV区土器集中廐棄所③、3-46がⅢ区、3-55が平成4年度遺跡範囲確認調査1トレンチである。

3-56は算盤玉形の胴部が3つ接続した、いわゆる瓢形土器である。口縁部と底部は欠損しているが、胴部形状からは埴形土器の胴部に類似しており、口縁部はラッパ状に広がる可能性がある。埴形土器には脚台が付かないが、底部にハの字に開く脚台痕が残っている。器高は13.5cm、胴部最大径は7.3cmである。IV区土器集中廐棄所③から出土した。

3-57はX1区出土の婧壺形土器である。婧壺形土器の南限資料である。手づくねで作られており、口縁部下の対面に2孔が施される。頭部がしまる壺形を呈する。口縁部は直立的に立ち上がり、頭部には貼付突帯が一周し、半截竹管による刺突文が施される。おおむね平底だが安定性に欠ける。頭部に突帯を設ける壺形土器の特徴は、成川式土器の辻堂原式～後賞式段階のものである。器高は8.4cm、胴部最大径は8.3cmである。

3-58は杓子である。手づくねで整形しており、杯部の口縁は不整楕円形を呈する。全長19.9cm、杯部の高さ6.8cm、最大口径が11.9cmを計る。IV区土器集中廐棄所③から出土した。

3-59、3-60は把手状を呈する破片である。いずれもI区土器集中廐棄所①で出土した。整形技法に関しては3-58の杓子と類似しているが、全長は3-59が11.4cm、3-60が11.0cmと長く、また直線的な形態であり杓子の把手とは異なる。また、いずれも厚さ0.7cmの直立する胴部片に接合しているため、瓶の把手と考えられる。橋牟礼川遺跡ではこれまで瓶本体の出土例はなく、さらに、鹿児島県下において古墳時代のカマドの検出例は知られていない。

3-61～3-78はミニチュア土器である。器形は、壺形(3-61)、鉢形(3-62～66・71・72・75・76・78)、壺形(3-67～70)がある。鉢形には台が付くものと付かないもの、コップ状のものがある。法量は、3-61は器高8.0cm・口径7.5cm、3-62は器高6.1cm・口径8.7cm、3-63は器高6.6cm・口径8.9cm、3-64は器高6.8cm・口径7.8cm、3-65は器高5.9cm・口径8.1cm、3-66は器高4.5cm・口径5.4cm、3-67は残存高4.2cm・胴部最大径7.1cm、3-68は残存高4.6cm・胴部最大径6.1cm、3-69は残存高3.2cm・胴部最大径5.4cm、3-70は残存高4.0cm・胴部最大径6.2cm、3-71は器高5.3cm・口径6.2cm、3-72は器高5.3cm・口径8.0cm、3-73は器高4.1cm・胴部最大径5.7cm、3-74は器高3.2cm・口径5.7cm、3-75は残存高4.8cm・胴部最大径5.8cm、3-76は器高7.0cm・口径6.7cm、3-77は器高3.7cm・口径6.3cm、3-78は器高4.2cm・胴部最大口径3.5cmである。出土地点は、3-66・3-67・3-70がI区土器集中廐棄所①、3-63・3-64・3-69・3-71・3-73・3-74・3-76・3-78がIV区土器集中廐棄所③、3-75がVI区13号住居、3-65がIV区29号住居である。

3-79・3-80は高杯軸用繩羽口である。3-79は高杯の脚台部を再利用した繩羽口の未成品である。脚部と杯部の接合部分ははずされ、研磨されて平坦に加工され、さらに脚台内部を下方から穿孔している途上のものである。3-80の先端にはスラグが付着している。出土地点は3-79が平成4年度遺跡範囲確認調査5トレンチ、3-80が昭和61年度国指定史跡確認調査区10トレンチ2号住居埋土出土である。

(註)

1 松崎大嗣氏の教示による。

(文献)

中村直子 1987 「成川式土器再考」『鹿大考古第6号』

② 土製品(第62図／図版23)

3-81は平成4年度橋牟礼川遺跡範囲確認調査区1トレンチ発掘土出土の略完形の管状土錘である。長さ5.3cm、最大幅3.6cmで、内径1cm～1.5cmの焼成前穿孔がある。

3-82はI区出土の管状土錘である。長さ4.2cm、最大幅1.0cmで、内径8mm程度の焼成前穿孔がある。上下端部に経ずれ痕が残る。

3-83、3-84は平成2・3年度下水道調査区@トレンチ出土の双孔棒状土錘である。出土層位は明確ではない。3-84は長さ5.1cm、最大幅1.4cm、内径5mmの焼成前穿孔が上下に施される。3-83は残存長3.4cm、最大幅1.8cm、内径5mmの焼成前穿孔が施される。穿孔には経ずれ痕が残る。

3-85は土製丸玉である。長径2.5cm、短径2.3cmで、長軸方向に内径約2mmの焼成前穿孔が施される。孔に経ずれ痕が残る。

3-86、3-87は土盤である。3-86は径7.5cm、3-87は完形であり、径9.6cmである。3-86には「く」の字状の凹部がある。

3-88は土製紡錘車である。IV区土器集中廐棄所③出土である。径5.6cm、厚さ2.1cmを有する。

③ 須恵器(第63図／図版23～24)

3-89は平成4年度遺跡範囲確認調査1トレンチの発掘土坑から採集された須恵器甕である。胴部はやや横に張り、最大径9.9cmを計る。直径1cmの穿孔が施されている他、櫛状施文具による刺突が施されている。頭部は外反し、櫛書き波状文が施されている。これららの形態的な特徴から、陶邑編年I型式3段階の須恵器に対比できると考えられる。

橋牟礼川遺跡においては、他にも初期須恵器の甕が出土している。3-90はVI区30号住居の出土であり、口縁部破片である。1/5～1/4残存し、復元径が10.2cmを計る。外面には櫛書き波状文が施されている。3-91・3-92はV区出土であり、須恵器甕の口縁部破片である。3-92は口縁下に櫛書き波状文が施されている。3-93はVI区29号住居の出土である。VI区27号住居出土の3-94は胴部破片で、櫛状施文具によるキザミが施されている。いずれの須恵器甕も、陶邑編年I型式3段階には対比できるとみられる。3-95はI区土器集中廐棄所①出土の須恵器杯身である。口径10.1cm、胴部最大径12.2cm、器高4.8cmを測る。口縁部は内傾気味に直立し、口唇端部内面に段が付く。3-96はIV区出土の須恵器高杯である。口径10.1cm、胴部最大径12.1cm、底部径8.9cm、器高9.5cmを測る。杯部が斜めに傾く。脚部に透かしが3ヵ所ある。3-95と3-96は陶邑編年I型式4段階に対比できるとみられる。

このように、橋牟礼川遺跡では一定の量で初期須恵器の出土がみられるところであるが、出土地点は3-95が土器集中廐棄所であり、3-90・3-93・3-94は住室内であり、それ以外も住居集中地点である。

3-97は須恵器杯蓋である。VII区土器集中廐棄所④の出土である。回転ナデ調整が施されている。陶邑編年II型式4段階以降に対比できるとみられる。

3-98は須恵器台付長頸壺であり、これもVII区大溝遺構出土である。器高33.3cm、口縁部径11.2cm、体部最大径23.9cm、高台部径12.7cmを測る。高台には4ヵ所穿孔がある。体部下半にはヘラ記号がある。

平成3年において、橋牟礼川遺跡出土の須恵器9点を含む資料について蛍光X線分析を行ったが、その結果、古墳時代の須恵器については、陶邑が產地として推定された資料が多く含まれていた(三辻利一 1992)。ここに紹介した資料のうち、陶邑産とされているものは、3-90・3-91・3-92・3-93、3-95である。

さらに、台付長頸壺3-98と型式学的に類似した、指宿市景色ヶ鼻遺跡出土の台付長頸壺は陶邑が產地として推定された。

このように、橋牟礼川遺跡出土の須恵器には、陶邑が供給地となった資料が確實に含まれているところである。

(参考文献)

三辻利一 1992 「橋牟礼川遺跡出土須恵器の蛍光X分析」「橋牟礼川遺跡」 指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書(10) 指宿市教育委員会

④ 石製鍤飾品(第63図／図版24)

3-99は滑石製の子持勾玉である。長さ8.8cm、幅5.1cm、厚さ3.1cm、重さ122gを計る。断面形は楕円形を呈し、頭尾両端は鋭角化する。腹部に2個、背部に10個、両側面に6個ずつの合計24個の突起を有する。腹部の突起は鱗状をなすが、背部の突起は連続し、間隔の短い山形となる。全体の整形は工具による丁寧な面取り後、研磨で仕上げる。頭部

に直径4mmの穿孔が施され、幅3mmの縦擦れ痕が確認できる。太平茂氏の型式分類では、B型子持勾玉<2類>に比定できる。また、年代観では、勾玉本体の断面比が0.78、反り比が0.5であることから、II-1型式の範疇に入ると考えられるが、大平氏の実年代観では5世紀後葉とされている。V区37号住居出土である。

3-100はI区土器集中廐棄所①出土の石製勾玉である。表面は風化し白色を呈し、石材は不明である。高さ3.0cm、厚さ1.2cmである。

3-101はI区1号住居出土の蛇形岩製ペンダントである。素材を逆三角状に加工し、穿孔を施したものである。片面に未貫通の穿孔痕が残る。高さ1.1cm、幅1.1cm、厚さ0.3cmである。

3-102は平成4年度国指定史跡確認調査K-1トレンチ出土のガラス小玉である。コバルトブルーに発色する。最大径0.7cm、厚さ0.4cmである。

3-103は滑石製加工品である。V区7号住居床面直上で出土した。原形が円盤状であった場合は鏡を、原形が現状なら勾玉を模した加工品の可能性が考えられる。中央に穿孔を施す。高さ3.9cm、幅2.2cm、厚さ0.3cmである。

(文献)

大平 茂1989「子持勾玉年代考」[古文化談叢]21

⑤ 石器(第64図／図版24)

3-104、3-105、3-106は磨製石鎌である。3-110は幅4.1cm・高さ9.0cm・厚さ4.1cm、3-110が幅4.1cm・高さ9.0cm・厚さ4.1cm、3-110が幅4.1cm・高さ9.0cm・厚さ4.1cmである。

3-107、3-108、3-109は石包丁である。3-107、3-108はIV区の出土である。いずれも穿孔が1ヵ所である。法量は、3-109は平成4年度遺跡範囲確認調査3トレンチ6号住居出土である。元来2ヶ所穿孔されていたものと思われるが、約1/3が欠損している。片面に穿孔途中の窪みがある。全体形は台形を呈していたものと思われる。法量は、3-107が幅6.8cm・高さ4.7cm、3-108が幅8.7cm・高さ4.8cm、3-109が残存幅7.7cm・高さ4.1cmである。

3-110・3-111は凹石である。いずれも、平成4年度遺跡範囲確認調査において、3-110は4トレンチ、3-111は5トレンチで出土した。法量は、3-110が幅4.1cm・高さ9.0cm・厚さ4.1cm、3-111が幅8.5cm・高さ9.7cm・厚さ5.2cmである。

3-112は石鍤である。表裏に十文字に組掛け用の溝が設けられている。

3-113・3-114は石製紡錘車である。法量は、3-113が最大径4.1cm・厚さ1.4cm、3-114が最大径4.8cm・厚さ0.9cmである。

⑥ 軽石加工品(第65図／図版24)

3-115は有孔円盤状軽石加工品である。法量は、幅2.1cm・厚さ0.4cmである。中央に穿孔を施す。IV区土器集中廐棄所③の出土である。軽石製有孔円盤に関しては住居廐棄に伴う祭祀用、あるいは住居とは無関係との考えがある(渡部1998)。

3-116・3-117・3-118・3-119は舟形軽石加工品である。いずれも軽石を平面形舟形あるいは二等辺三角形状に加工し、内面を抉り凹ませている。3-116・3-117は側面に線刻を施しているが、準構造船を模した表現と考えられている(渡部1998)。また、3-116は内底面に凹みを施しているがこれは帆柱を立てた跡とみられる。遺構出土の例としては、3-116がI区土器集中廐棄所①、3-119がVI区17号住居の出土である。法量は3-116が長さ8.6cm・幅5.2cm・厚さ2.2cm、3-117が長さ11.2cm・幅5.9cm・厚さ4.1cm、3-118が長さ9.1cm・幅4.6cm・厚さ2.5cm、3-119が長さ10.2cm・幅5.1cm・厚さ4.6cmである。

3-120は石包丁形軽石加工品である。半月形を呈し、両面を研磨して刃部を作り出す。高さ3.9cm・幅6.9cm・厚さ1.8cmで、紐通し孔はない。農耕儀礼に関わる祭祀遺物の可能性が指摘されている。平成4年K1トレンチ出土である。

3-121は方形軽石加工品である。平成4年度遺跡範囲確認調査5トレンチ出土である。方形の板状に加工したものであり、石帶の模造品の可能性もある。幅6cm・厚さ2cmである。

3-122は陽形軽石加工品である。亀頭部を作り出した写実的形状である。基部が欠損し、残存長3.9cmである。基部の断面は三角形状を呈する。下水道調査区④トレンチ出土である。

3-123・3-124は靴形軽石加工品である。3-123はIV区土器集中廐棄所③の出土である。法量は3-123が長さ6.0cm・幅

4.1cm、3-124が長さ5.5cm・幅3.1cmである。

3-125は円盤状軒石製である、梢円形状に整形し、平坦に仕上げている。径は2.6cm～2.8cm、厚さ0.5cmである。
(文献)

渡部徹也 1998 「南部九州にみる軒石製加工品にみる祭祀の変遷」『人類史研究』10

⑦ 鉄器(第66図／図版24)

3-126は刀子である。刃部は半分程度欠損している。刃部の断面は菱形を呈し、基部は方形を呈する。残存長7.9cm、刃部幅1.5cmである。

3-127、3-128、3-129は鉄鎌である。3-127は三角形を呈する無茎鎌である。3-128は茎頭式であり、ナデ闇の三角形式である。3-129は鎌身開部が腸抉であり、頂部の形態から五角形式に属すると考えられる。法量は、3-127が長さ3.5cm、刃部の最大幅2.7cm、3-128が長さ14.4cm、刃部の最大幅2.7cm、3-129が長さ9.1cm、基部の復元幅4.0cmである。出土地点は下水道④トレーニングである。3-129、3-128は水野敏典氏の編年(水野 2013)では後期に帰属するものと考えられる。

3-130、3-131は鉄製鉤である。3-130はほぼ全形が残存しているが、3-131は基部が欠損している。断面形はいずれも刃部が薄いU字状を呈し、3-130の基部は方形断面を呈する。3-130はVI区29号住居出土である。法量は、3-130が長さ13.7cm、刃部の最大幅1.9cm、3-131が長さ9.0cm、刃部の最大幅2.0cmである。

3-132は釣針である。昭和61年度国指定史跡内10トレーニング3号住居で出土した。基部が折損しているが、先端部は保存状態がよく、「かえし」がみられる。残存長1.8cm、厚さは最大で0.5cmである。

3-133は劔先と考えられる。断面がY字を呈し、平面形からはU字状劔先の一部とみられる。昭和61年度国指定史跡内10トレーニング4号住居で出土した。刃部幅は2.0cm～2.9cmである。

3-135は袋状鉄斧である。先端は尖り、基部に折り返し部が残っている。V区3号住居埋土中の出土である。長さ5.2cm、刃部幅3.3cmである。

3-134は、劔先とも考えられているが、基部を折り返しており、構造的に木柄に差し込めない可能性があることから、鉄製穂摘具である可能性が考えられる。幅7.2cm、刃部高さ2.6cmである。

(文献)

水野敏典 2013 「③鉄鎌」『古墳時代の考古学4 副葬品の型式と編年』同成社

⑧ 青銅製品(第67図／図版24)

3-136、3-137は青銅製鉤である。3-136は完全品である。体部の形状は球形で、外面は丁寧に研磨され、型合わせの稜線は消えている。鉛口はいびつな形状である。内部に石丸を有する。全体高3.0cm、体部幅2.2cm、体部高2.3cmを測る。3-137は小型の製品であり、体部の半分が欠損する。形状はゆるい逆三角形状であり、3-136とは異なる。全体高2.0cm、体部幅1.5cm、体部高1.5cmを測る。3-138は銅鏡片である。V区3号住居出土である。

中司照世氏は、古墳時代中期後半から後期初頭における古墳の副葬品である小型銅鏡に関して、同一工房で製作されたと考えられる製品があり、それらは朝鮮半島の争乱にかかる倭軍の出兵に伴い招来され、各地に分散された可能性を指摘している。その中で、橋幸礼川遺跡出土の3-136もその一部であると評価している(中司 2014)。3-136は5～6世紀に帰属するVI区9号住居ピット内からの出土である。

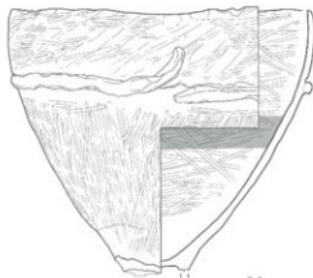
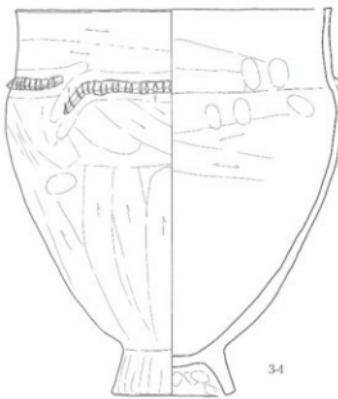
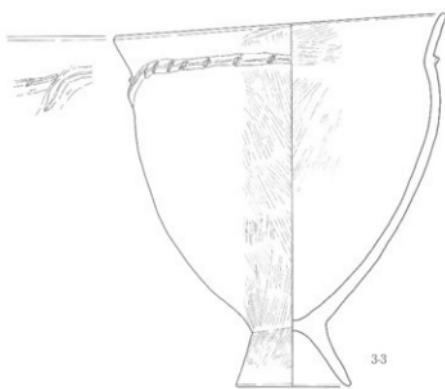
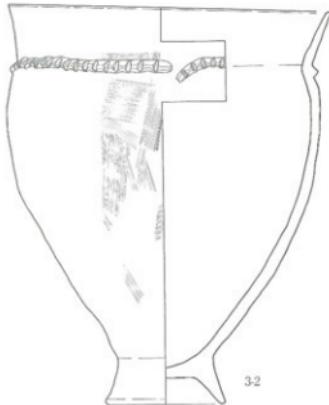
(文献)

中司照世 2014 「古墳時代中・後期の同一工房製小型銅鏡－その分布と歴史的背景(基礎資料編)」『土牟11』土牟合

第3項 古墳時代の調査のまとめ

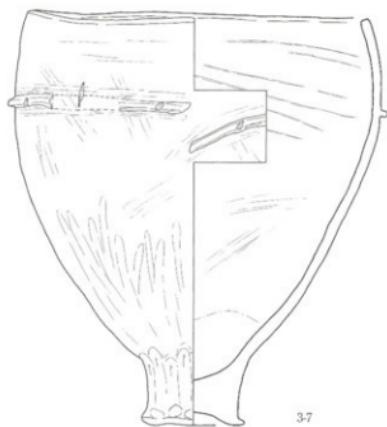
① 居住域と土器集中廐棄所

橋幸礼川遺跡の古墳時代の居住域に関して述べる。橋幸礼川遺跡内において、現在まで150基を越える古墳時代の堅穴住居が検出されている。堅穴住居が集中的に検出される地点は、遺跡中央を北流する河川を挟んで東側と西側にそれぞれ大きくまとまっており、主に、I区周辺と、V区・VI区周辺が居住域の中心となっている。ここにおいては、堅穴

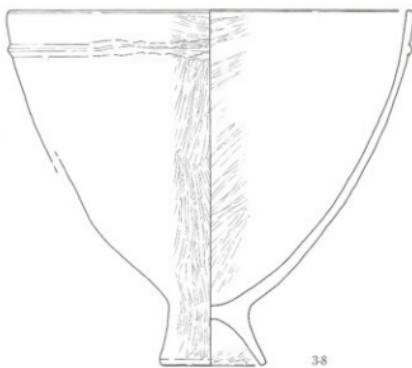


0 10cm

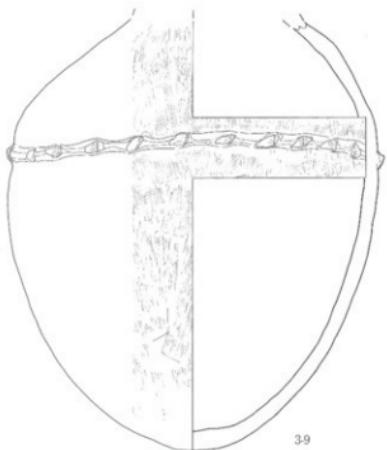
第55図 古墳時代遺物実測図1(土器①)(S=1/4)



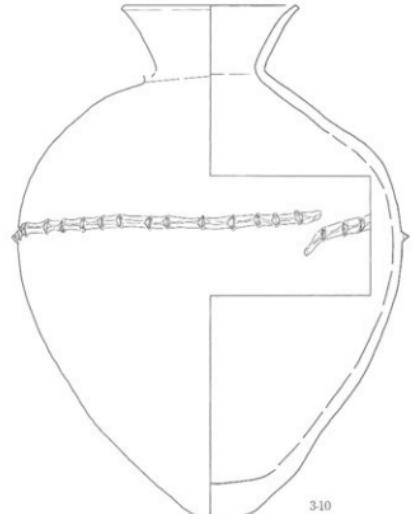
3-7



3-8



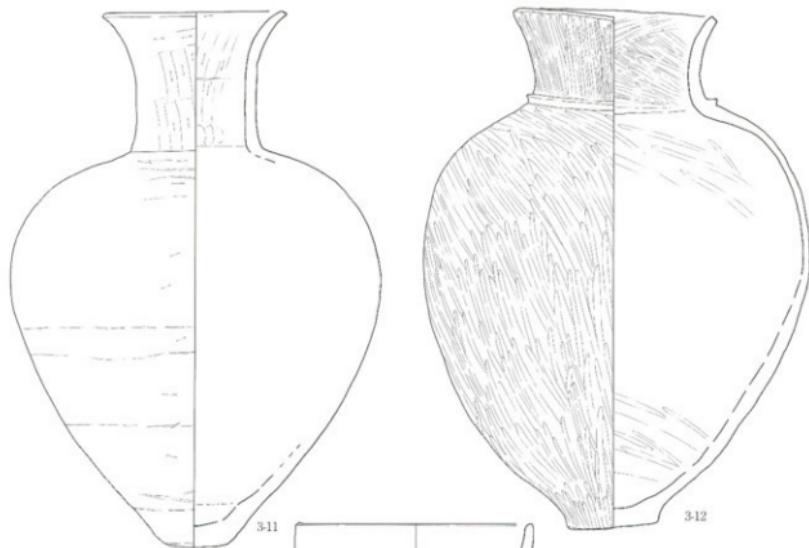
3-9



3-10

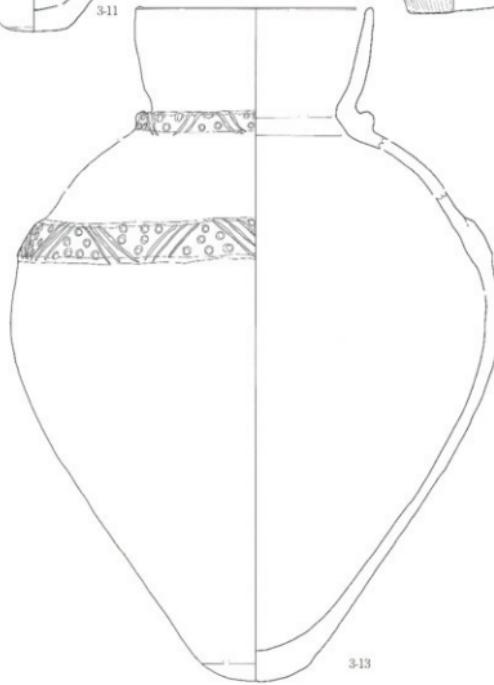
0 10cm

第56図 古墳時代遺物実測図2(土器②)(S=1/4)



3-11

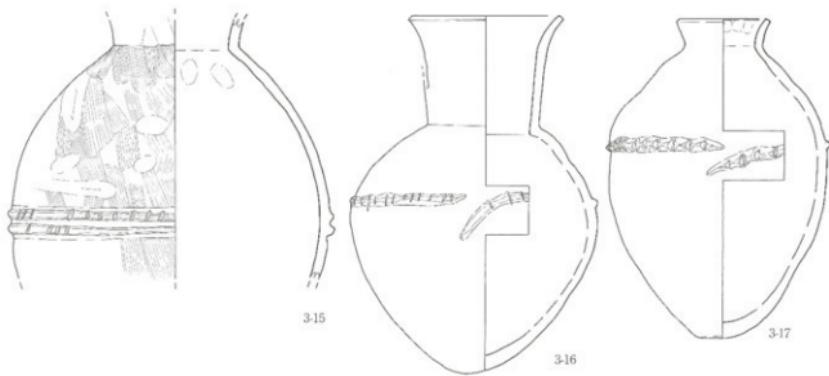
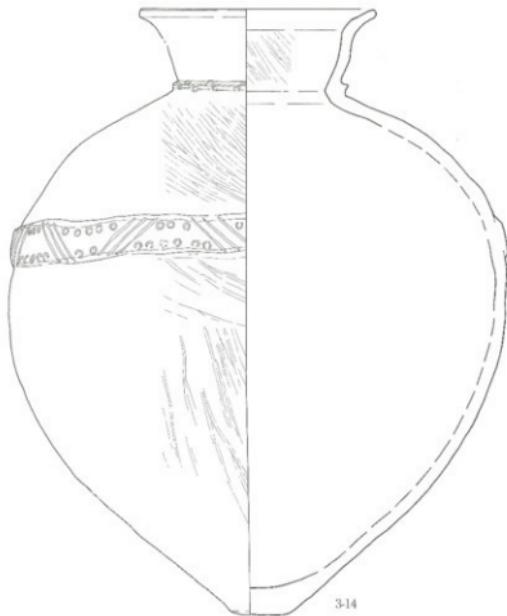
3-12



3-13

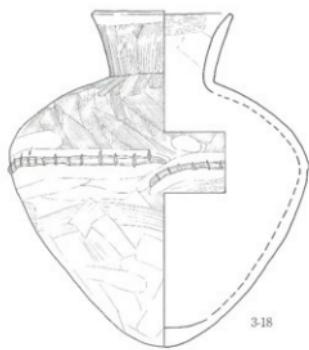
0 10cm

第57図 古墳時代遺物実測図3(土器③)(S=1/4)

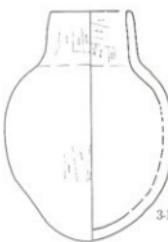


0 10cm

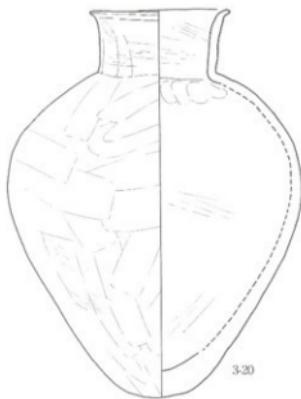
第58図 古墳時代遺物実測図4(土器④)(S=1/4)



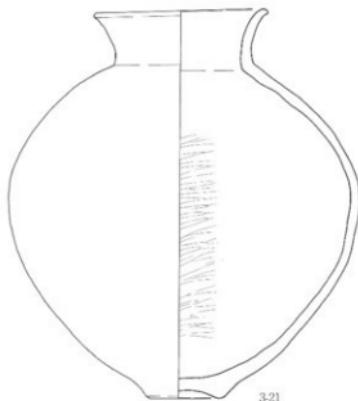
3-18



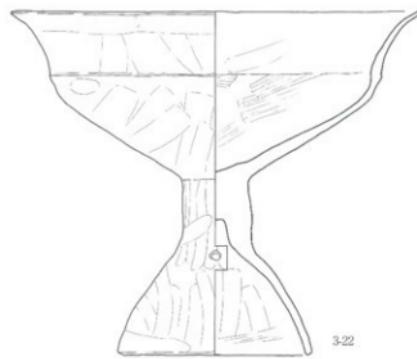
3-19



3-20



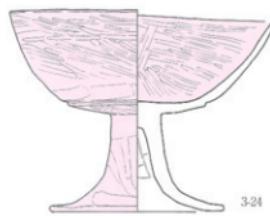
3-21



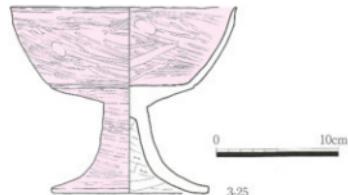
3-22



3-23

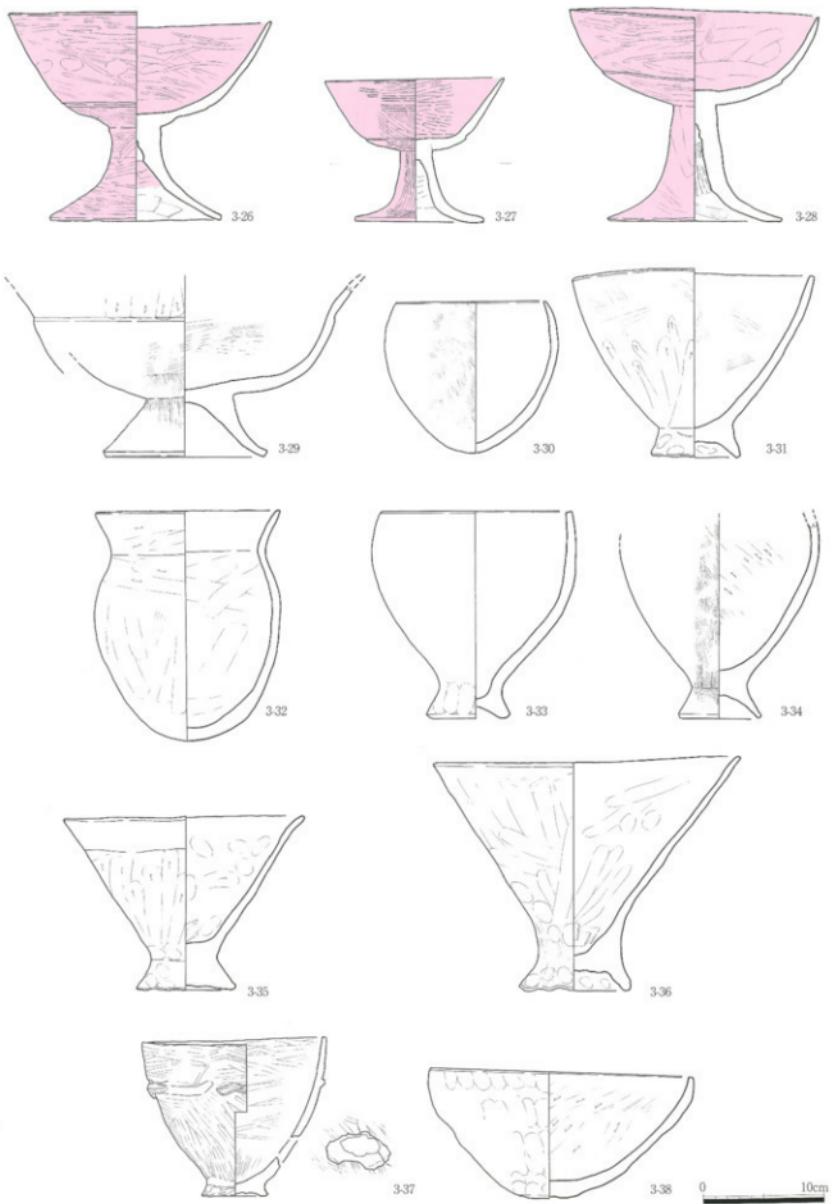


3-24

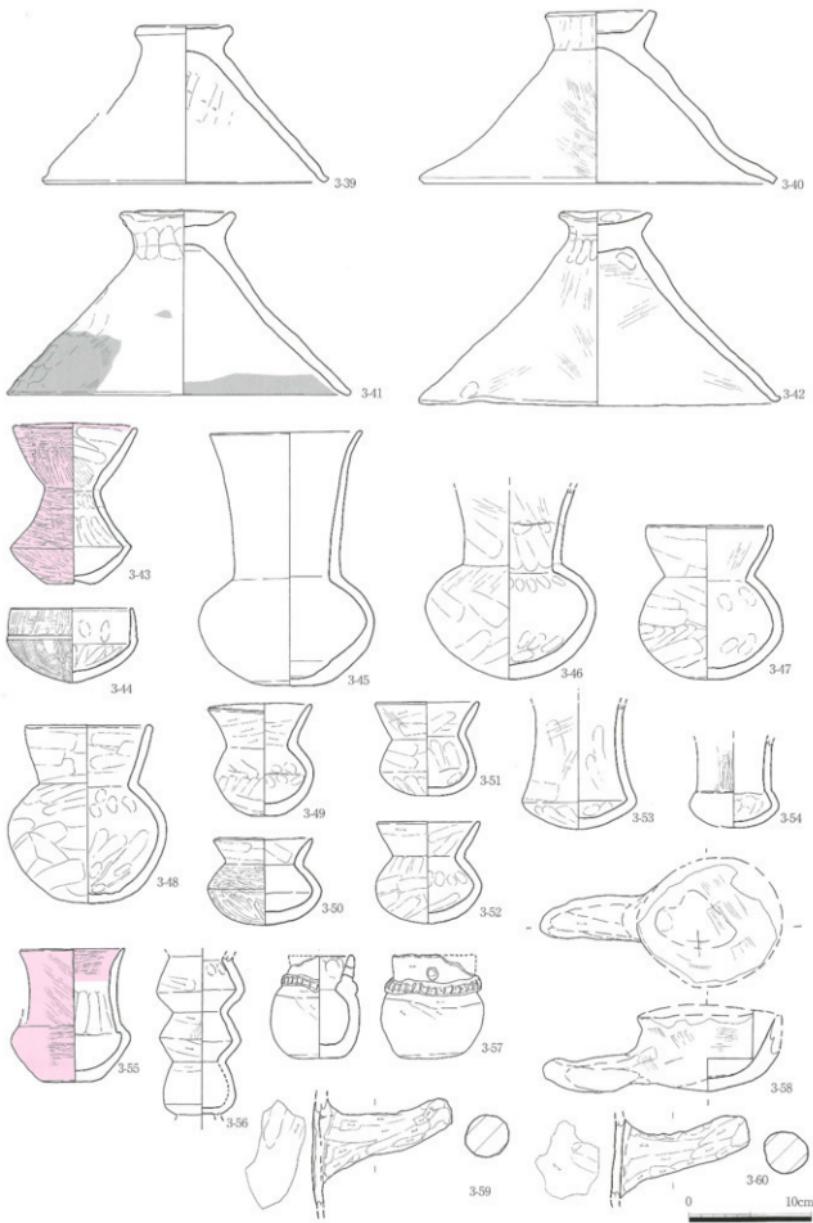


0 10cm

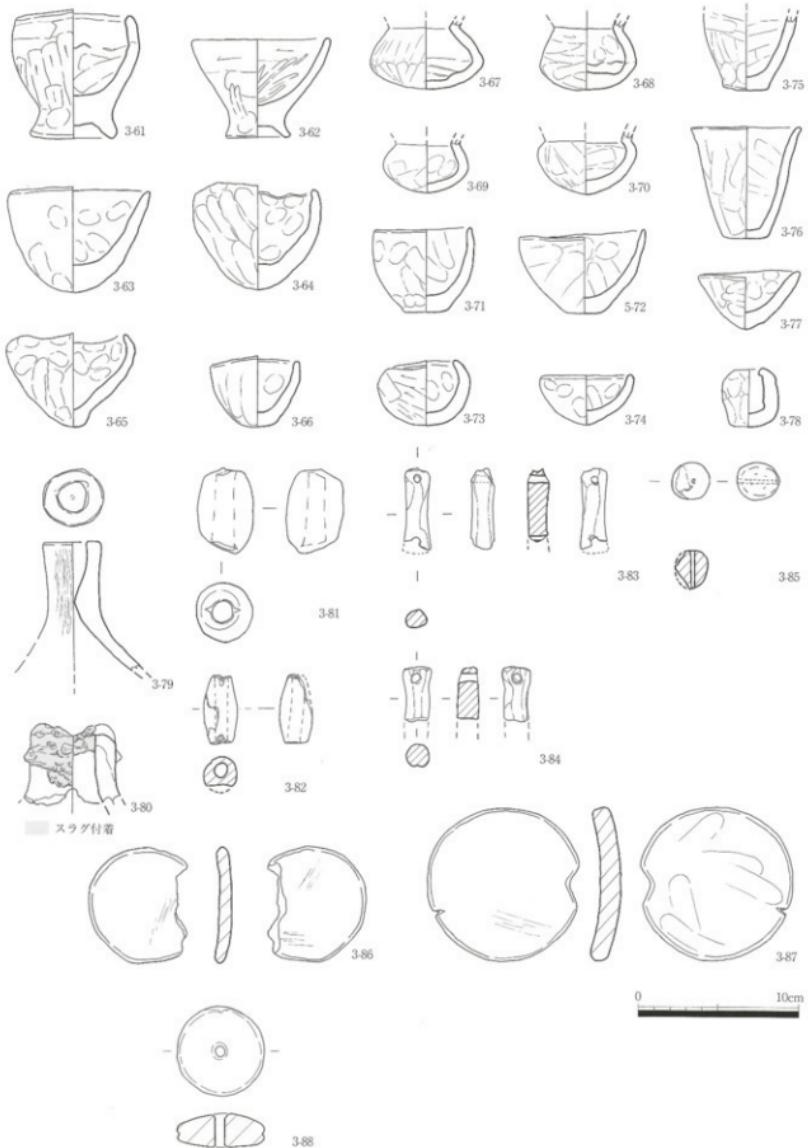
第59図 古墳時代遺物実測図5 (土器⑤) (S=1/4)



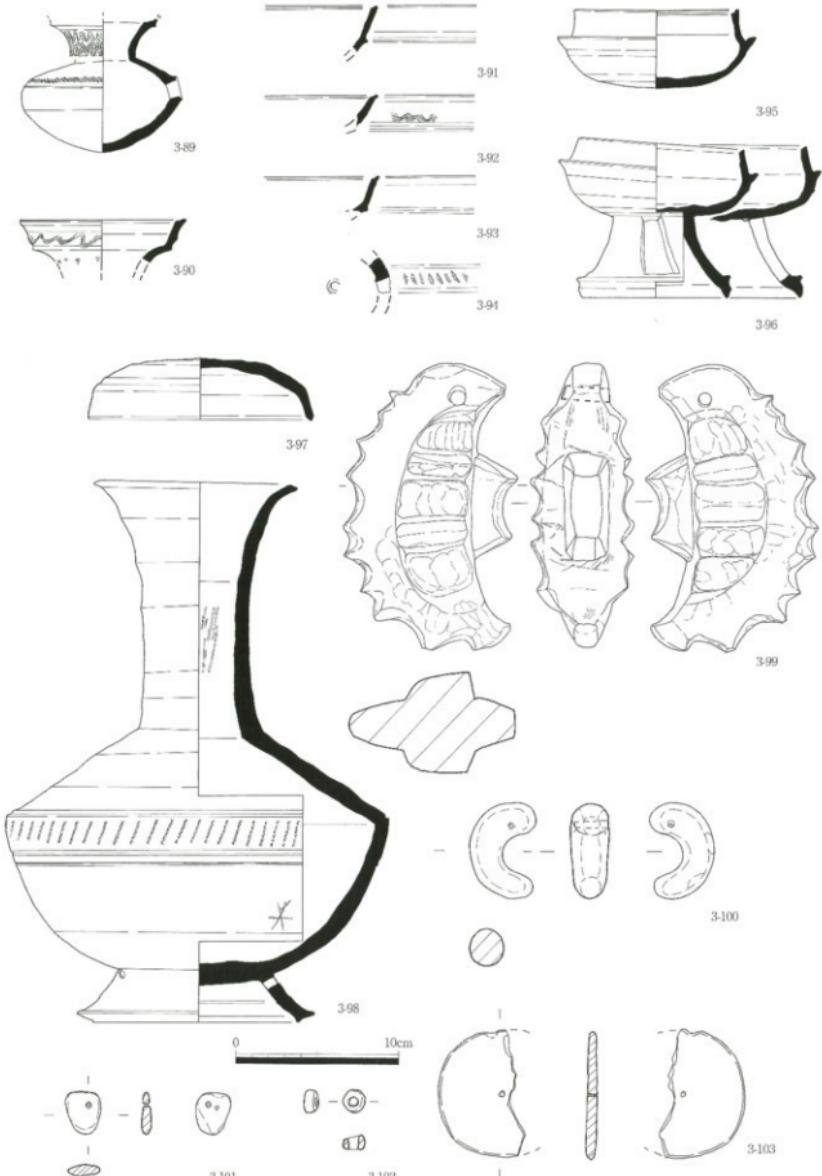
第60図 古墳時代遺物実測図6(土器⑥)(S=1/4)



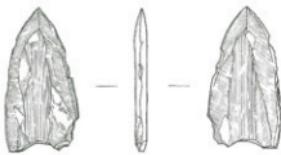
第61図 古墳時代遺物実測図7 (土器⑦) (S=1/4)



第62図 古墳時代遺物実測図8 (土器⑧・土製品) ($S=1/4$)



第63図 古墳時代遺物実測図 9 (須恵器S=1/3・錐飾品S=1/2・3-102はS=1/1)



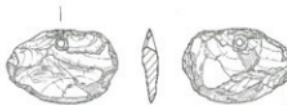
3-104



3-105



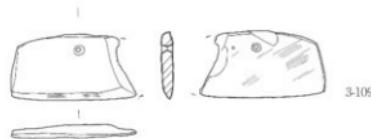
3-106



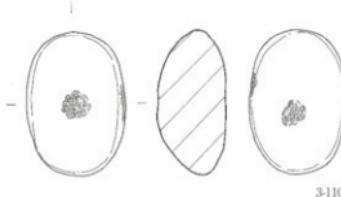
3-107



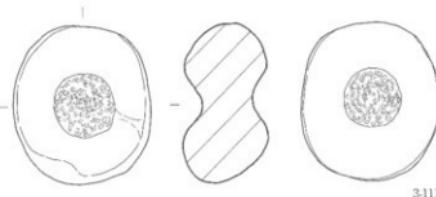
3-108



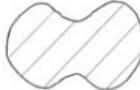
3-109



3-110

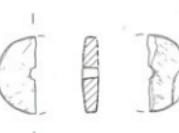
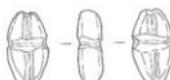


3-111



3-112

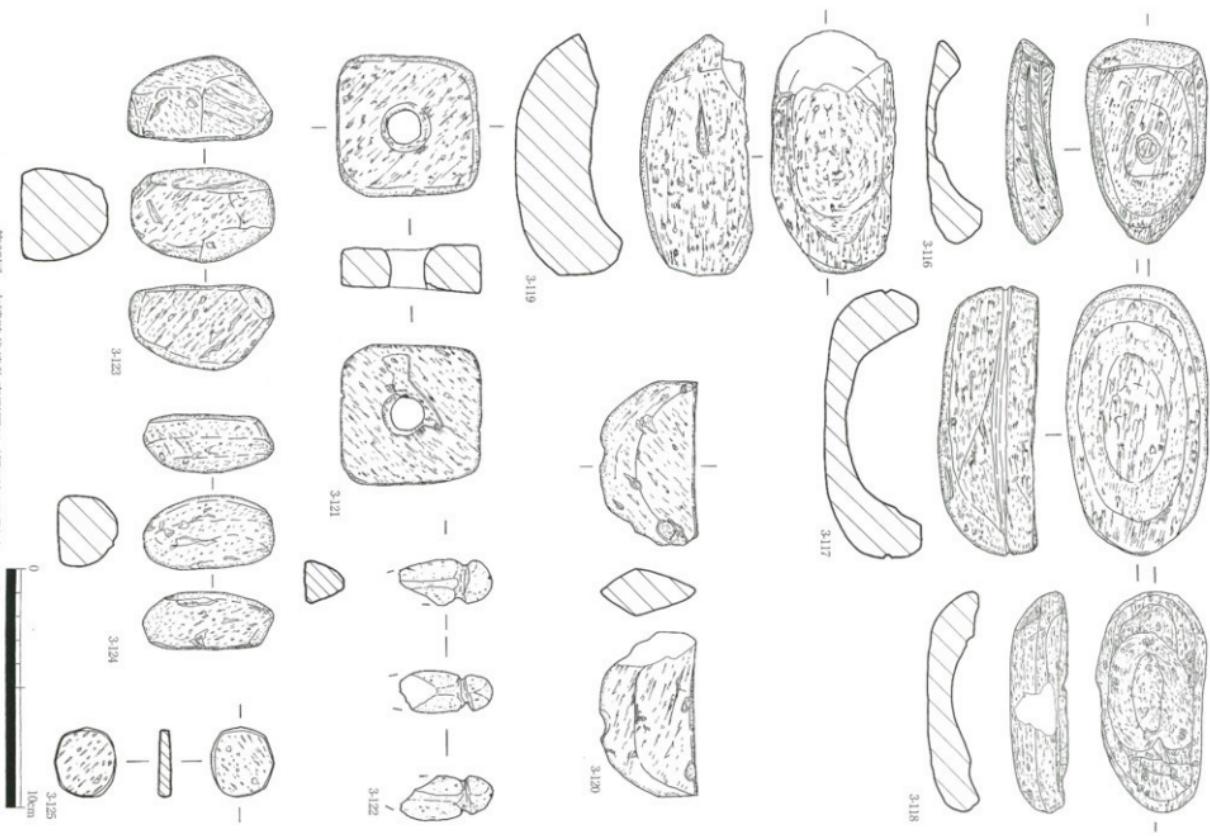
3-113



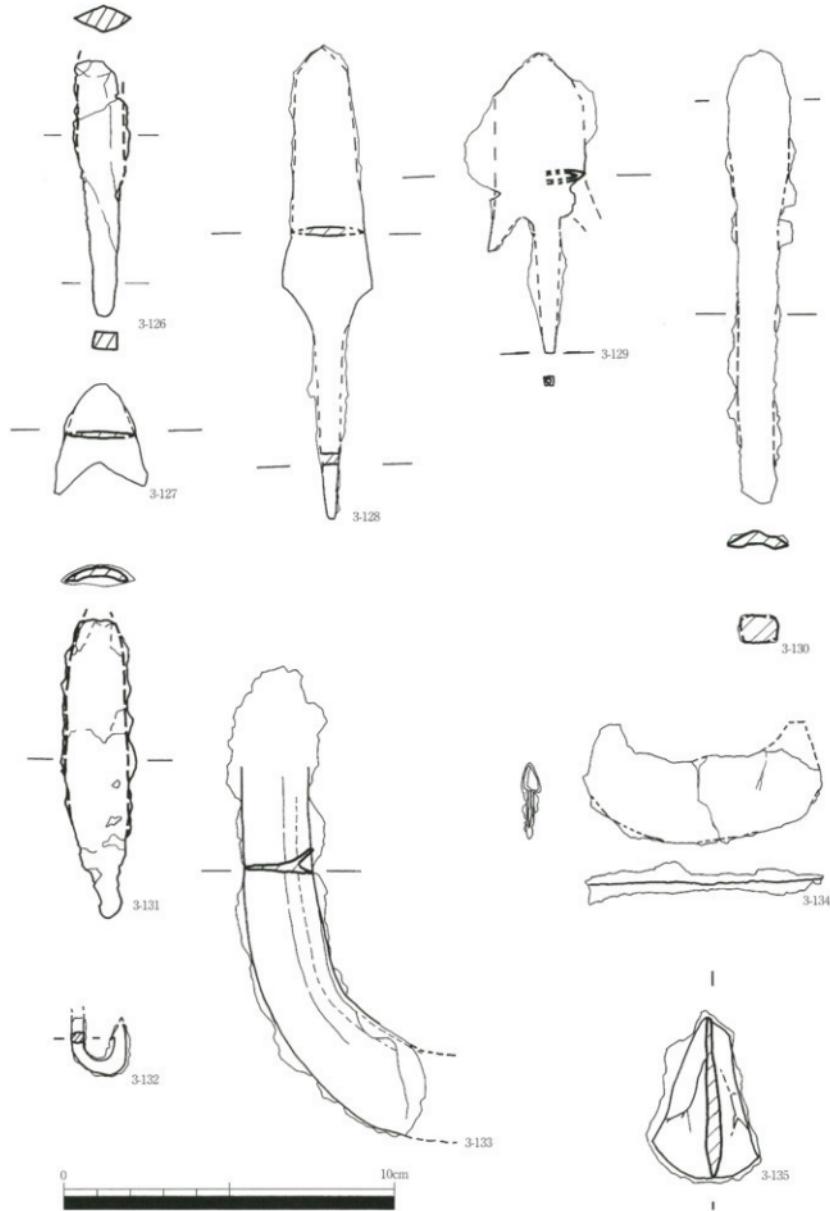
3-114

0 10cm

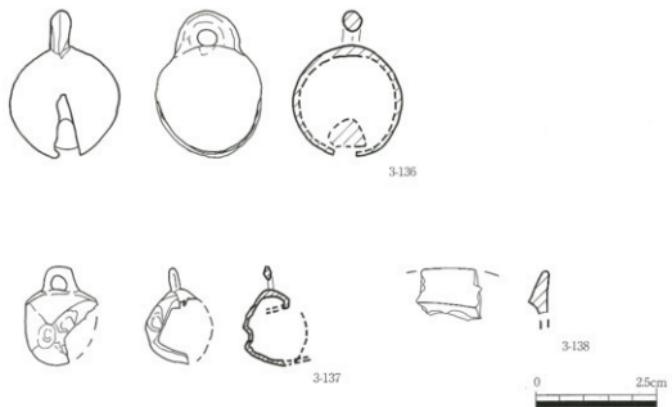
第64図 古墳時代遺物実測図10(石器・石製品)(石錐S=2/3、他S=1/3)



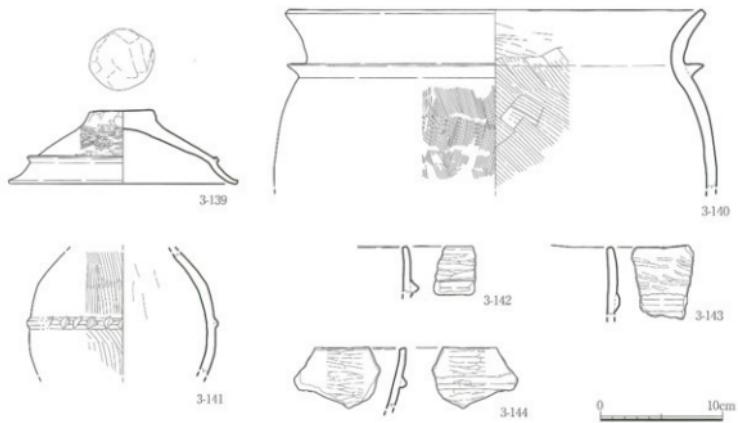
第65圖 古墳時代遺物実測図11(整石加工品) (S=1/2)



第66図 古墳時代遺物実測図12 (鉄器) (S=2/3)



第67図 古墳時代遺物実測図13（青銅製品）(S=1/1)



第68図 古墳時代大溝遺構出土遺物実測図(S=1/4)

住居が著しく切り合って検出されているが、これは住居が一定期間に繰り返し建設されていたためと考えられている。居住域と土器集中廃棄所の分布は一定の対応関係を有しており、河川西側のI区では土器集中廃棄所①と②、河川東側のV・VI区の西側では土器集中廃棄所③が住居群に近接して検出されている。詳細に見ると、河川西側では、I区とは別にXII区で住居がまとまって検出され、同時にI区住居群との間に住居の検出がないことから、西側住居群の支群的ありかたと考えられる。土器集中廃棄所②はここに対応していた可能性があるが、土器集中廃棄所①に隣接して設けられた道が、XII区に向かっても伸びており、土器の廃棄行動がそこまで単純であったとはいえない可能性がある。

河川東側においても、V・VI区の南側のXII区周辺において、住居が複数検出され、これに対応して土器集中廃棄所⑤・⑥が検出されている。

一方、畠区南端の土器集中廃棄所④は、下水道③・④トレンチに連続し、東西長が23m程度と最大規模である。大溝を挟んで広っているが、かなりの規模の住居群との対応関係が想定できる。しかし、現在のところ対応する住居群は見つかってはいない。国指定史跡の昭和61年度10トレンチからは堅穴住居4基が切り合って検出されるなど、この周囲にさらに別の住居集中箇所が存在する可能性は高い。

橋牟礼川遺跡において集中的に堅穴住居群が造営される下限時期については、7世紀後半以前と考えられる。このことは、①7層青コラ火山灰堆積以降に住居集中箇所が検出されていないこと、②7層が床面を直接被覆したような被災住居がほとんどみられないことから、7世紀後半の7層青コラ火山灰の降灰に至るまでの間に、古墳時代の集住形態がある程度緩和され、集落のあり方にも変化が訪れた可能性が考えられるためである。このことは、廃棄途中であり、使用中の土器集中廃棄所で、青コラ火山灰に直接被覆された例がほほないこととも呼応している。

住居群の造営開始期に関しては、V区の住居で中津野式段階の土器が出土しており、同時に、V区の河川側にある土器集中廃棄所③に中津野式段階の土器が多く出土していることから、この時期と考えられる。ただし、中津野式段階の堅穴住居は、南丹波遺跡で「花弁型住居」が造営されているが、橋牟礼川遺跡の範囲ではこのタイプの住居はまだ検出されていない。後述するが、南丹波遺跡の住居群と隣接して、中津野式段階から東原式段階の土器集中廃棄所が造営されていることから、この地点の住居群は橋牟礼川遺跡のV・VI区の住居群よりも古いことになる。渡部は時代が下るに従い居住域が南丹波遺跡から橋牟礼川遺跡へ向って西へと移動した可能性を指摘しているが、橋牟礼川遺跡においても中津野式段階を中心とする時に居住が行われていたことが窺える。その内容は未だ明確にはなっていない。

さて、橋牟礼川遺跡では弥生後期から古墳時代に渡る「V」字断面の大溝が設けられる。造営当初は幅2m以上、深さ1.4m程度であり、防御的機能があった可能性が指摘されている。この大溝の遺跡全体における配置は明確ではないところであるが、防御的目的で造営されたならば、その対象が何であったか等が課題となるところである。

土器集中廃棄所には、土器、石器の他、須恵器や勾玉、軽石製品、動物骨等が廃棄されるが、貝の廃棄は全くなく、廃棄におけるルールがあったことが指摘されている。また、何らかの祭祀の場としての機能も想定されているが、軽石製品等祭祀関連遺物の絶対量が少ない状況では、専ら廃棄行為により形成された遺構であり、生活空間の中の廃棄場所という位置付けが想定されるところである。

居住域から5～6世紀代に帰属する鍛冶炉とみられる住居内土坑や、高杯脚部転用の輪羽口、台石等、鍛冶関連遺物の出土例がある。遺構や遺物からは、小鍛冶を継続的に営んでいたことが想定できる。例えば高杯転用の輪羽口と単純な土坑を利用した鍛冶炉のあり方は、西日本の他地域と技術的情報の共有の結果、招来されたものと考えられる。

② 古墳時代の住居プラン

橋牟礼川遺跡で検出されている堅穴住居のプランは、円形、方形、方形+円形の3つのプランが主なものである。辻堂原式・垂貫式段階においては方形プランが最も多く、この時期の一般的な住居形態として定着していたと考えられる。円形住居に関しては絶対数が少なく、V区において2基検出されたのみである。ただ、奈良・平安時代においても、円形の堅穴建物が建築されていることから(第4章参照)、時期差のみでは捉えにくいところである。そして、方形+円形プランに関しては、橋牟礼川遺跡だけでなく、市内の宮之前遺跡等においても検出されている。橋牟礼川遺跡では、方形のみのプランと比較して床面積が大きい傾向があること、数量的に方形プランと比較して少ないとどから、一般的な家屋とは別の役割が想定される。

方形+円形プランの祖形と考えられるのが、南丹波遺跡で多数発見された「花弁型住居」である。このプランの住居

は、弥生時代から古墳時代において、大隅半島から宮崎県域を中心に分布するものであるが、基本的には間仕切りを造り付けた円形住居であることを、南丹波例が示している。また、柱配置から、柱を立てた後に内部に略方形の堅穴を掘削していることは明らかであるが、橋牟礼川遺跡の方形+円形プランのV区48号住居も同様の手順であり、建築技法としては共通している。異なるのは、堅穴のプランが円形か方形かという点である。これが転換する時期に関しては、橋牟礼川遺跡の例では、辻堂原式段階・篠貫式段階の住居が、方形を主体としている点から、中津野式以降辻堂原式の間に求められる可能性がある。

さて、集落内的一般的住居と構造的に異なる大型の堅穴住居を設ける住居方は、弥生時代においても共通している。王子遺跡等でもこの傾向があり(中摩1998)、円形プランかつ柱配置が堅穴外周に平行して設けられたもの(王子遺跡9号住居)である。王子遺跡9号は円形の堅穴内部に小型の円形堅穴を組み合わせてもいる。方形堅穴住居は小型である。橋牟礼川遺跡の住居の住居の方は、古墳時代の集落の住居方が弥生時代のそれの延長上にある可能性を示していると考える。

③ 生業 漁労と農耕

古墳時代の遺物には、鉄製釣り針や双孔棒状土鍤、管状土鍤、石鍤等の漁労に関連する遺物や軽石製舟形模造品といった航海に関連する祭祀具と考えられる遺物が出土しており、生業に漁労が含まれていたことは明らかである。漁労具の面からみた薩摩半島地域と高塚古墳造営地域との相違に関して、下山は差異が小さいとしている。

橋牟礼川遺跡では古墳時代に帰属する貝塚が複数検出されている。貝塚は生業と結びつき形成された遺構ではあるが、土器集中廃棄所と比較すると規模が小さい状況がある。土器集中廃棄所がなんらかの集落単位との関係性が想定されているのに対し、貝塚ではそのような傾向が見えにくいところである。Ⅶ区では古墳時代に帰属する貝塚が4基検出されているが、1基検出されている土器集中廃棄所④と比較して規模が著しく小さい。さらに、I区やV・VI区付近での貝塚の検出がないところである。さらに、蛸壺形土器の出土例は1点のみであり、継続的な蛸壺漁が想定できること(下山 1992)と上述のように貝塚の規模が小さいこと等からは、漁労への依存度が相対的に大きくなかったことが考えられる。

橋牟礼川遺跡における古墳時代の農耕に関しては、Ⅹ区において馬歎痕跡が発見されたことで、農耕具として馬歎を導入していたことが明らかになるとともに、集落と耕作地の位置関係の一部が明らかとなった。木製馬歎の出土事例は九州においては福岡県カキ遺跡の6世紀代のものがあるが、5~6世紀代と考えられる遺物として、兵庫県上田部遺跡、滋賀県堂田遺跡の例があり、6~7世紀代のものとして、兵庫県辻井遺跡、静岡県伊場遺跡、同県神明原・本宮川遺跡、東京都石川天野遺跡、福島県大森A遺跡の例がある(山田 1989)。橋牟礼川遺跡の事例は9層において馬歎を使用したものであり、時期的にも出土製品の時期と整合性がある。さらに、XⅢ区4トレンチにおいて、古墳時代に帰属する馬の下顎骨等が出土しており、蓄力の利用が古墳時代後期において導入されていた可能性があるところである。このような技術的革新に裏打ちされた畠作の展開が、橋牟礼川遺跡の大規模集落の形成要因となった可能性がある。畠は住居が集中する緩斜面のトップ部分からやや下った河川に面した箇所に位置している。

栽培作物に関しては、耕作土である9層からイネ及びヒエやアワを含むキビ族の植物珪酸体が確認されている。現段階では一部の検出ではあるが、5~6世紀において継続的に大規模な集落が形成された要因には、蓄力を活用し、馬歎等の農耕具導入といった農耕技術の革新がその背景にあるものと考えられる。

なお、水田と比較した場合、畠作には連作障害が伴うため、収量増に関して一定の限界があることが知られている。大規模な集落の維持のためには、相応の耕作地面積を確保する必要性があったものと考えられる。橋牟礼川遺跡周辺の畠地の分布状況やその規模に関しては今後の調査課題である。

(文献)

山田昌久 1989 「日本における古墳時代牛馬耕開始説再論—東アジアにおける農耕技術の拡散と日本における古墳時代後期~律令国家成立期の技術革新の様相—」『筑波大学歴史・人類学系紀要 歴史人類』17

④ 威信財と祭祀、墓域

橋牟礼川遺跡では、初期須恵器・青銅製鏡・青銅製鏡片・子持勾玉・須恵器台付長頸壺等、いわゆる「威信財」とされる遺物の出土がある。初期須恵器に関しては陶玉産であり、また、滑石製子持勾玉や青銅製品等は畿内を含めた他地域からの搬入品であると考えられる。これら遺物の出土地点に関しては、住居内や住居集中地点が最も多く、土器集中廃棄所

や包含層からの出土もある。

威信財以外の遺物に関して下山は、薩摩半島で散見される5世紀～7世紀の漁具を例にとって、他地域と連動した動きがあったことを指摘しているが、威信財の搬入に関わる階層と、漁具等の日常的な道具に関する情報の共有に関わる階層の存在を反映していることになる。

ただ、同時期の土坑墓(小児墓)が橋牟礼川遺跡地内で発見されているが、威信財が副葬されていない。この点に関しては、古くは成川遺跡の調査において多数発見された土坑墓の副葬品として装身具が著しく少いことをもって、「階級の未分化な集団」とされている(文化庁 1974)が、下山は上記の大和王権にかかるような威信財等の出土をもって、階級の分化がかなり進んでいたとした(下山 1992)。ただ、橋牟礼川遺跡で検出された古墳時代の土坑墓については、成人を埋葬したものではないため、そもそも威信財が副葬される対象であったのかという問題もある。後述する南摺ヶ浜遺跡においては、3世紀後半から5世紀中頃の土坑墓が72基検出されている。副葬品あるいは供獻遺物に関しては、土坑墓間に隔絶した差が認められるとは言い難い状況が見て取れる。このことからも、この時期において墓制へ階層を明確に反映させてはいないと言えそうである。したがって、墓制を用いた階層の表示という行為が選択されなかつたと解釈することが可能と考えられる。

なお、1999年に指宿市において周溝を含めた復元直径が約22.5mの弥次ヶ湯古墳が発見された。このことにより指宿地域あるいは小地域単位の族長あるいは豪族層の存在が明確となったばかりでなく、墓制においても大和王権と連携する勢力が存在することが明らかになったところである。

祭祀のあり方にに関して渡部は、向吉地点の土器埋納遺構と配石遺構からなる祭祀遺構に関して、鹿児島県内の事例を含め、時間的にも空間的にもローカルな祭祀形態とし、また、土坑墓への土器や鉄器の供獻といった葬送に伴う祭祀に関してでも、ローカル色の強い地域あるいは集落単位における祭祀の様相であると考えられている。同時に、橋牟礼川遺跡への威信財の流入に関しては、高塚古墳を造営する地域の祭祀形態が指宿地方に流入したものとした。特に、子持勾玉等の集落内出土を、沖ノ島祭祀遺跡等の祭祀遺物セットと比較し、かつ、指宿地方への須恵器の供給が5世紀後半から7世紀後半まで連続することを踏まえ、当地域における子持勾玉を用いた祭祀形態の成立を積極的に支持した(渡部 1997)。

すなわち、当地域においては、伝統的信仰・習慣に基づくローカルな祭祀と、政治的・宗教的な規定に基づく公的かつ広域の祭祀とが同時に存在する、祭祀形態の二重性が存在したのである(渡部 1988)。

橋牟礼川遺跡の古墳時代の墓域に関してだが、これまでの調査で土坑墓が国指定史跡内で小児墓が2基検出されているのみである。これが成人墓を含めた群を形成するかどうかは、現在のところ明らかではない。これに対して、橋牟礼川遺跡の約500m南東にある南摺ヶ浜遺跡では、2007年の調査で弥生時代終末から5世紀中頃にわたる、円形周溝墓、壺棺墓、壺棺墓、土坑墓と立石が検出された。特に、古墳時代の土坑墓は72基が検出されている。墓域の広がりに関しては、北側隣接地で土坑墓3基が検出されており、さらに広がる可能性が考えられる。南摺ヶ浜遺跡の墓域と橋牟礼川遺跡の居住域との関連を想定する考え方もあるところであり、今後の課題となっている。

(文献)

文化 庁 1974 「成川遺跡」

下山 覚 1992 「古墳分布域外の漁労具」[古代文化]7

渡部徹也 1998 「南九州の軽石製加工品にみる祭祀の変遷」[人類史研究]10 人類史研究会

⑤ 7層青コラ火山灰層の年代観について

VII区で出土した須恵器台付長頸壺3-98(第63図)は、7層青コラ火山灰によって直接被覆されていた。下山は須恵器台付長頸壺の年代観をもって、7層青コラ火山灰の年代比定を試みている。

それによると、この長頸壺は陶邑編年では、口縁端部の形態はⅢ型式3段階からⅣ型式1段階に近似し、口頸部のカーブについてもⅢ型式3段階からⅣ型式1段階のものに近似する。また、体部の特徴は、橋牟礼川遺跡出土のものは、肩部が張ることから、Ⅲ型式2段階からⅣ型式1段階の特徴を示している。脚の形態は、橋牟礼川遺跡出土のものは、やや高い高台状の形態をなし、内端面を設置面とするものであることから、Ⅲ型式2段階以降の特徴を示している。これらのことを総合し、長頸壺3-98を形態上、陶邑編年のⅢ型式3段階からⅣ型式1段階に帰属する可能性が高いとしている。なお、絶対年代への変換作業としては、中島氏(中島他 1977)らによる熱残留磁化測定結果を参考にし

て、TG-70で出土した長頸壺との比較を行う場合、「AD680～AD720」という年代が与えられており、中村浩氏による相対年代観についても概ね、理科学的方法と合致したものであった。しかし、TG-70出土の長頸壺の形態は橋牟礼川遺跡出土の長頸壺より文様を施さないなどや後出の感があることから、橋牟礼川遺跡出土の台付長頸壺の年代観は概ね7世紀の後半期のものとしたところである。

これに対して渡部は、長頸壺の時期について今後検討の余地が生まれる可能性を指摘している（指宿市教育委員会2014）。独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センターによる青コラ直下の腐植土壇の放射性炭素年代測定では、 1580 ± 40 yBPの値を得、聞聞岳の噴火は1.6ka（1,600年前）に発生したと考えられると報告しており、長頸壺の考古学的な年代観とずれがある。

さらに、下山はⅧ区の土器集中廐棄所③から出土した須恵器杯蓋3-97（第63図）を陶邑編年と対比し、Ⅱ型式4-6段階（中村浩氏の相対年代観によれば6世紀末から7世紀前半）としているが、笹貫式土器の壺3-14（第58図）についても同時期であるとしている。これに対し渡部は、Ⅷ区における古墳時代の遺構群の形成順を、「土器集中廐棄所（笹貫式の壺と須恵器杯蓋も廐棄）→貝塚C→溝状遺構内への長頸壺の設置」と考えている。そして、須恵器長頸壺を7世紀後半に位置づけた場合、笹貫式壺3-14と須恵器杯蓋3-97の廐棄から長くておよそ1世紀後、短くて極めて近似した時期と見ることもでき、将来において青コラに直接被覆された炭化物の放射性炭素年代測定の結果や長頸壺のさらなる型式学的な検討等で年代観が変わることも指摘している。

7層青コラ火山灰の降下年代に関しては、今後検討の余地が生まれる可能性が指摘されていることを前提としつつ、本報告では7世紀後半の年代観を採用して記述したところである。

（文献）

- 下山 覚 1992 「古墳分布域外の漁労具」『古代文化』7
1995 「考古学からみた隼人の生活・「隼人」問題と展望-」「西海と南島の生活・文化』8 名著出版
1997 「指宿市橋牟礼川遺跡出土の須恵器台付長頸壺の年代比定について」『人類史研究』8 人類史研究会
中澤浩太郎 1998 「南部九州弥生時代堅穴住居の分類」『人類史研究』10 人類史研究会
文化庁 1974 「成川遺跡」
渡部 徹也 1998 「南九州の軽石製加工品にみる祭祀の変遷」『人類史研究』10 人類史研究会
中島 正志 1977 「毎地区須恵古窯跡群の熱残留磁化測定結果について」『陶色Ⅱ』大阪府教育委員会

第4節 奈良・平安時代

第1項 遺構

① 建物遺構

6層中で検出された建物遺構に関しては、堅穴建物と掘立柱建物の2種類がある。堅穴建物は昭和54年度・昭和62年度都市計画事業に伴う調査、平成4・5年度国指定史跡確認調査で検出した事例であり、掘立柱建物は平成62年度・平成2年度の都市計画事業に伴う調査で検出した事例である。

i. 堅穴建物および鍛冶関連遺構

・平成4・5年度国指定史跡確認調査 K 1・K 2 トレント(第69図～第71図／図版14-38～41)

平成4・5年度検出の1号～4号堅穴建物は、5層紫コラ火山灰の堆積時点で6層上面に窪地が残っている状況での検出である。いずれも、7層青コラ火山灰層を掘りぬいて建築された建物である。4基の建物に関しては、主柱穴が2号・4号で4基、3号で3基、1号で1基と構造的にバリエーション豊富である。一方、共通している点としては、床面壁に接して小ピット(以下「壁帶ピット」という)が連続的に並ぶ構造である。さらに、2号と4号に関しては床面に鍛冶遺構とみられる土坑が伴っており、4号では鍛冶関連遺物が出土した。

ここでは、2号建物と4号建物について触れる。

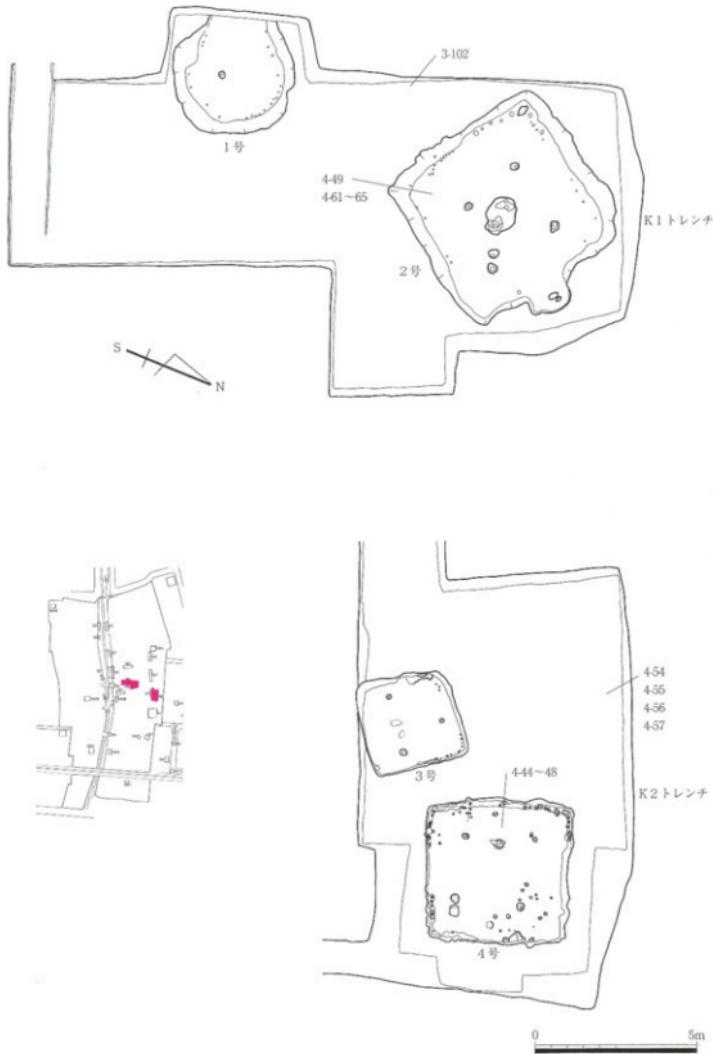
2号堅穴建物(第70図)は、K 1 トレント北側で検出され、ほぼ5.5mを一辺とする方形プランで、遺構の北東側には張り出した部分が検出された。床は、張り床となっており、特に、主柱穴4の周囲には粘土による補強が施されていた。主柱穴2については、1枚目の張り床の下から発見され、同遺構の作り替えを示唆するものである。主柱穴の配置はやや台形を呈する。柱穴から柱の直径が10～20cmの範囲であることから、柱心で梁材との接合を考えるのでなく、むしろ柱周りにおける柱材と梁材との接合を考慮する必要がある。壁沿いの床面に壁帶ピットが36基確認された。直径が5cm～8cm、中には10cmを越えるものがある。深さは様々であり、3cm程度のものから13m程度のものまである。大半は直徑10cm、深さ10cmに満たないピットである。ただ、ピットaは手が入らない程度の直徑だが深さが59cmと極めて深く、材の打ち込みを行ったものと考えられる。また、南東隅のbからhは直徑20cm以上で深さ30cm以上あり、主柱穴ではないがかなり安定して埋設する必要のあるものとみられる。なお、2号建物で検出された張り出し部については、出入口と考えられる。2号建物床面には指円形の折が検出されているが、炉の東側には粘土で碗形の炉が造りつけられており、鍛冶炉の可能性が考えられる。

2号堅穴建物の出土遺物は、主柱穴2・3付近で菱形土器4-61・4-62・4-63(第84図)等がある。これらは、「成川式土器」の笠貫式段階の系統上にある資料である。床面から3～5cm程度浮いた状態での出土だが、この建物に伴う資料であるとすると、7世紀後半以降において「成川式土器」の菱形土器の伝統が継承されていることを示している。また、床面東隅からは大型の軽石製品4-49が出土した。表面には規格的な「あみだくじ」状の線刻が施される。線刻が施される軽石加工品は縄文時代以来存在するが、規格性に乏しいものが多い。一方、この遺物には明確な規格性がみられ、前時代のものとは一線を画している。

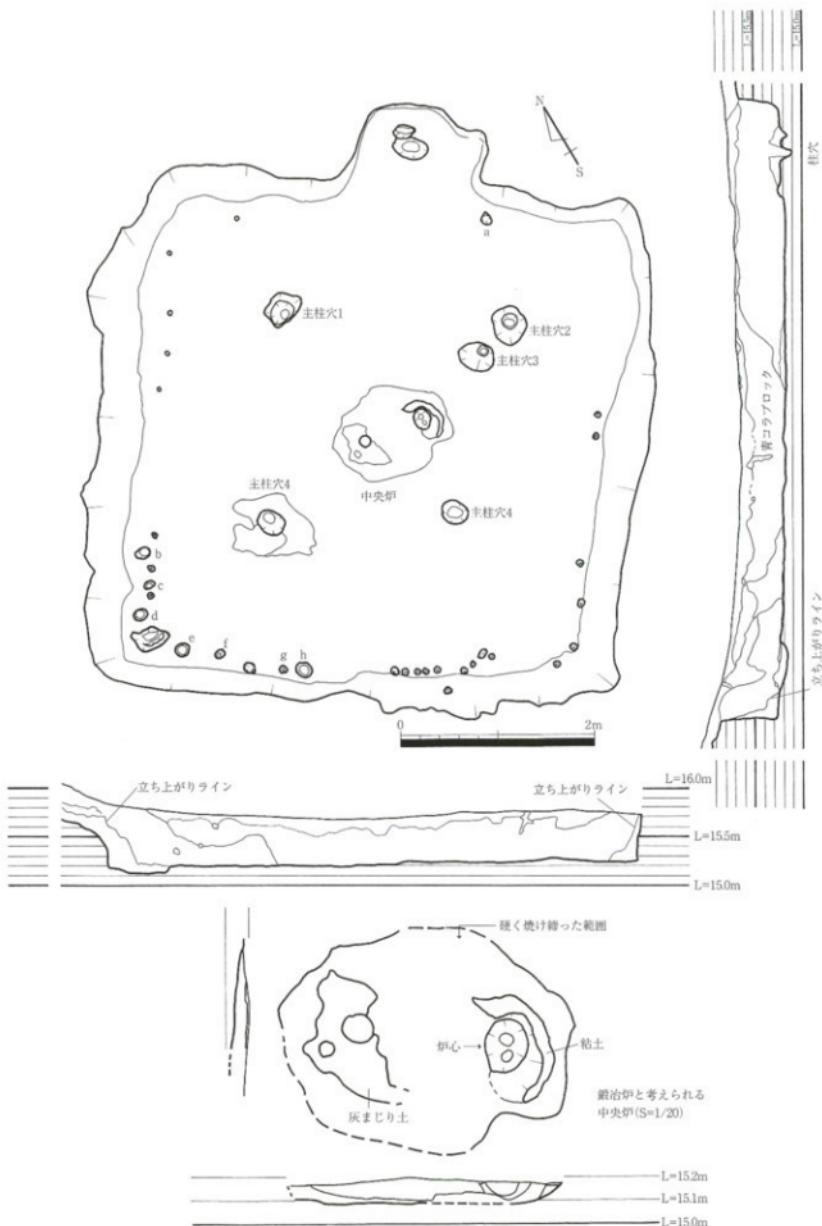
4号堅穴建物(第71図)は、一辺4～4.4m程度であった。主柱穴は、5穴確認された。柱穴1は長径21cm・短径20cm・深さ39cm、柱穴2は長径15cm・短径13cm・深さ28cm、柱穴3は長径24cm・短径22cm・深さ24cm、柱穴4は長径27cm・短径26cm・深さ36cm+a、柱穴5は長径35cm・短径30cm・深さ17cm+aである。4、5についてはかなり接近して検出されたが、2号建物と同様、建て替えを示すものと考えられる。一方、壁帶ピットは64基検出された。いずれも直徑が10cm弱程度のものが最も多く、深さは様々で3cm程度のものから20cm程度の間である。壁帶ピットについては全建物において確認されたが、垂直方向に立っており、壁の土留め・垂木支えなどの機能が想定し得えるところである。

4号堅穴建物の出土遺物は、床面に板状の軽石片と軽石製の輪羽口4-44、そしてその未製品4-45等があった(第81図)。4号建物についても、4穴の主柱穴の他、壁沿いに壁帶ピットが不規則に並んでいた。床面の中央よりやや西側からは鍛冶炉と考えられる附帯遺構が検出されている。また、東隣には闕連は不明だが、板状炭化物が出土している。

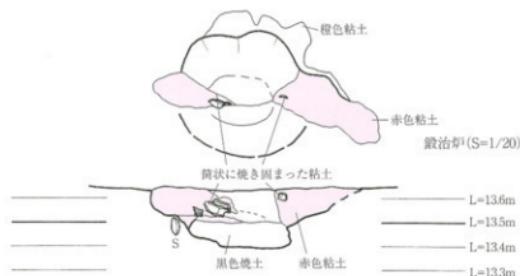
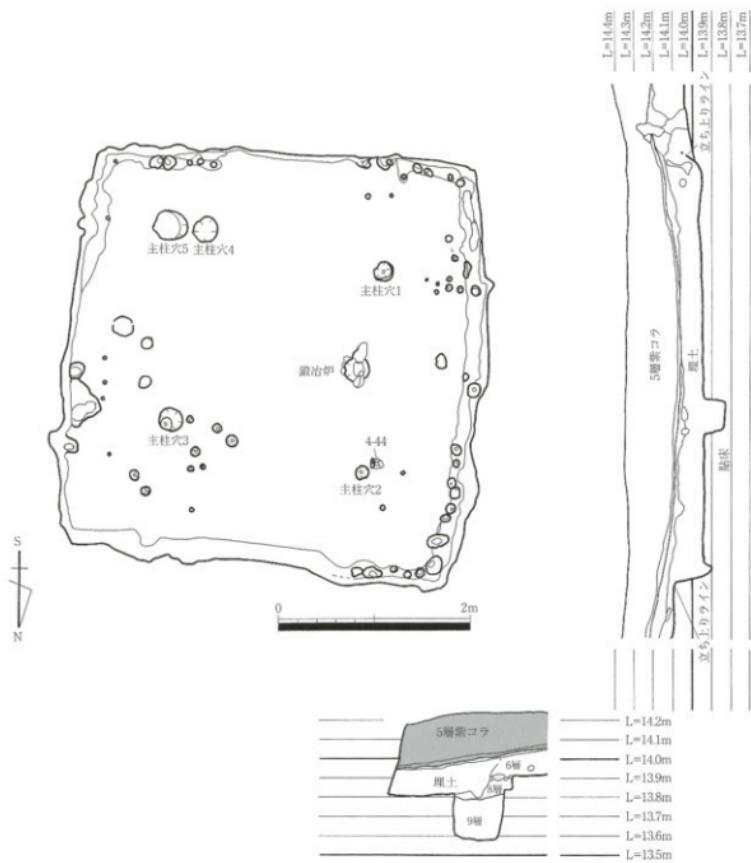
床面直上から出土した軽石製の輪羽口とその未製品については、この鍛冶炉とともに4号建物が鍛冶工房であったことを示すと考えられる。軽石製の輪羽口については、床面に製作時の残滓が散乱しており、当建物内で輪羽口の製作も



第69図 平成4・5年度K1・K2トレンチ 奈良・平安時代遺構配置図(S=1/150)



第70図 K1トレンチ 奈良・平安時代2号竪穴建物・鍛冶炉と考えられる中央炉(平成4年度国指定史跡確認調査)(S=1/50)



第71図 K 2 トレンチ 奈良・平安時代 4号竖穴建物・鍛冶炉(平成5年度国指定史跡確認調査) (S=1/50)

行っていたことを示す。

2号竪穴建物と4号竪穴建物で検出された鍛冶関連遺構についてである。2号建物の炉跡は、比較的浅い土坑を掘り、それを粘土などで成形したものである。炉心と考えられる部分は、長軸21cm、短軸18cm、深さ $8+a$ cm程度を計る。また、炉の全体の大きさとしては長軸125cm、短軸95cmの楕円形の範囲内で固く焼け締まっている。2号建物埋土からは土製の鍛羽口片が付着する碗型の鍛冶溝と考えられる遺物4-65が出土しており、この土坑が鍛冶炉であった可能性を示唆している。

4号建物では、床面中央の西側で、鍛冶炉と考えられる遺構を検出した。炉はほぼ円形の土坑であり、残存する上場の直径は55cmである。赤色の粘土を土坑の周囲に張り、また、導風管を固定したと考えられる粘土が詰まつた舌状の張り出し部が2ヶ所に確認された。導風管が存在したと考えられる部分には、筒状に粘土が焼き締まっていた。Aは直径3.8cm程度のものである。ほぼ直線に土坑上端方向から、下端に向けて差し込まれたと考えられる。また、土坑の下端には、タール分が沈着し、ややガラス質の溶融したのも混在する堅い焼土が10cm程度の厚さで残存していた。筒状の痕跡は直径3.8cm程度であり、高杯の脚部を転用した鍛の羽口の直径と比較して小さく直線的である。また羽口そのものが残存していないこと、そして、導風管と考えられる部分の粘土が受熱のため硬化していることなどから、例えば竹のような有機物が導風管として用いられていたものと考えられる。

・その他の調査区

VI区(昭和62年度都市計画事業幹線道路調査区)では、奈良・平安時代に帰属する1号竪穴建物が検出されている(第72図)。竪穴は方形プランであり、長軸3.8m、短軸3.7mを測る。竪穴の中央の深い略円形土坑(径約0.8m)の中央には小型のピットが設けられる。床面には主柱と考えられるピットが5基検出されている。

昭和54年度の都市計画事業に伴う確認調査17-1トレンチにおいても、平成4・5年度調査K1・K2トレンチと同様に5層紫コラ火山灰の堆積時点で6層上面に窪地が残っている状況の竪穴建物が検出された。竪穴は方形プランであり、竪穴の深さは40~50cm、南壁付近に2基の柱穴が検出された。検出状況から一辺の長さを復元した場合、3.8m程度になる可能性がある。出土遺物は、成川式土器・土師器・須恵器である。須恵器杯蓋4-3は内面のかえりが消失しており、8世紀から9世紀に帰属する可能性がある。したがって、建物の帰属時期に関しては8世紀代から9世紀代のものと考えられる。

ii. 挖立柱建物

・I区・平成2年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区(第76図／図版15-43)

I区において、第7層青コラ火山灰上面において138基のピットが検出された。このうち、34基については後述する杭列である。残りのピットに関してプランの推定を試みたところ、掘立柱建物跡と考えられる組み合わせが3基分あつたところである。

・VI区・昭和62年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区(第72-73図／図版15-42)

VI区において奈良・平安時代に帰属する掘立柱建物が2基検出された(2号・8号)。いずれも2間×3間の建物である。VI区では他に1号竪穴建物も検出されているが、掘立柱建物2基が時代的に下るものである。2号は梁間2.8m・桁行5.6mを測り、8号は梁間2.9m・桁行4.7mを測る。

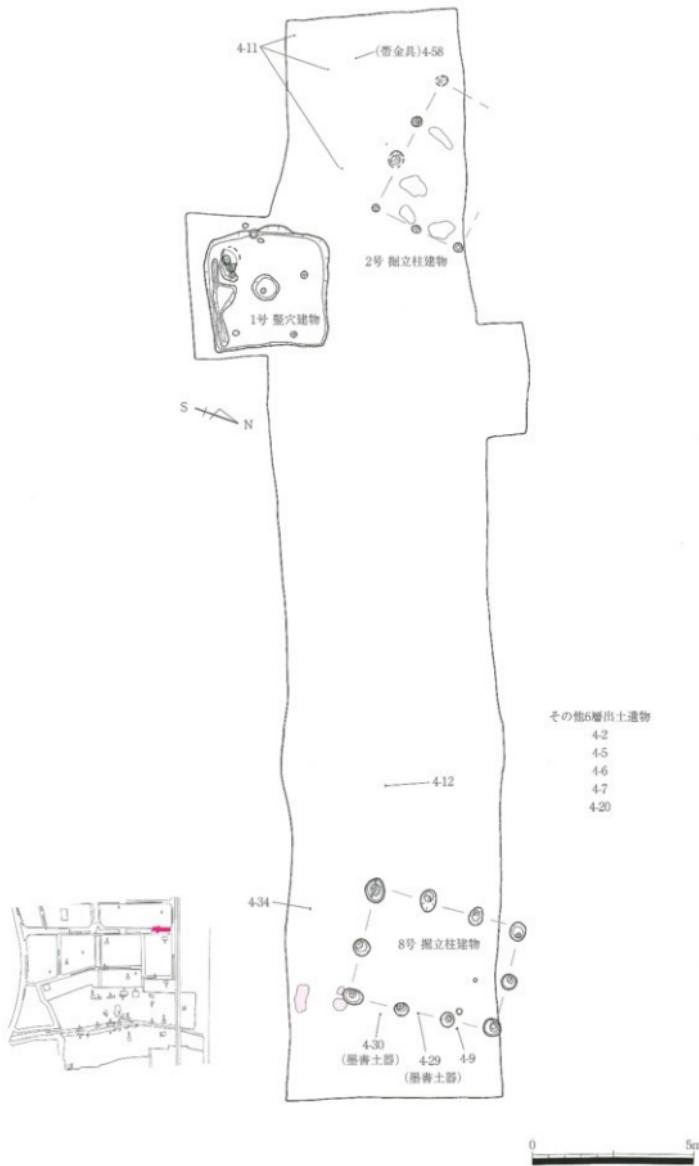
2号と8号建物の周辺あるいは内部で焼土が検出されている。2号建物は柱列の内部であり、8号は南西角の柱の外側である。

建物付近及び周辺においては、2号建物の南側で青銅製帶金具4-59と須恵器4-11が出土し、8号建物の東面の桁付近で、須恵器杯蓋4-9・墨書き土器「真」4-29・4-30が出土している。

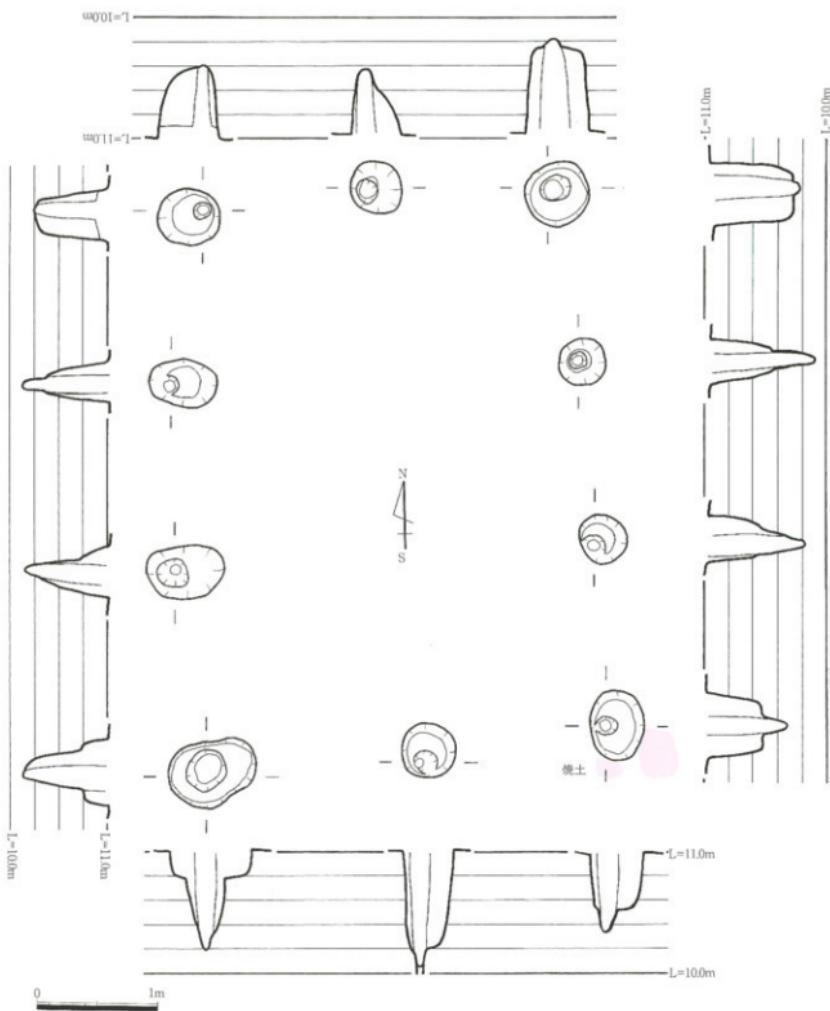
② 杭列

・IX区・平成4、5、6年度博物館調査区(第74-75図／図版15-46)

IX区の河川東岸において、杭列が遺跡をはさんで2条検出された。杭列はおよそ南北方向に連続していた。一部は



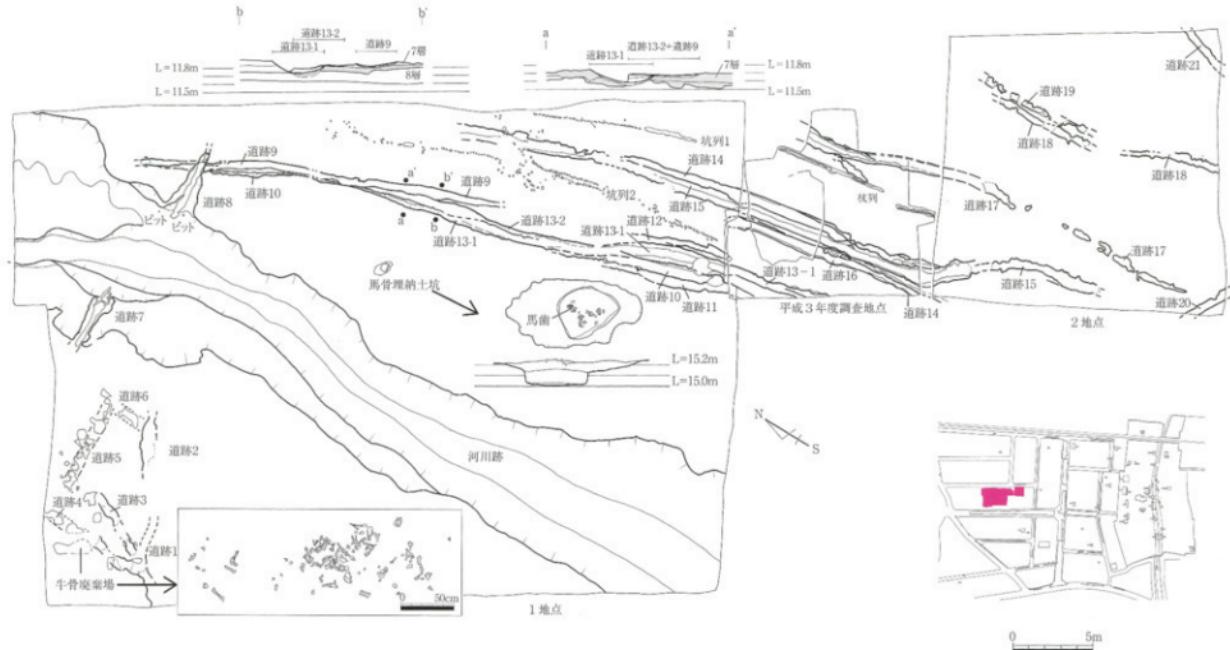
第72図 VI区 奈良・平安時代造構配置図(昭和62年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区) (S=1/200)



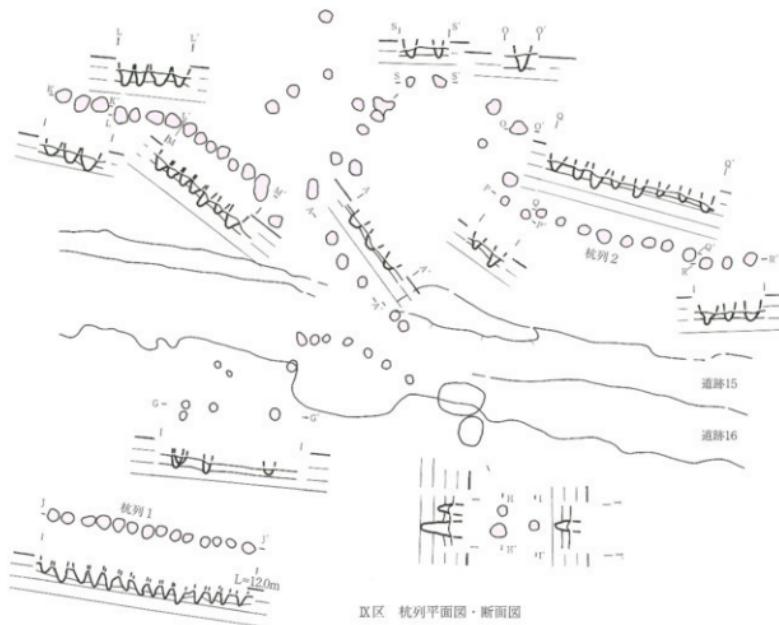
第73図 VI区 奈良・平安時代8号掘立柱建物(昭和62年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区) (S=1/40)

6層中の検出であり、7層青コラ上面において全体像が把握できた。杭列は河川跡に並行し検出され、最大径10cm～20cm程度の楕円形を呈するピットからなる。ピット間隔は10cm～20cmと極めて密な配置を見せる部分が多い。サイズでは例外的に最大径39cmのものがある。断面形は尖底あるいは丸底である。

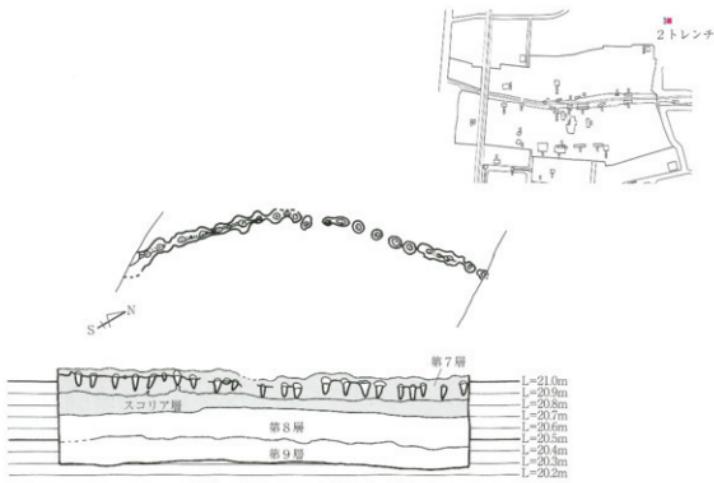
河川跡に近い杭列は部分的に分岐し、1条は東に向かって鉤形に張り出す。張り出し部は幅2m、奥行1.9m程度である。分岐したもう1条は角度を変え東に向かって伸びる。分岐部分の杭列は鉤形の配列が二重にある箇所や、東に伸びる列が再分岐する箇所がある等の複雑な配置を示しており、容易に出入りできないような構造となっている。



第74図 IX区 奈良・平安時代遺構配置図(平成4・5・6年度博物館調査区)(S=1/150)

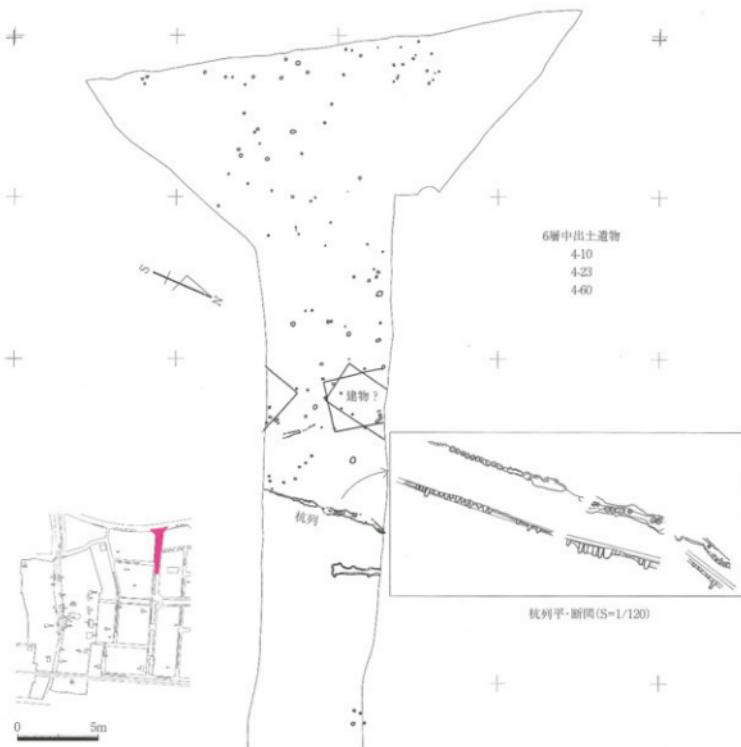


IX区 杭列平面図・断面図



平成7年度2トレンチ杭列平・断面図

第75図 青コラ上面杭列平面図断面図(IX区・平成7年度2トレンチ)(S=1/40)



第76図 I 区 奈良・平安時代遺構配置図(平成2年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区)(S=1/300)

・I 区・平成2年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区(第76図／図版15-48)

I 区においては南北に軸を取る杭列が1条検出された。杭列はビット34基で構成され、検出長さは8mである。杭列は、径12~13cm、最大径15cm程度の楕円形を呈するビットからなる。ビット間隔は密な部分で10数cmと極めて密な配置を見せる。また、溝状の掘り込みを伴う部分もある。ビットの断面形は尖底あるいは丸底である。

・平成7年度・遺跡範囲確認調査向吉地点2トレンチ(第75図／図版15-48)

7層青コラ上面で杭列が検出された。ビットは直径5cm程度で、5~10cmの間隔で、北東~南西方向にやや弧を描くようにカーブしながら連続している。青コラ火山灰中には10~15cmの深さで打ち込まれておらず、貫通はしていない。6層上面から打ち込んだとしても、最大30cm程度打ち込まれたものとなる。

橋牟礼川遺跡では、6層中から設けられた杭列が、極めて密で直線的な配置をみせる特徴がある。同様な杭列は、散領遺跡において二間×二間の縦柱建物跡を取り囲むように二重に配置されたものが検出されている(第102図)。下山はこのように厳重な杭列の配置に注目し、「続日本紀」の天平神護二年(766)六月三日丁亥「日向 大隅 薩摩三國 大風 桑麻損盡 詔勿牧横戸調庸」に見える「横戸」に伴う防御施設という考えを提示している(指宿市教育委員会 1996)。

(文献)

指宿市教育委員会1996 『橋幸札川遺跡Ⅸ』 指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書第(24)

③ 道跡

・Ⅸ区・平成4、5、6年度博物館調査区(第74図／図版15-45)

Ⅸ区では21基の道跡が6層中で検出された。河川東側の道跡は15基であり、西側では7基である。東側の道跡は大部分が河川跡に並行し、西側の道跡は河川に向かうものが大半であるが、東西両岸で河川上端に接し河川に延びる道跡が2基検出されている。なお、西側の道跡は6層上面で検出された畠の耕作によって硬化面が破壊されたことから、断続的に検出されたのみである。

河川東側の道路遺構15基のうち12基は基本的に河川に並行し設けられている。これらは、大きく4群に分かれ。以下、西から1群～4群と仮称し詳述する。

1群は河川にもっとも近い位置に設けられている。河川に向かう道と直行するが、時期的には1群の最も古いものと路面を共有している。1群は3回から4回程度の作り替えが行われている。

2群は2回程度の作り替えが行われている。当初は1群と並行し南へ伸びていたが、途中で東側へ大きく振れている。

3群と4群は作り替え痕跡は見られなかった。4群は東西に走る道跡と交差したものと見られる。

1群と2群の間、2群と3群の間には、前項で述べた杭列が検出され、それらはおおよそ道跡と並行関係にあるが、出入り口と見られる杭列部分が2群を切っており、1群との切り合い関係が見られないことから、少なくとも1群と2群は共時間関係ではないと考えられる。さらに、3群と杭跡とは並行関係に見えることから、2列の杭列の両側に道を設けたものであると捉えることもできる。

④ 架橋痕跡(第74図／図版15-44)

Ⅸ区(平成4、5、6年度博物館調査区)では、調査区を斜めに横切る河川跡が検出され、6層中においては、東西から河川跡に直交する道跡が2基検出された(道跡7・道跡8)。それぞれが河川上端に達しているが、東側の斜面に道跡の両端に相当する位置に2基のピットが検出された。ピットは垂直に立っておらず、水平よりやや上向きである。河川両岸の道は相対する位置にあるとともに、河川斜面には河床に降りる道跡が検出されていない。このことから、ピットを利用し簡易的に架橋を行ったことが想定される。この場合、このピットは橋の支柱の役割が考えられる。

⑤ 土坑墓

・昭和48年度史跡指定地現状変更許可申請に伴う確認調査区IV トレンチ(図版16-52)

昭和48年度に国指定史跡地内で実施した確認調査において、IVトレンチで人骨を伴う埋葬遺構が検出された。検出された4基のうち2基は6層中の検出であり、奈良・平安時代に帰属するものである。調査時点では人骨を3号人骨・4号人骨と呼称している。埋葬方法は土坑を用いた土坑墓であり、葬位は3号が仰臥屈葬、4号が屈葬である。頭位は3号が東で、4号が西と一定していない。また、3号人骨の頭部に赤色顔料が付着していた。

人骨に関しては、内藤芳篤氏・坂田邦洋氏によって分析が行われた(内藤・坂田1977)。

埋葬された人骨のうち、3号人骨は、頭蓋冠のうち右側頭骨の一部が残っていたが、骨壁は薄く、計測できる部分で15mm～40mmであり、幼少児骨と考えられるが詳細は不明である。その他に両側脛骨の小骨片がわずかに残っていた。

4号人骨は、頭蓋骨では頭蓋冠の骨片が残っていたが、極めて薄く幼少児と思われるが、詳細は不明であった。永久歯7本が残っており、乳歯はなかった。また、左側の大骨及び両側骨の骨体部が残っており、左側骨は現場で13cm～15cmの長さで残存していたが、骨質がもろく、計測には不適であった。ただ、骨体の大きさから見て、幼少児骨であることは間違いないところである。

各人骨の推定年齢については、3号人骨は幼少児であるが詳細は不明、4号人骨は6才～7才とされている。

・昭和49年度史跡指定地現状変更許可申請に伴う確認調査区VI トレンチ(図版16-51)

昭和49年度に第二次調査として実施した国指定史跡地内の確認調査において、VIトレンチで人骨を伴う埋葬遺構が

検出された。VIトレンチ北側中央断面近くの地表下70cmの位置で、「3層」(橋牟礼川遺跡標準層位6層)から、60cm×40cmの小型の土坑が検出されたところである。

5号人骨については、頭蓋骨の頭蓋冠は骨片が残っていたが、5体のうちで最も薄く、幼児ないし乳児を思わせるものであった。左側肋骨の1部が4本残っていた。下位の肋骨であったが、残っていた部分の幅は30mm～50mmであったが、大学保管の年齢が明らかな肋骨とを照らし合わせてみたところ、①10ヶ月胎児の肋骨より明らかに大きかったこと、②乳児(生後6ヶ月)の肋骨と比較すると小さかった。このことから、5号人骨の推定年齢は生後3ヶ月～6ヶ月としている。

(文献)

内藤芳鶴・坂田邦洋 1977 「出土人骨について」『国指定史跡 指宿橋牟礼川遺物包含地』現状変更申請に伴う発掘調査報告書
指宿市教育委員会

⑥ 土坑(第77図)

昭和61年度国指定史跡確認調査10トレンチにおいて土坑3基を検出した。土坑は6層中からの掘り込みであり、いずれも不整形のものである。1・2号土坑は切り合いでなく一体のものと判断されている。土坑中からは土器・石器・獸骨等が出土しているが、1・2号土坑からは須恵器や軽石製品が出土し、3号土坑からは成川式土器が出土している。1・2号土坑出土の軽石製品4-50・4-51は、軽石製石帶あるいは模造品と考えられる。

⑦ 馬骨埋納土坑(第74図／図版16-50)

Ⅹ区(平成4、5、6年度博物館調査区)河川跡東側の6層上面付近において馬齒が集中して出土した。馬齒は長軸1.29m 短軸0.64m の不整楕円形の土坑に埋納されていた。土坑の断面形状は、緩やかに落ち込み、途中で逆台形に2段掘りとなる。2段目の上端は隅丸三角形を呈し、長軸0.58m、短軸0.45mである。検出面からの土坑の深さは22cm程度である。土坑中には馬齒を除く骨は残存していないかった。土坑の法量から、土坑中には馬の頭骨のみが埋納されていたと考えられる。馬齒は土坑上面付近に集中して出土していることから、頭頂部を下にして埋納したことが想定できる。土坑は高跡や道跡とも切りあわず、独立して設けられていたこと、さらに、集落中心部ではなく畠地に設けられたことを考え合わせると、農耕に関係する祭祀的な意味合いを持つ遺構であることが想定できる。

馬の頭を埋納したと考えられる遺構は、茨城県郡・中田遺跡や大阪府藤井寺市国府遺跡、八尾市中田遺跡の例が知られている。水野正好氏はこのような事例を「日本書紀」の皇極天皇元年(642年)の条の記載から、旱天続きの場合の雨乞いの作法としての殺馬・殺牛と関連付けている。また、平安時代などの馬齒を伴う小穴を、「日本靈異記」に見える漢神を祀る特殊な祭事に関連する遺構としている(水野正好 1981)。この遺構は前述の馬骨埋納土坑例とよく一致しており、同様な位置づけができるものと考えられる。

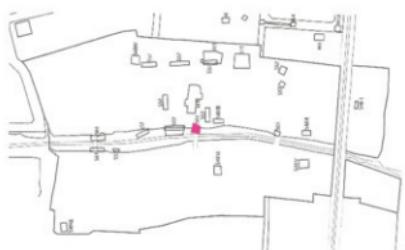
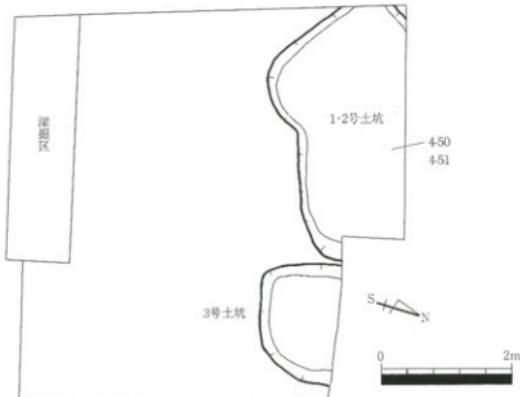
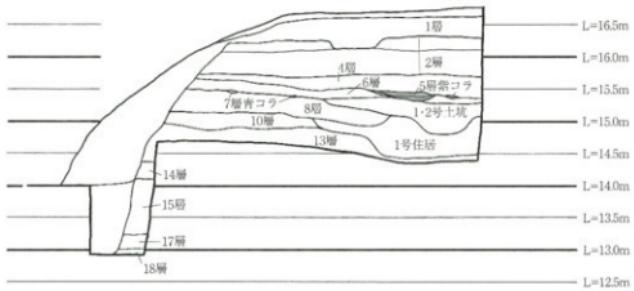
(文献)

水野正好 1981 「祭祀と儀礼」『古代史発掘』10 講談社

⑧ 牛骨廐棄遺構(第74図／図版16-49)

Ⅹ区(平成4、5、6年度博物館調査区)河川跡西側の畠直下の6層中において牛骨が2箇所集中して出土した。2箇所の牛骨廐棄遺構は直線距離で1.5m程度であり、1度の行為によって形成された可能性がある。第74図は北側の集中箇所である。南北約2.5m東西約0.8cmの範囲に骨片が約100点出土した。牛骨の集中箇所では、6層中や下位の7層青コラ上面において土坑は検出されていない。6層土の層厚は30cm程度であることから、牛の遺体を埋納したとは考えられず、また骨が散在していることから、牛を解体した後に廐棄したものと考えられる。この遺構は6層中検出の道跡に重なって配置することから、道跡の廐棄後において形成されたものであり、上記の馬骨埋納遺構により近い時期に設置されたものと考えられ、殺牛祭祀に伴うものと考えられる。

佐伯有清氏の考察では、「殺牛祭祀」への信仰を①雨乞いのため、②軍事の吉凶を占うため、③祟りや毒氣を祓うための三種類に分類している。なお、佐伯氏は「殺牛祭祀」信仰と農耕祭祀との関連については日本において一般的な習俗であるとしているが、橋牟礼川遺跡においてもこのような祭祀が見られる点に注目したい。



第77図 昭和61年度10トレンチ土坑配置図(S=1/75)

殺牛・殺馬に関しては、『統日本紀』に延暦十年(791)9月16日、伊勢・尾張・近江・紀伊と並んで若狭・越前に對し、百姓が牛を殺して漢神を祀ることが禁止された。また、『類聚三才格』同日の太政官符「応禁制殺牛用祭漢神事」によれば、もしこれに違反した場合は故殺馬牛罪を科されていた(門脇 1993)。とされるように、天武4年以降度々朝廷によって禁止されていた。IX区で検出された馬骨埋納土坑と牛骨廢棄遺構は殺牛・殺馬という点で、漢神祭祀との関連が推定できる遺構である。『統日本紀』卷四十によると、漢神祭祀を行ったのは「百姓」である。また、仏教とは異質の、祈雨の方法等の祭祀形態を示しているものとされる。IX区では、874年において畠が造営された場所及びその周辺でこのような遺構が検出されている。検出状況からは、874年より古い遺構であることがわかる。ただ、6層中において横列等が設置され、郡家等の公的施設が設置された時期の遺構とするには、上記のように朝廷による禁止令が出されていたことを考えると無理があると思われる。したがって、それ以降の、耕作地としての利用が開始された時期に行われた祭祀に間連する遺構であると考えられる。

(文献)

佐伯有清 1967 『牛と古代人の生活-近代につながる牛殺しの習俗』 至文堂

門脇慎二 1993 「二 渡来の神々 漢神の信仰」『福井県史』通史編1 原始・古代

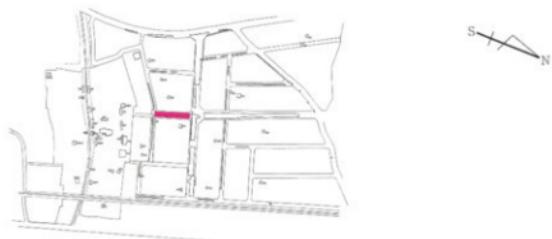
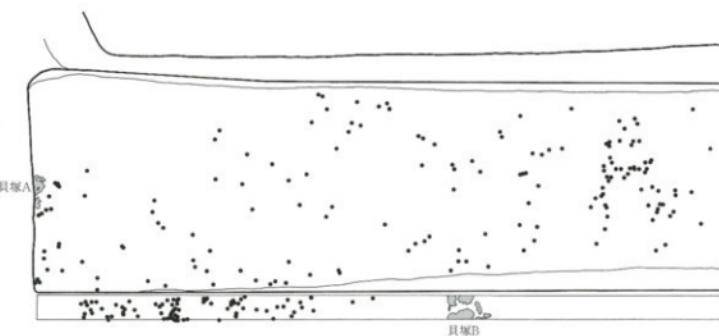
⑨ 貝塚

・唯区・都市計画事業に伴う10-1線調査区(第45図／図版13-30)

唯区の調査区南壁部分と個溝調査区からそれぞれ2基の奈良・平安時代に帰属する貝塚を検出した。

(貝塚A)

調査区南壁で検出した貝塚である。一部は調査区外へと続く。貝塚Aは6層を若干掘り下げた段階で確認された。検



第78図 唯区 奈良・平安時代遺構配置図(平成3年度都市計画事業に伴う幹線道路調査区)(S=1/200)

出した範囲は約1.3m×約0.45mと小規模である。廃棄された貝種とその重量比について、全体の半量をサンプル的に抽出し分析した結果は以下のとおりである。なお、下記は碎片のため貝種不明のものを除いた割合である。

総重量2125g。マガキガイ60.0%、マガキ16.0%、アサリ9.0%、アマオブネガイ5.6%、ヒメクボガイ4.9%、ウミニナ10%、その他オキシジミ、クジャクガイ、ウニレイシ、スガイ、トミガイ、マルタニシ、ヤマクルマガイ、イモガイ科の14種類である。この内、巻貝はマガキガイ・アマオブネ・ヒメクボガイ・ウミニナ・イモガイ科・ウニレイシ・スガイ・トミガイ・マルタニシ・ヤマクルマガイであり、他は二枚貝である。また、淡水産貝はマルタニシ、陸産貝はヤマクルマガイである。

(貝塚B)

側溝調査区で検出した貝塚である。東西方向は一部調査区外へと続く。貝塚Bは、5層紫コラに直接被覆されている。検出範囲は約1.8m×約1mと小規模である。廃棄された貝種とその重量比について、全体の半分の量をサンプル的に抽出し分析した結果は以下のとおりである。なお、下記は碎片のため貝種不明のものを除いた割合である。

総重量2,457g。マガキ40.0%、マガキガイ17.1%、オキシジミ14.1%、ハマグリ9.0%、アマオブネガイ6.3%、ウミニナ3.5%、インシダタミ3.2%、ヒメクボガイ2.4%、その他マツバガイ、ニシキウズ、イボニシ、アサリ、ウラウズガイ、クマノコガイ、イソシジミ、クジャクガイ、キクザルガイ科、カワニナ、イモガイ科の19種類である。この内、巻貝はマガキガイ、アマオブネガイ、ウミニナ、インシダタミ、ヒメクボガイ、マツバガイ、ニシキウズ、イボニシ、ウラウズガイ、クマノコガイ、カワニナ、イモガイ科であり、他は二枚貝である。また、淡水産貝はカワニナがある。

貝塚出土の貝種の特徴としては、海岸付近の砂地か岩場に生息する貝が多いことがある。したがって、付近の海岸で採取された可能性がある。貝塚Aではマガキガイが最も多く、重量パーセントで60%となる。一方、貝塚Bではマガキがもっとも多く、重量パーセントでは40%となる。6層における貝種の変化が見てとれる(P160参照)。

第2項 遺物（第79図～第84図、図版25～図版26）

① 須恵器(第79図4-1～4-23／図版25)

4-1～4-9は須恵器蓋である。ツマミを持つものと持たないものがある。

4-1と2は破片でありツマミ形状は不明である。4-1はかえりが明瞭である。口縁部の屈曲外面にやや凹みがある。天井部は回転ヘラ削りのちナデ調整が行われる。赤色に発色する。V区の出土である。4-2はVI区の出土である。

4-3はツマミ上面に突起が残り、宝珠状の痕跡を残す。器厚が厚く、かえりは痕跡程度である。口縁部の屈曲は明瞭な稜を持つ。昭和54年度の確認調査17-1トレレンチ堅穴建物出土である。

4-4はツマミ上面がほぼ平坦であり、天井部はやや凹んでいる。天井部は回転ヘラ削り調整が行われる。V区の出土である。

4-5はツマミ上面がやや凹んでいる。天井部外面のツマミ横に墨書きがある。割れにより墨書きの全体は不明であるが、「貝」の下半に見えることから、「真」と考えられる。天井部は回転ヘラ削りのちナデ調整が行われる。かえりは痕跡程度である。赤焼けの須恵器である。VI区の出土である。

4-6・4-7は破片である。かえりは痕跡程度である。天井部は回転ヘラ削りのちナデ調整が行われる。いずれもVI区出土である。

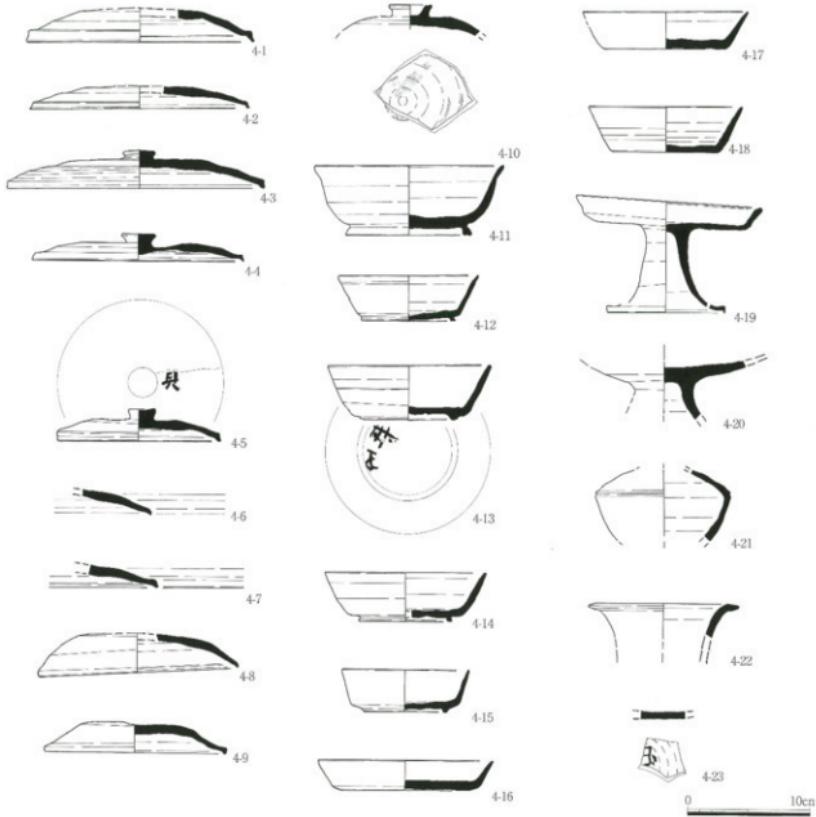
4-8は天井部にやや丸みが残るが、かえりがツマミ程度の痕跡状になっており、屈曲もゆるやかである。天井部は回転ヘラ削りのちナデ調整が行われる。V区出土である。

4-9は天井部がやや丸みを帯びる。かえりが痕跡程度であり、やや内側に向く。VI区3号掘立柱建物付近の出土である。VI区8号掘立柱建物付近の出土である。

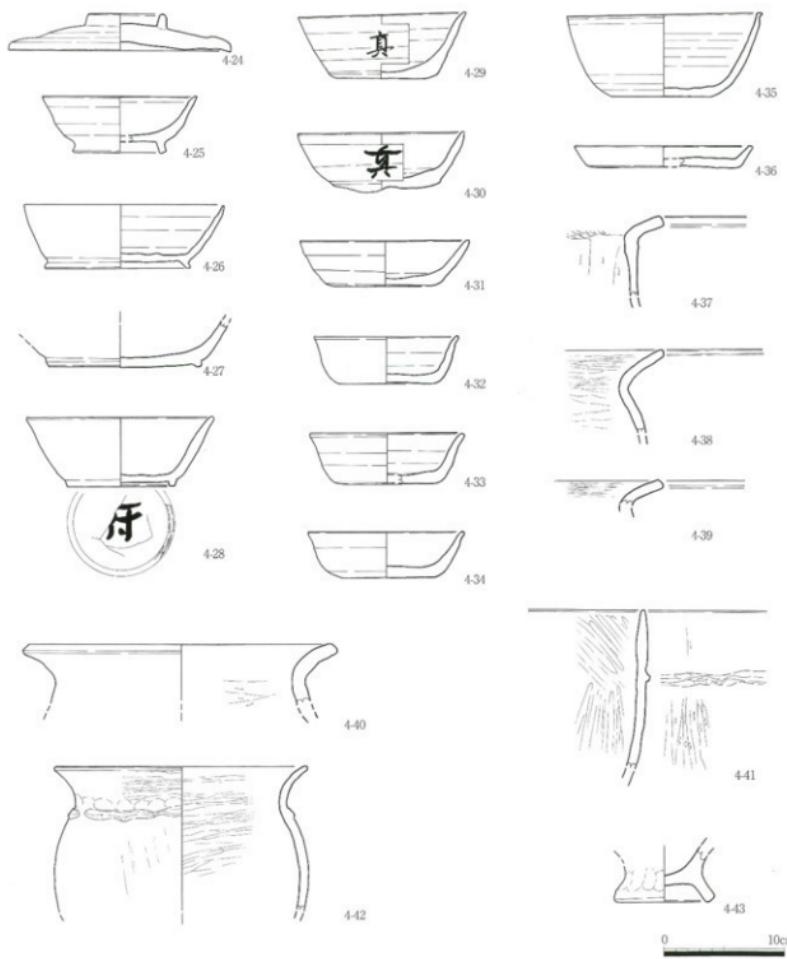
4-10は転用視である。内面に墨が残っており、墨を磨った痕跡とみられる黒色の条線が残る。ツマミは輪状を呈し、内面がやや外反している。I区出土である。

須恵器坏には、高台を持つもの(I類:4-11～4-15)と持たないもの(II類:4-18)がある。高台を持つ坏の高台部は、「ハ」字状に開くものと、底面に対して直立するものがある。

4-11は高台が「ハ」字状に開く。口縁部は外反し、口唇端にかけさらに緩やかに外反する。口唇端部は丸く仕上げら



第79図 奈良・平安時代遺物実測図1(須恵器)(S=1/4)



第80図 奈良・平安時代遺物実測図2(土師器)(S=1/4)

れる。VI区8号掘立柱建物付近で出土した。

4-12は口縁部が直立気味に外反する。VI区8号掘立柱建物付近の出土である。

4-13は底部外面に墨書きがあるが、文字は不明である。口縁部が開き、口唇部は丸みを帯び、高台はつぶれている。V区出土である。

4-14は口縁部が開く。VI区1号堅穴建物の出土である。

4-15は口縁部がやや直立気味に開く。口唇部は丸く仕上げられる。高台は逆台形であり、内外とも回転ヘラ削りのち回転ナデ調整が行われる。III区出土である。

4-18は高台を持たないII類の杯である。III区出土である。

4-16-17は皿である。4-16は口縁部が外反し、口唇端は丸みを帯びる。内外面とも回転ヘラ削りのち回転ナデ調整が行われる。内面にススが付着する。XI区出土である。

4-17も口縁部が外反し、内外面は回転ヘラ削りのち回転ナデ調整が行われる。底部は回転ヘラ削り後にナデが行われる。V区出土である。

4-19は高杯である。杯部は口径に比べ器高が低く、平坦な作りである。口縁部は外反する。内面は回転ナデ、外面は回転ヘラ削りのち回転ナデ調整が行われる。脚台端部は稜を作り屈曲し、明瞭なかえりがある。V区出土である。

4-20は高杯の脚部破片である。脚部は「ハ」字状に大きく開く。杯内面は調整痕が消え削痕が残る。外面は回転ヘラ削りのちナデ調整が行われる。盤である可能性もある。VI区出土である。

4-21は胴部径10.1cmと小型の長頸壺銅部片である。胴部最大径部分に沈線が一条巡る。内外面とも回転ヘラ削りのち回転ナデ調整が行われる。外部に自然釉が付着している。V区出土である。

4-22は長頸壺口縁部破片である。口縁部はラッパ状に外反し、口唇部は丸く仕上げられる。XI区4号住居埋土出土である。

4-23は須恵器杯の底部と考えられる。底部内面に墨書きがあるが、文字は不明である。I区出土である。

② 土師器(第80図4-24～4-43／図版25)

土師器には、蓋、壺、皿、盤等が出土している。

(蓋)

4-24は、V区出土の土師器蓋であり、赤褐色を呈する。ツマミは輪状で、器厚が厚い。口唇部はややつまんだ形状を呈する。

(壺)

土師器壺には高台を持つものI類と持たないものII類があり、I類では、高台が「ハ」字状に開くものと、底面に対しほぼ直立するものがある。II類は、いずれも底部は回転ヘラ切りのものである。口縁部は、口縁端部で若干外反するものと直立するものがある。

4-25はV区の出土であり、高台が高い。外面は回転ヘラ削りのちナデ調整、内面と高台は回転ナデ調整を行う。

4-26は平成4年度遺跡範囲確認調査区4トレンチで出土した土師器壺の略完形資料である。高台を有し、土師質の須恵器である。類似遺物は薩摩国分寺跡北築地地区で出土しており、8世紀後半代から上がらないものと考えられる。

4-27はXI区出土である。内外面とのナデ調整が行われる。

4-28は高台内面見込み部に墨書きがあり、「府」あるいは「厨」とされるが、「厨」の可能性が高い。高台接合部にはキザミを施し接着している。V区出土である。

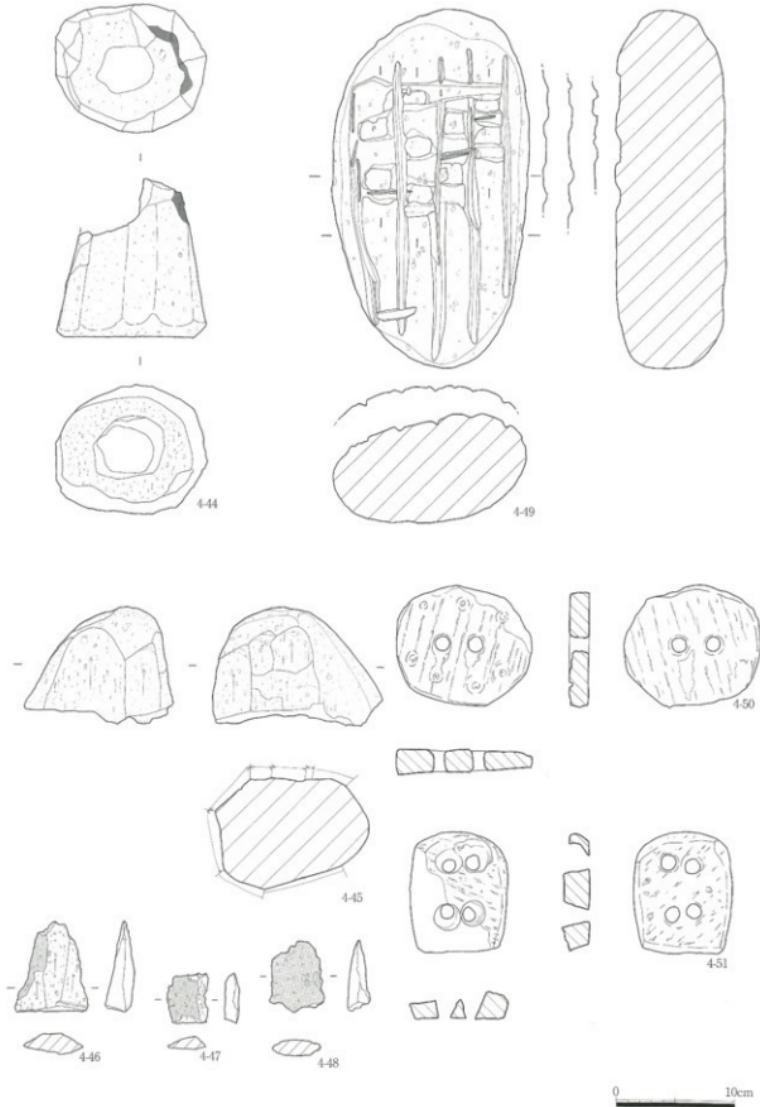
高台を持たないII類では、4-29、4-30の墨書き土器がある。いずれも外面に「真」と墨書きされるが、4-29は楷書体であり、4-30は行書体である。いずれもVI区の出土であり、4-29・4-30は8号掘立柱建物桁行付近で出土した。

4-31は口縁部がやや外反する。昭和61年度の国指定史跡確認調査10トレンチ1・2号土坑出土である。

4-32、4-33、4-34は口縁部が直立気味に立ち上がる。4-33、4-34はV区の出土である。4-34はVI区8号掘立柱建物付近で出土した。

4-35は、大型の杯である。器高が6.8cmと高い。外面に赤褐色のムラがあり、還元が不充分の須恵器にも見える。

土師器皿4-36は、底面に回転ヘラ切りの痕跡が残る。XI区の出土である。



第81図 奈良・平安時代遺物実測図3 (軽石加工品) (4-44 ~ 48:S=1/4、4-50 ~ 51:S=1/1)

土師器甕は、大きく3種類のものが出土する。4-37、38、39、40は、口縁部が外反し、内面にハケメおよびヘラケズリを施したものである。それに対し、4-41の口縁部は直立し、口縁部下に一条の突帶を施すもので、成川式土器の並貫式の特徴を残している。底部は脚台を有するものと思われる。また、4-42は、両者の折衷形態を持つものである。器形は前者の甕に近いが、突帶を施すなどの特徴を持つ。4-43は脚台である。上げ底の形状を呈し、成川式土器の特徴を残している。いずれもV区の出土である。

③ 軽石加工品(第81図 4-44 ~ 4-51)

平成5年度国指定史跡確認調査K2トレンチの4号堅穴建物からは、軽石製の鍛冶関連遺物と考えられる遺物が出土している。4-44は鍛冶炉の炉心付近から出土した軽石製輪羽口である。炉心に近い部分は表面が溶融している。刃物状の工具で面的な整形を丁寧に施し、断面台形状に整えている。中心軸に直径4cmの穿孔がある。

4-45は軽石製輪羽口の未成品と考えられる。頭大の軽石を分割し、分割面を底面に設定し4-44同様に面的な整形を施しているが、荒い整形段階で作業を中断している。また、軽石製輪羽口製作に伴う、軽石の残滓が出土している。4-46から4-48は、4-45の整形段階で削りとった削片である。

4-49は平成4年度国指定史跡確認調査K1トレンチの2号堅穴建物床面床面より若干上のレベルから出土した。軽石製品としては、古墳時代以降最大である。平面形は楕円形であり、裏面は平坦である。表面には、鋭利な工具によつて溝状の凹線と、面的に方形状の凸面を作り出しており、製作者の意図と規格性が伺える。製作工程に関しては、縦位の最長25cmの凹線を幅2.5cm ~ 3cm間隔で5条刻み、凹線間の細長い面を横位の凹線で升目状に区切る。その後、断面台形の凸面を1つおきに削り、市松模様状に凸面を残す。なお、この凹凸面の作出は表面の半分に留めている。

4-50・4-51は、昭和61年度の国指定史跡確認調査10トレンチの土坑1・2で出土した。

4-50は軽石製有孔円盤であり、厚さ4mmの板状に切り、側面を整形し、面を作り出している。平面形は楕円形状あるいは、八角形状に整形し、中央部分に直径3mm程度の穿孔が2ヶ所ある。穿孔は横軸に沿って並び、両面から施している。また、片面には、穿孔を行った工具で7ヶ所円文を施している。

4-51は軽石を厚さ5mmの板状に切り、曲線的な長方形状に整形している。頂辺は丸く整形している。4-50とは異なり、側面は斜めに整形している。片面からの穿孔が4ヶ所あるが、これが方形状に整列している。穿孔の直径は片面が5mm程度、裏面で3mm程度となる。

橋幸丸川遺跡6層中の青銅製巡方と青銅製丸綱の出土事例から、腰帯の使用が確実視されているが、軽石製加工品4-50と4-51については、形態的には巡方・丸綱とは異なっているが、これらの模造品の可能性を考えておきたい。特に、4-51は平面形が長方形状を呈しているため、巡方を意識した可能性がある。

石製の腰帯に関しては、延暦15年(796)に朝廷によって銅製の腰帯を停止し、雜石を用いるとの法令発布が行われたことが『日本後記』に記録されている。ただ、これについては、大同2年(807)年に再び銅製腰帯の使用を認め、弘仁元年(810)にまた禁止されたという紆余曲折がある。石製腰帯の出現に関して田中広明氏は、延暦15年(797)以降に限らず、これ以前においても確実に存在することを示している(田中 2006)が、軽石製模造品についても、このような時代背景を考慮する必要があると考える。

(文献)

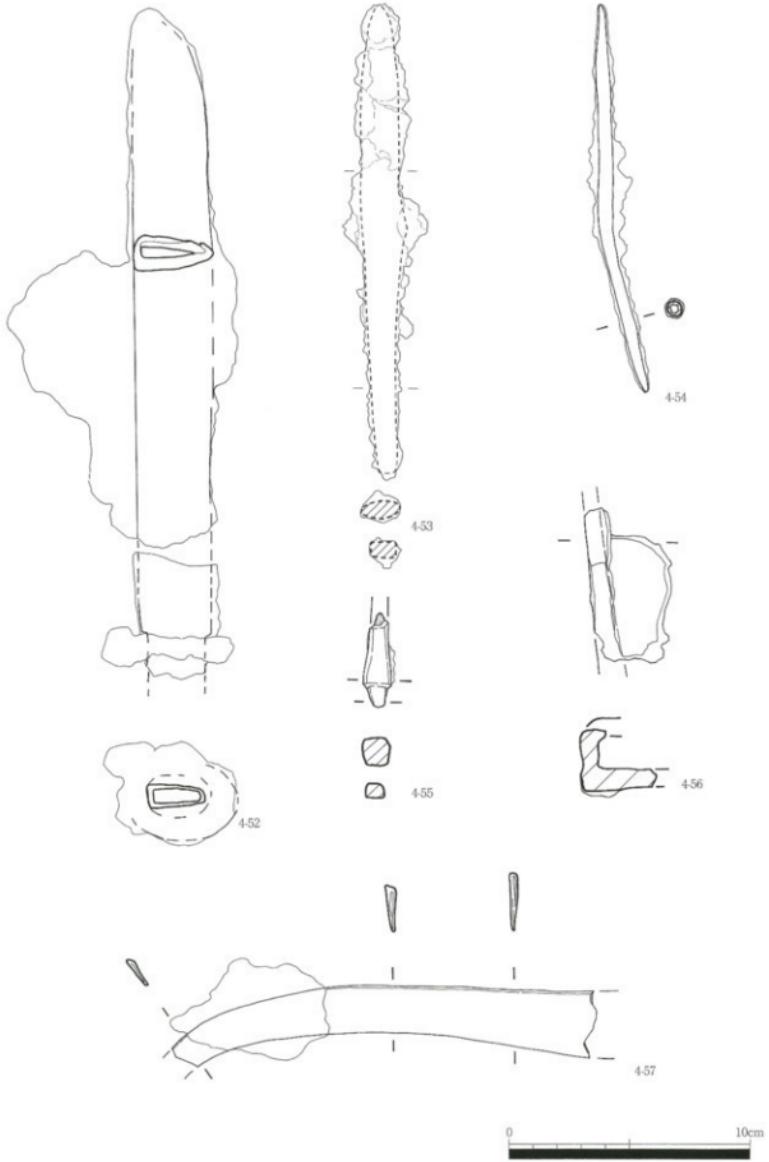
田中広明 2006 『国司の館－古代の地方官人たち』学生社

④ 鉄器(第82図 4-52 ~ 4-57)

4-52は、鉄刀である。刀身と鈔が装着された部分の2点が出土した。茎部分は一部欠損しているが、残存部分で長さ27.7cm、幅4cm、棟の厚さ1.5cmを測る。刀身の断面から、折り返し重ね鍛えによる平造の小刀で、区は両区を直角に切り込む。鉢はやや丸みを帯びる。下水道トレンチ④の出土である。

この鉄刀については、金属学的の調査の結果、廃材を転用する精鍛鍛冶の半溶解状態のものであることが判明している。また、砂鉄系原料に基づく鉄素材の可能性が指摘されている(大澤正己 1992)。

4-53は先端が尖った鉄製品であり、中央で折れ曲がっている。断面はほぼ正円であり、内部に方形の空洞が見られる。器種は不明である。平成4年度遺跡確認調査区3トレンチの出土である。



第82図 奈良・平安時代遺物実測図4(鉄器)(S=1/2)

4-54は両先端が尖った鉄製品であり、中央から折れ曲がっている。平成5年度国指定史跡K2トレンチ6層出土である。

4-55は鉄族等の基部と考えられる。断面が方形に仕上げられており、その中心部分には組織の異なる鉄素材が残存する。平成5年度国指定史跡K2トレンチ6層中の出土である。

4-56は、断面が「コ」字あるいは「ロ」字になる鉄製品で、厚さ8mm程度の素材を折り曲げて製作したものである。鉄斧などの袋状の基部の可能性もある。平成5年度国指定史跡K2トレンチ6層中の出土である。

4-57は鉄鎌の刃部である。先端部にかけて湾曲し、湾曲の内弧に刃部が認められる。先端部と基部は欠損している。断面には、板状素材を折り曲げて重ねた痕跡が明瞭にみられる。平成5年度国指定史跡K2トレンチ6層中の出土である。

⑤ 青銅製帶金具(第83図4-58・4-59)

V区・VI区の6層中からは、青銅製帶金具が出土している。

4-58は青銅製丸釘である。幅3.9cm、高さ2.5cm、厚さ0.1cmで半円形を呈する。右上部に一ヵ所孔が残っているが、鋸が発達した左上部にも孔があるものとみられる。表面の一部に金が残っており、鍍金が施されていたものと考えられる。VI区2号掘立柱建物の南側で出土した。

4-59は青銅製四方である。復元幅約5.2cm、高さ3.5cm、厚さ1.5cmの方形を呈する。V区で出土した。残存率の高い左半の上下隅に円形の膨らみがみられるが、孔とみられる。また、破片にも孔とみられる箇所があり、本来四隅に孔があったものと考えられる。V区倒壊建物西側の6層中出土である。

青銅製帶金具の存続期間に関しては、腰帶の使用開始が慶雲4年(707)年であり、銅製腰帶の使用禁止が弘仁元年(810)年であるため、その間である。なお、延暦15年(796)から大同2年(807)の間一時的に禁止されていたため、707年から796年と807年から810年の期間とされている(西谷 1997)。したがって、橋本札川遺跡出土の帶金具もほぼ8世紀の範疇か、下っても9世紀初頭の遺物と考えられる。

4-60は開元通宝である。I区出土である。

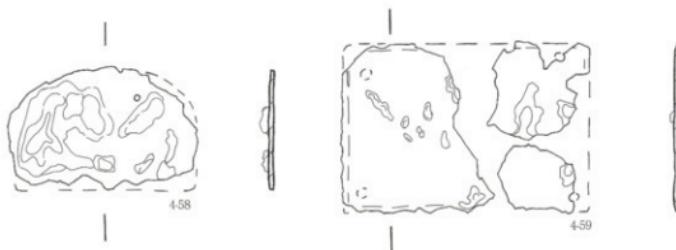
(文献)

西谷 正 1997 「九州出土の銅帯・石帶地名表」『人類史研究』第9号 人類史研究会

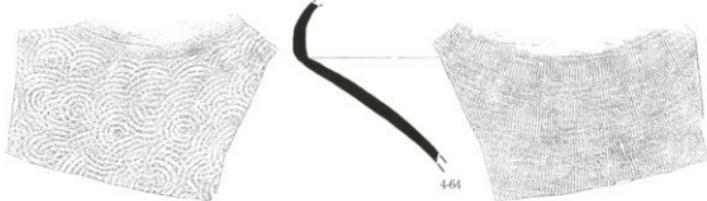
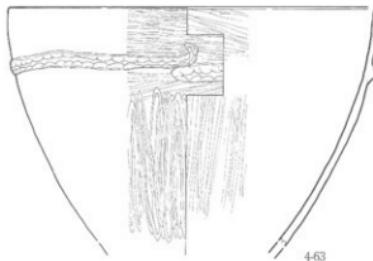
⑥ K1トレンチ2号竪穴建物出土土器(第84図4-61～4-65／図版26)

平成4年度に実施した国指定史跡確認調査K1トレンチ2号竪穴建物は、7層青コラを掘りぬき造営され、廃棄後に竪穴が埋没途上の窪地状を呈している段階で、5層紫コラ火山灰が被覆した建物である。このため、建物から出土した土器は874年を下ることはなく、7世紀後半以降の時期に帰属するものである。

4-61と63は床面から若干浮いた状態で出土したが、一部床に接しており、また、完形率が高いことから、2号竪穴建物に伴うものと考えられる。4-61・4-63は壺形土器である。4-61はほぼ完形であり、内外面ともにミガキが施される。口縁部外面には、一条突帯がめぐり、底部は脚台を有する。



第83図 奈良・平安時代遺物実測図5(青銅製帶金具)(S=1/1)



0 10cm

第84図 K 1 レンチ 奈良・平安時代 2号窓穴建物出土遺物 (S=1/4)

4-63は脚部が欠損している。内外面にはミガキが施され、口縁部直下に一条の突帯を施す。突帯は粘土紐を貼り付けていたものであり、始点と終点がずれている。これは、成川式土器に特徴的な属性であり、その系統にあることを示す。

4-62は鉢形土器である。2号竪穴建物埋土中出土である。口縁直下に一条突帯を貼り付けており、突帯が始点と終点が繋がらず、片方が曲がり口縁付近まで延びている。

4-64は須恵器大壺の頭部から肩部にかけての破片である。外面は平行タタキ、内面は同心円タタキがみられる。2号竪穴建物埋土中出土である。

4-65は鍛治滓と考えられるものであるが、土製輪羽口の一部が溶着したものである。残存部分から、羽口の直径は外径4.5cm、内径3.2cmであり、筒状の土製品と考えられる。鍛治滓は腕形を呈し、上面はガラス質の溶融面がある。
(文献)

大澤正己 1992 「橋牟礼川遺跡出土鉄刀及び鍛冶中途鉄塊酸化凝固物の金属的調査」『橋牟礼川遺跡Ⅲ』 指宿市教育委員会

中村 浩 1991 『和泉陶邑窯の研究—須恵器生産の基礎的考察—』柏書房

第3項 奈良～平安時代の調査のまとめ

① 公的施設の存在

橋牟礼川遺跡において、大規模な発掘調査が実施されたのが都市計画事業においてであり、6層中から公的施設に関連すると考えられる遺物の出土があった。具体的には、「厨」墨書き土器、「真」墨書き土器、転用硯、青銅製帶金具、鉄製刀子である。いずれも、V区・VI区を中心に出土しているが、当該期の須恵器・土器類もV区・VI区に集中している。この調査区は古墳時代においても、竪穴住居が重層的に建てられた居住域の中心部分と考えられる地点であり、奈良～平安時代の竪穴建物や掘立柱建物が複数検出されている。さらに、近隣調査区では極めて密に設置された杭列が検出されている。

出土遺物のうち、「厨」墨書き土器に関してだが、鹿児島県内における出土例としては、出水市尾崎B遺跡、薩摩川内市薩摩国府跡、鹿児島市一ノ宮遺跡、いちき串木野市椿城跡、安茶ヶ原遺跡、市ノ原遺跡第1地点、南さつま市金峰町芝原遺跡がある。永山修一氏は「厨」は要職に伴う施設を意味するとし、「厨」の墨書き土器が出土した一ノ宮遺跡など5遺跡の墨書き土器以外の遺物や、古代の国府と郡衙を結ぶ官道の存在を考慮し、「厨」墨書き土器出土遺跡に関しては、官衙であった可能性や、あるいは官道沿いの地であり、国司巡行の際などにその地で要職が行なわれていた地点である可能性を指摘している(永山 2000)。

橋牟礼川遺跡出土の「厨」墨書き土器の年代観に関して、柴田博子氏の教示では、字体が大きく丁寧ではなく、8世紀的ではなく、9世紀代に下る可能性を示唆している。一方、「真」の墨書きに関しては、小ぶりで丁寧な字体から8世紀代に収まるものとのことであり、いずれも8世紀後半から9世紀初頭とされている(柴田 2006)。なお、「真」は「真人」との関係を考える向きもある。

青銅製帶金具の「丸鞘」「巡方」に関しては、銅製であり表面に鍍金の痕跡が残っている。757年施行の養老令の第19衣服令中朝服条には、金銀装の腰帶は五位以上としている。したがって、出土帶金具は「通貴」と呼ばれる貴族階級の人物が使用していたことになる。しかしながら、柳木謙周氏によると、8世紀前期から律令政府は、國家の諸費用を肩代わりして私物を献上する者に位階を与えて、民間の私富を導入する獻物叙位政策を行っており、地方の豪族や富豪たちにとって自らの富を政治的地位に結びつける絶好の機会であったとし、多くは郡司の地位にある者が行ったとしている(柳木 1993)。このことは、地方郡家にも五位の人物がいた可能性を示している。なお、永山修一氏の教示では、薩摩国の郡司には外五位の人物がいることが資料上確認できているが、8世紀代に関する記録では掛宿郡では該当者がいないとのことである。

ところで、青銅製帶金具のうち「丸鞘」「巡方」には、本来垂飾りを装着した穴の痕跡である「垂孔」が設けられるが、橋牟礼川遺跡出土のものにはみられない。田中広明氏は、「丸鞘」「巡方」いずれも、「垂孔」の形式的変遷が大孔→小孔→細長孔と変化することを示し、さらに、細長孔の金具には孔の無い裏金具が対応するとしている(田中 2006)。このことから、橋牟礼川遺跡出土の青銅製品は「丸鞘」「巡方」の裏金具である可能性も出てくるのである。そうであれば、時期的には最も新しい段階の金具であることを示している。既述のように、橋牟礼川遺跡出土の帶金具の年代観は、ほぼ8世紀の範疇か、下っても9世紀初頭に帰属するとしたが、上記のことからは、8世紀後半から9世紀初頭の時期に限定さ

れる可能性を示すものと考えたい。

I 区出土の転用硯に関しては、輪状のツマミを有するものであり、8世紀代に帰属すると考えられる。

遺構のうち、掘立柱建物は VI 区の 2 軒となるが、2 号建物の南側で青銅製帶金具が出土し、8 号建物の東面の桁付近で墨書き土器「真」が出土している。建物の配置は後述する敷領遺跡のような方位を意識した規格性は見出せるとはいえず、また、敷領遺跡にある正倉のような縦柱建物の検出も現在のところない。このように建物の検出例が少ないので、橋牟礼川遺跡の調査が、都市計画事業に伴う道路部分(最大で 12m 幅)に限られることが要因になっているとみられる。一方、I 区、II 区、向吉地点 2 トレンチにおいて杭列が検出されている。これらは、間隔が 10cm 程度と極めて密な配列であり、IV 区では二重に設けられ、複雑な構造の出入口も設けられている。横列は、河川東西で配置されており、方向はいずれも暗南北に向いている。IV 区では道路と並行する箇所があり、平成 7 年度向吉地点 2 トレンチにおいては円弧を描き、方向転換しているとみられる。このような配置をみると杭列が横列である可能性があり、河川を挟む東側と西側の空間をそれぞれ区画するとともに、防衛的性格の施設である可能性を考える必要がある。その場合は郡家などの公的施設に伴うものである可能性が想定できる。

6 層中の出土遺物が示す郡家の施設の存在時期に関しては、「尉」墨書き土器と帶金具からは 8 世紀後半から 9 世紀初頭の可能性が示されているが、「真」墨書き土器等は 8 世紀代に帰属するものと考えられ、その範囲で郡家の施設が所在したと考えられる。

一方、IV 区において検出された馬骨埋納土坑は、6 層上面付近から掘削しており、874 年に近い時期の遺構である。既述のように、これは朝廷により禁止令が出された殺馬祭祀に関連する遺構であり、874 年に近い時期においては郡家の施設がこの地ではなく、一帯が耕作地化していたことを示していると考えられる。

(文献)

永山修一 2009 『隼人と日本古代』 同成社

柳木謙周 1993 「四 若越出身の官人たち」『福井県史』通史編

田中広明 2006 『国司の館—古代の地方官人たち』 学生社

下山 覚 1996 「杭列の時期と評価」『橋牟礼川遺跡 IV』 指宿市教育委員会

柴田博子 2006 『鹿児島県の墨書き土器』『先史・古代の鹿児島 通史編』 鹿児島県教育委員会

② 橋牟礼川遺跡 6 層における遺構等の変遷 文獻との比較

橋牟礼川遺跡 6 層をその出土遺物や遺構から下山は、A 期、B 期、C 期の 3 時期に区分した。年代は A 期が青コラ火山灰堆積後から 8 世紀前半、B 期が 8 世紀後半から 9 世紀前半、C 期が 874 年までとしている。

各期の遺構遺物の状況は、A 期においては青コラ火山灰降下前からの貝塚が造営され続けており、K 1・K 2 トレンチで検出された堅穴建物が造営されている時期となり、さらに成川式土器の甕を使用するなど、古墳時代以来の伝統を継承している時期である。B 期は、須恵器や土師器が主に出土するようになり、中でも墨書き土器、転用硯、青銅製帶金具等、郡家の施設に関連する遺物が出土している。また、遺構に関しては、掘立柱建物が主体となっている時期である。C 期は郡家の施設が移動等によりなくなり、畠等に土地が転用されるなどして畠地が著しく拡大する段階である。C 期に該当する遺物が極めて少ない状況にある。

6 層は、7 世紀後半から 874 年の約 200 年間に對応する。奇しくも、文献上で南九州に居住する人々が「隼人」と呼称された時期とほぼ重なる。南九州の「隼人」の文献上の初出は、「日本書紀」天武十一(682) 年七月条「隼人多來、貢方物」であり、最後の記述は、「類聚国史」延暦二十四(805) 年正月「永停大替隼人風俗歌舞」である。天平 8 年(736) の「薩摩國正税帳」からは、薩摩国には 13 郡が設置されており、このうち 2 郡が「非隼人郡」(高城郡・出水郡) であり、11 郡が「隼人郡」とされる。橋牟礼川遺跡が所在する「掛宿郡」は「隼人郡」のひとつであるとともに、1 郡 1 郷をとる 3 郡の一つであり、全国と異なる変則的統治形態の下にあった(永山 1999)。また、薩摩国自体が他国と異なっており、税収に粟が 30% も含まれるなど他国にはない状況であり、財政状況としては最下級の状態であった(中村 1993)。

薩摩国で班田制が施行されるのは、延暦 19 年(800) であるが、橋牟礼川遺跡での 800 年段階には、郡家の施設が所在していたとみられ、また、建物が集中する V・VI 区以外の調査区でも、874 年面と比較したとき、明確な耕作地とみられる遺構が検出されていないことから、畠が拡大する時期は C 期とされる。したがって、上記の時期区分では C 期の開始は

9世紀後半の時期となることが確認できる。敷領遺跡においても水田造営はC期とされるが、この状況が班田制の完全な定着とみた場合、隼人11郡でも最南端の掛宿郡での班田制の定着時期が、その施行からずれている状況と映るところである。「隼人」という呼称に関しては、上述のように朝廷側からの呼称であり、使用時期が朝貢時期とオーバーラップするなど、朝廷の地方政策の中で用いられた語であり、考古資料と一致しないことは下山の指摘のとおりである。朝廷による支配の実施によって、古墳時代までの伝統的生活形態に変化が生じていく過程が、橋本礼川遺跡の6層中にみえる文化変容となってあらわれたものといえる。

(文献)

- 中村明蔵 1993 『隼人と律令国家』 名著出版
永山修一 1999 『隼人と南島の世界』『鹿児島県の歴史』 山川出版社